Ⅲ 会議経過一覧

	開催日	掲載ページ	開催内容等
1	平成 27 年 9 月 15 日	47	三田市人権のまちづくり推進委員会第5期の役割等について
2	平成 27 年 10 月 5 日	48	ルーブリックづくりの試行について
3	平成 27 年 11 月 9 日	51	ルーブリックづくりの試行について
4	平成 27 年 12 月 21 日	54	同和問題を対象としたルーブリックの試案について
5	平成 28 年 1 月 25 日	60	同和問題を対象としたルーブリックの試案について
6	平成 28 年 2 月 22 日	66	同和問題を対象としたルーブリックの試案について
7	平成 28 年 3 月 28 日	73	女性施策を対象としたルーブリックの試案について
8	平成 28 年 4 月 25 日	77	女性施策を対象としたルーブリックの試案について
9	平成28年6月6日	82	高齢者施策を対象としたルーブリックの試案について
10	平成 28 年 6 月 27 日	86	高齢者施策を対象としたルーブリックの試案について
11	平成 28 年 7 月 25 日	89	子ども施策を対象としたルーブリックの試案について
12	平成 28 年 8 月 29 日	93	子ども施策を対象としたルーブリックの試案について
13	平成 28 年 9 月 26 日	98	外国人施策を対象としたルーブリックの試案について
14	平成 28 年 10 月 24 日	103	外国人施策を対象としたルーブリックの試案について
15	平成 28 年 11 月 28 日	107	障がい者施策を対象としたルーブリックの試案について
16	平成 28 年 12 月 26 日	111	障がい者施策を対象としたルーブリックの試案について
17	平成 29 年 2 月 6 日	114	「人権のまち」実現に向けての進捗状況の評価・点検にかか
			る答申(案)について
18	平成 29 年 3 月 6 日	119	「人権のまち」実現に向けての進捗状況の評価・点検にかか
			る答申(案)について
19	平成 29 年 3 月 27 日	121	「人権のまち」実現に向けての進捗状況の評価・点検にかか る答申(案)について

Ⅷ 会議の概要

第1回委員会	開催日時開催場所	平成 27 年 9 月 15 日 (火) 17:30~19:30 まちづくり協働センター 6 F 多目的ホール
--------	----------	--

事務局

三田市人権のまちづくり推進委員会開会宣言。会議の成立を報告

市長

市長挨拶、委嘱状の交付

事務局

委員・事務局の紹介

事務局

委員長、副委員長の選任

立候補、推薦、ともになかったため、事務局案を提案。委員長に土屋貴志委員、副委員長に田口文夫委員を提案。 異義がなかったため、事務局案どおり承認決定

委員長

委員長挨拶

市長

諮問の手交(市長読み上げ)

事務局

三田市人権施策基本方針、第4期答申、第5期委員会(概要、スケジュール)を説明

委員長

委員会の開催にあたりスケジュールを確認する。委員会は、月1回程度、第5期全体で 15 回程度行う。活動の内容は、具体的には、評価基準作り及び人権施策の点検をする。本年度は、同和問題、高齢者、女性の3分野を対象施策とする予定である。この委員会は三田市の附属機関として位置づけられているので、議事録をホームページで公開することになる。皆さんにご確認いただいた後、公開する。諮問は「三田市人権施策基本方針をふまえ『人権のまち』実現に向けての推進状況の評価・点検について委員会の意見を求めます」、項目は「『人権のまち』実現に向けての推進状況の評価・点検の実施」となっている。この「評価・点検」は、人権のまちづくり推進委員会としては、第4期で初めて課題に上がったわけではない。人権のまちづくり推進委員会の流れとしては、第1期のC分科会があり、その流れを受けて第4期の委員会が行われた。第4期委員会においては、評価点検における評価のあり方を検討し、こういうやり方をしたらいいのではないかというものを提案して任務を終えた。実際の評価に関する方向としては、評価者と実施担当者と対象当事者の三者が話し合いながら行う「ルーブリック」づくりを通し、評価基準を明文化していく。ポイントは、評価者だけで評価基準を定めるのではなく、実施担当者と対象当事者も含めて、話し合いの場を設けることにある。そして、重点的な事業を取り上げて、この評価基準を作っていく。以上、第5期の委員会の課題について、説明させていただいた。事務局から昨年度1年間の取組について説明していただきたい。

事務局

人権推進課で行っている事業をリストアップし、その事業の目的、状況、成果、課題をまとめた。さらに、「平和を考える市民のつどい」と「フレンドシップデイ・イン・サンダ」に関し、第4期の答申について説明を行った上で、ルーブリックづくりの試行を行った。評価基準や評価の観点の抽出が難しかった。

委員長

分野担当の班分けや時間配分の参考にさせていただく。

委員

評価基準づくりといっても具体的に何をどうしていくのかイメージできない。

委員長

施策一覧表を事務局に作成させている。施策によっては 100 以上の事務事業が存在するので、すべての事業を 取り上げるわけではい。これを評価することが人権のまちづくりの推進につながるだろうと思われるいくつか典 型的な事業を、皆さんで話し合ってピックアップし、それについて具体的に何をどこまで求めるのか、というこ とをルーブリックとして作っていきたい。

委員長

質問等はないか。観点を見つけるのは難しいと思う。施策へのかかわりの有無によっても観点の抽出に影響する。 実際に取り組んでみることで、アイデアが出てくると思う。人権関連の話に限ったことではないが、ルーチン(決まり切った作業)にやっていると何のためにやっているのかわからなくなってくる。それをあらためて考える機会にもなる。

副委員長

私は、障がいのある生徒たちとかかわってきた。「私たちのことを私たちのいないところで決めないで」というのがある。ダイバーシティ(多様性)の考え方から、様々な立場におかれた方に参加していただいた方がいいのではないか。

委員長

評価基準を作成する上では、当事者の方も参加していただきたいと考えている。

委員

たとえば同和問題なら今自分が同和問題について何か思うところを出し合ってもらうとか、高齢者問題なら現状 や自分が高齢者に接していて考えていることを出し合ったらいい。

委員長

次回は、人権のまちづくり推進委員会そのものを評価対象にしてルーブリックづくりの試行を行いたい。各委員と事務局に、それぞれ一人ひとり思っているところをもってきていただければと思う。今日はこれで閉会とする。

第2回委員会 <ルーブリックの試行>	開催日時開催場所	平成 27 年 10 月 5 日 (月) 市役所本庁舎 6 F委員会室	18:00~20:00
-----------------------	----------	--	-------------

委員長

第2回三田市人権のまちづくり推進委員会を始める。今日は20時までを予定している。

本題に入るが、ルーブリックを使って実際に三田市で行われている人権のまちづくりに関する施策及び事業を評価するということが我々の役目となっている。今回の作業の目的の一つは、ルーブリックづくりということについて我々が理解を共有すること、もう一つは、何を目標とし、どんなことをしていくかということについて、委員の皆さんとイメージを共有していくこと。そのために、ルーブリックを使いながら、三田市の人権のまちづくり推進委員会自体についての評価基準づくりを試みてみる。「自分は、委員ではあるものの、一市民として、この委員会に何を期待するか」というように、少し視点を変えて考えて頂きたい。自分たちのやっていることを、評価する立場に身を置いて見ると、どうだろうか、何をどこまでやれるのだろうか、ということを考えていかなければならない。私の心づもりとして、まずは、この委員会で皆さんは、何を期待して、また何をしよう・何をすべきだと思って、集まっているかということについて、理解を共有することを目標としたい。この委員会が何の役割を果たすのかという理解や、この委員会に何を期待するのか、何が任務だと考えているのか、ということの共有も必要になってくる。いずれにしても、初めに表を作って、観点や評点を空欄に書き込んでいくことだけでは、絶対にうまくいかないと思う。まずは、この委員会に対する思いを共有していくということが一番大事だと思っている。このような内容で良いか。何か他にもっと良い提案があれば出して欲しい。

委員

他の委員と、人権のまちづくり推進委員会の目的は何かについて、話し合いをしたことがある。その委員の方は、ルーブリックを作って、行政の方たちを含めて、人権施策の発展的な改善等をグラフにし、どこまで進捗しているかを確認するのが自分の役割かなと話していた。一方、私は三田市に人権条例を作るのが目的なのかと思っていた。私たちの話し合いの中でもそうであったように、参加している委員の思いがバラバラだったら、なかなか進めていくのが難しいので、意思統一をしておいた方が良いのではないか。

委員長

この委員会の役割だとか、今後のことを踏まえ、どうまとめれば良いか。

委員

皆で思いを共有することが必要だ。

委員

「人権」は幅が広い。それぞれの解釈が違うと目的が違ってしまう。憲法には「人権」とは無制限ではなく公共の福祉によって制限されるとあるから、どこまでが人権かとか、そういうところを定義づけてからやるべきでは

ないか。

委員長

人権の定義まで到達することができるかどうかわからないが、共通理解は必要だろう。後は、人権という言葉が さす中身が重要である。また、この委員会はどういう経緯でできているのかということの理解も必要だ。

委員

委員会の目的について、設置根拠となる条例等には説明がないが、基本方針等のどこかに説明されているのか。

委員

私の人権に対する考え方は、国連等の子どもの人権、女性の人権などの国際規約、日本国憲法、三田市人権施策 基本方針にみられるように、「人権」というのは三田市だけのものではなく、さらには、日本だけのものでもな く、全世界共通の人類共通の価値であると捉えている。だから、評価の観点としては、人権の尊重がなされてい るか、人権が擁護されているか、あるいは人権救済が行われているか、そういった事が一番初めにくると思う。

委員長

推進委員会の答申を受けて、市が何を実施し、何が実施できなかったのかを確認することも必要だ。たとえば、 三田市のなかでの取り組みとして、皆さんが三田市同和教育研究協議会のことを知っているとは限らないので、 委員から三田市同和教育研究協議会の説明をお願いしたい。

委員

三田市同和教育研究協議会を構成する団体としては、19 の地域部会があり、学習活動や発表を行っている。また、常任理事会では、啓発・研修部、調査・研究部、企画部の3つの部会を設け、三田市同和教育研究協議会の活動や組織をより充実・発展させるための話し合いを行っている。

副委員長

補足すると、小学校の校区をベースとして地域部会を作り、まとめ役が三田市同和教育研究協議会ということになる。同和教育の推進という中で、三田市同和教育研究協議会という名前となっているが、中には、様々な人権 啓発も行っているし、総合的に人権の尊重をする体制づくりをしようということになっている。

委員長

三田市同和教育研究協議会は協働団体という位置づけと思うが、協働団体だから勝手にやっているというのではなくて、三田市同和教育研究協議会の予算は市から拠出してもらっているため、市として推進しているということをわかってもらいたい。現状を理解してどのように推進を図っていくかというのは一つの観点になる。また、人権基本方針がどのように反映されているのかというのも、この委員会そのものの評価にかかわってくる。

委員

各委員は、それぞれの場所で、それぞれの役目をもってご活躍をされていると思うが、必ずしも人権に関する専門性、たとえば弁護士などの資格をもって対応しているわけではないと思う。第4期答申書にはかなり難しい用語や言葉が見受けられる。「ルーブリック」や「レーダーチャート」とか、これらがホームページへ掲載されるわけであるが、それを見た市民は、理解できるものだろうか。我々の目的は、いかにわかりやすい言葉で市民に提示することができるか。ルーブリックは手法であって目的ではない。市民にわかりやすく説明していけることが大切ではないか。

委員長

そのとおりだと思う。ただ、なぜ「ルーブリック」ということが書かれた答申書になったのかというと、第1期 C分科会での議論を引き継いでいる。また、我々が一般に抱きやすい評価・点検に対するイメージを、ある意味、 ひっくりかえさなければならなかった。それには「ルーブリック」という聞き慣れない言葉を使うなど、いろんな手だてが必要だった。

委員

市の人権施策や事業の全体像がわかるものがあればいい。

委員

評価をすることの厳しさを感じている。実際、いろんな活動に参加はしているが、事業のそれぞれをいざ評価するとなると難しいし、他の分野については事業そのものがわからないので評価ができない。評価基準の設定の仕方を一つとっても、どれだけできたらどこまでの評価をつけることが適当なのか、また、1(ランク)の評価とした場合、それを2(ランク)や3(ランク)にしていくにはどうすれば良いのか。市民の側からするとわかりにくいことばかり。答申書を読んでみても、同じ意味のことが違った表現で繰り返されているフレーズがあり、文章が複雑。6分野の評価・点検は諮問の内容とはなっているものの、具体的な目標設定もしてもらいたい。

委員長

どこまで評価・点検をやれるかというのは、当委員会を自己評価する際のポイントになってくる。目標を高く設定しすぎても、意欲をそいでしまうことがある。励ます評価を考える場合、評価基準の設定そのものを柔軟に考えていく必要がある。ただ、分野共通の評価表を作って点数を入れていくというだけでは「励ます評価」にならない。評価のあり方も含めて、皆さんと人権施策に関し議論ができればと思う。

委員

評価基準のランク設定の程度がよくわからない。

委員

6分野全ての対象当事者の聞き取りは可能なのか。過去の答申は市民に周知できたのか。行政は答申を事業化することができたのか。我々の成果と課題は何なのか。

委員

第4期答申書の中にもどういうことをして欲しいということが記載されている。つまり、評価・点検の目的とか、 人権のまちづくりを「励ます」評価とするためにはどうするのか、とか。これらをベースに観点を6つ考えた。 ①市民のためのコミュニケーションと評価になっているか。②成長を促進する励ます評価になっているか。③評価基準を定める過程はどうか。④実施担当者と当事者の参加はどうか。⑤評価基準はどうか。⑥事項の選定はどのようになされているか。第4期答申で述べられていることの実現が、今回取り組むべき内容であると理解している。

委員

10 年程前に市民意識調査がされている。これからすると市民の人権に対する意識は非常に高い。しかし、高い数値だけをみて、意識が高いと納得していいのかと思う。というのは、市内の様々な行事に参加するが、参加率が非常に少ないのではないか。また、参加者も同じ方が参加されている。新しい方の発掘ができていないという課題があるのではないかと思う。そういう意味では、三田市が市民意識調査を基にして、どれだけその課題を拾いあげて、解決しようという施策をとって来られたかということが問題になってくるのではないかと思う。

委員

人権に関する市民意識調査の回答率が低かったように思う。私としては、回答率が低いということは、人権に対する意識が低いと認識している。

委員

隣どうしでもお付き合いがないというのが現状だと思う。権利は主張するが干渉はして欲しくない。障がい者、高齢者、被差別部落の人たちが体験してきたような差別だったり、人権侵害だったり、そういうことをわかっていない人が多くなってきているのではないか。人権が希薄化してしまったような気がする。そういう点をしっかりすくいあげた資料を作っていく必要があると思う。

委員長

事務局はどうか。

事務局

人権のまちづくり推進委員会は、市民の皆さんの意見を聞かせていただく場というふうに考えている。そういったことが十分に議論していただけるような委員会になり、それを踏まえて答申をいただくことができればと思う。

事務局

それぞれの意見に対して、また別の委員から意見がある。意見がかみ合っていくことがこの委員会に求められている部分であって欲しい。

事務局

人権施策の評価はしづらいからこそ、わかりやすいルーブリックを作っていく必要がある。市民だけでなく、職員にとっても人権施策が理解しやすいルーブリックを作っていきたい。

委員長

答申書が市民に伝わることと市の担当者に伝わることの両方が必要なので、これも一つの観点かと思う。6分野全部の評価・点検ができるかということも観点になる。市の担当者に響くということも観点になる。こういった感じで、観点は4つくらい設定するのが適当かなと思う。段階は10段階だと細かすぎるし、3段階だと荒すぎるし、5段階くらいが適当かと思う。たとえば、わかりやすさの理想形はどういうものか。わかりにくさとはどういうものか。最高と最低を作っておけば、まん中あたりもわかってくる。こういう形で埋めていくということにもう少し取り組んでみたい。我々の会そのものを俎上に上げて、評価基準を作ってみようというのが、いま取組んでいる内容である。今日まとめたもの以外の観点については次回また考えてきて出してほしい。観点は5つくらい設定したい。私も時間を節約するために、観点の原案を考えてくる。ポイントは、この委員会を、自分た

ちで自分たちを励まし、いかに良い委員会にしていくかだ。では、次回の日程は、11 月 9 日 (月) 16 時からの 開催とする。それと次々回 (第 4 回) は年末が近づくと皆さん何かとお忙しくなると思われるが、12 月 21 日 (月) 18 時からでお願いする。

第3回委員会 <ルーブリックの試行> 開催日時 開催場所 平成 27 年 11 月 9 日 (月) 16:00~18:00 市役所本庁舎 6 F 委員会室

委員長

第3回三田市人権のまちづくり推進委員会を始める。始めに前回の議事録の確認をする。意見があれば発言願い たい。いまは特にないようだが、気づいた点があれば、あとで事務局まで報告願いたい。それでは、本題である ルーブリック作りの試行に移る。前回、委員から意見をいただいて、このような表を作った。個々に書き出して いきたい。まちづくり委員会そのものを俎上に上げて評価をしていくということになると、どんな基準を評価の 観点にもっていけばいいのかというのがテーマになる。枠の中に入れていくので、表計算ソフトで枠を作成した。 これで、ルーブリックのイメージを作っていきたい。こういった表だが、縦列は、評点。これを何段階にするか。 例示としては5段階にしてある。5は、得点が高くなるので、良い評価。1は、得点が少ないので低い評価とな る。大事なのは、横の行に記載されている観点。何を評価するのか。前回まとめた観点を参照すると、その中で 大事なことが二つある。一つ目には、委員会の役割。市の附属機関で設置されているということは、市に対して 何をするのか。市民に対してどういう役割を果たすのか。二つ目には、委員会はどうあるべきか。それと、とこ ろどころ空欄にしてある。今日、話し合いを進める中で、入れていこうと思うし、どういった評価基準になって いくかというのは、話し合いの中で決まっていくのではないかと考えている。だから、今回の目的は、ルーブリ ックとはこんなイメージなんだということを共有する。委員の意見を書き出して明文化することによって、何を どう評価するのか。これらが、第4期目の答申書にあったルーブリックのイメージということになる。先ほどの 写真(第3回委員会での議事内容)の中からいくつか取り上げてみて、委員同士の共通の認識を持つというのは 委員会のあり方ということで、ここに入れてある。そして同じように、お互いに議論ができるという項目。それ から、答申の施策の反映の仕方であるとか、わかりやすい言葉で表現する。課題として我々に与えられている人 権施策6分野の評価・点検がきちんと果たされているか。これらを一つ一つ表の中へ入れていくと、諮問された 課題は6分野全てに適切に評価・点検をするということだろうから、こうなるのかなと。これも皆さんのご意見 をいただいて、これをたたき台として話し合いを進めていきたい。この例示では観点が9つあるが、実際には多 いと思っている。市民から見て、5つくらいの観点に絞った方がわかりやすいのではないかなと思う。そのあた りも議論したい。しかし、あくまでもルーブリックづくりの手順と考え方を共有するところにあるので、この表 を完成させることが今回の目的ではない。未記入箇所があっても構わない。私の説明は以上となる。委員の皆さ んはいかがか。まず、これからやっていくことについて質問等を受ける。

委員

行政がどこまで人権施策を進めているかということまで議論するのか。

委員長

何を考えて欲しいのかというと、この委員会は何なのかということ。我々が何をすることができるかということだけではなくて、市としてそれをどういうふうに活かして欲しいのか。また、手順として、これで、いいのかということ。あと、中身を入れていくというのは、次の議論になる。

委員

ルーブリックとはこういうものだということをまず始めに掴もうということか。

委員長

それが一番の目的となる。実はこの後、次回以降の進め方を相談しなければいけない。今までの内容は我々が今まで取り組んでいるそのものだからわかるが、同和問題を始めとして、施策の評価・点検に入っていかないとこれは果たせないので、それまでに、やり方を掴む必要があるので、進め方に関してご質問をお願いする。

委員

委員長の例示では9つの観点があった。これは多すぎるということで、この中のメンバーで、5つに絞ったらいいのではないかという話合いを今からすると考えたらいいのか。

委員長

それも含めて。進め方等に関して他にいかがか。

副委員長

わかりやすいという観点。前回の委員会(第2回)のわかりやすいというのが、単に文言が高校生にも十分に理解できるというような言葉の問題ではなくて、三田市が人権に関する基本方針を策定していて、どのように委員会の活動の中で練られ、行政とともにどういう協働作業をしていて、どういう形で市民に対してわかりやすく見えているのか。この委員会が単に、市長から諮問を受けて、第5期としては、「それぞれの施策について6分野を評価・点検していく」というそのこと自身をわかりやすく市民に見えるようにという視点で評価基準を作った。だから、文言がわかりやすいという形ではなくて、具体的な行動として、委員がタウンミーティングをしただとか、そういう具体的な取り組みが具体的な評価基準になるのではないかという見方になった。「わかりやすい」の共通理解も必要だ。言葉的にはわかり易いはわかりやすい。高校生にもわかりやすいというのは、専門家が使うような難しい言葉を使うのではないのではないかと思うが、行政と両輪で動いているというその動きが、市民の方に施策と相まってどうわかりやすく写っているか。我々がこうして集まって評価基準をつくるためにルーブリックを作っていることが、市民にとってわかりやすいのかどうか。という気がした。市民からみたら人権のまちづくり推進委員会そのものがわかりにくい方もおられるのではないか。

委員

私は選出母体である団体の立場から意見を提供できると思う。三同教の考え方と選出団体の考え方は近いが、違うところもある。選出団体の考えをどう出していくか。他の方々と意見がぶつかり合うのではなく、我々の意見と皆さんの意見が相まって一つのものができることが理想であると考える。

委員長

そういうのも評価基準の中に盛り込んでいければと思う。こちらの表の中では、具体的な団体名は上げていないが、協働団体の考えはそれぞれあるので、意見を出し合って、すり合わせていただきたい。

委員

高校生にも理解できるというのが一番上に入っているが、私は中学生でもわかるという表現にして欲しい。

委員長

言葉がわかりやすいということと中身が伝わるということは別のことだ。前回は言葉のわかりやすさということがあったので、ここに入れた。今日の議論では、言葉だけがわかりやすくてもそもそも仕組みがわからなければわかりやすいとはいえない。観点をこれから絞っていくが、絞ったときに、これがどれだけの重要性を持つことができるかということになると思う。これを一つ上げるのか。それとも市民に理解をしていただくという表現にして、たとえば、この下の方に言葉だけわかりやすいというのがあると思う。言葉の観点として書いたので、高校生とか専門家っていう書き方になったが、言葉はわかりやすいが、仕組みまでわからないというのはこの辺に位置づくかもしれない。観点の書き方は工夫できる。ただ、観点の中に評価する事柄が複数できてしまうと、つけやすくはなるが、全体としては見えにくくなる。

委員

わかりやすいということだが、市民等に伝わったかという視点からみたら、周知できたか、啓発できたかという ものが観点に該当するのではないか。

委員長

そのとおりだと思う。答申の中身というよりも、委員会が何をするのかが、そもそも伝わっていないという話が あった。知るとわかるの違いもあった。具体的な言葉もいくつかあるが、そうすると言葉も含めての話になって くると思う。高校生でも中学生でもわかるというのは、たとえば、到達目標にすることもできるし、小学生も含 めてというのもありうるが、この辺りが変わってくる。市役所の担当部局しかわからないとか。人権推進課しか わからないとか。事業関係者にしかわからない。最低ラインがこの辺だろうか。実際のところ事業の関係者、今 も申し上げたが、行政と協働団体の詳しい方はわかっているであろうということだが、そうすると真ん中あたり をどのくらいのレベルでとるか。いろんな指標があるかとは思う。事業担当者とは誰なのかということだ。つま り先ほど出ていた人権意識のある方は皆わかっている。人権意識を普段から意識していない人にはわからない。 書き方も「理解できる」という書き方にするか。「できていいな」という書き方にするかによって、捉え方が違 ってくる。よく言われることだが、コップに水が半分しか入っていないと考えるのか、コップには水が半分も入 っていると考えるか。同じ事柄であっても表現を変えることによって観点が十分にも見えるし、不十分にも見え る。また、行政評価一般について、数値化しろというのはどこでも言われる。なぜ数値目標と言われるのかとい うと、達成したかしていないか、見えやすいからではある。ただし、数値化して見えやすくなったからといって、 中身は伴っているんだろうかという疑問もある。たとえば私の仕事で例を挙げると、レポートの採点の場合。100 点満点として、例えば、仮に同じ重みのもつ設問が100問並んでいて66問できていれば66点というのはわか りやすい。だがレポートのテーマはもっと抽象的で、例えば「倫理学の講義内容について述べよ」というような

問題だと、数値が後からついてくる。これは出来が良い、これはふつう、これはまだまだ、と、だいたい3段階 の評価になるが、それらの区別はある程度はっきりしている。例えば、この学生のレポートは講義を全然聞いて なかったとなると当然下にいくわけで、講義は聴いていたけれども自分の考えは表明できていないというのは真 ん中あたりとか、講義を聴いていた上でちゃんと理解して考えを展開しているなというものは上の方とかになる。 それを A 評価とか B 評価とか C 評価に当てはめて、B 評価であれば 70 点台だから 70 点~79 点である、と点数 化していく。そうすると最終的に、78点とか66点という数値が出てくる。70点台でも例えば、この学生より この学生の方ができているな、と見ていくと、72点、74点、76点と2点ずつくらいの差が出てくる。それから、 誤字があると 1 点引くとかでも点差はつく。先ほどの委員の話に戻るが、抽象的だけれども、十分・不十分とい うのがわかるように、評価者の間、および当事者も含めてルーブリック作りをやっていきたいと思っている。評 価している人達の間で共通理解ができているというのが大事。例えば、人権についての地域部会で研修会をやる といつも同じメンバーしか来ない、というのは評点としては低くなるとか。あるいは、人権というテーマについ て、お隣の人と気軽に話題にできる、例えば、ゴミ出しに行ったときに気軽に話題にできるか。それから、人権 という言葉に「暗い」というイメージがあったりする、とこれも下の方の評点になる、など。数値化すれば共有 されるのかというと、私は必ずしもそうではないと思っている。それよりも、評価基準は抽象的だけれども、お 互いに具体的な例を共有できれば、評価基準の文言自体は抽象的であってもいい。それも、評価した人達の間だ けで共有しているのではなくて、これはなぜ3になるのかといった時にそれを説明できる形にしておくというの が、このルーブリック作りであろう。だから、まだまだ説明は必要で、ここに書いたから全部終わりではない。 中身も大事で、大変といえば大変で、時間もものすごくかかる。もうすでにこれだけ時間もかかっている。1個 1個やっていったら大変だということもわかるが、そういうのが評価であってほしい。

委員

ルーブリックを考えるにあたってそもそも2つのことを考えていた。一つ目は先ほど言われていた数字に表わせ ないようなこと。どなたがどういう理解をされたか、分かる、知っているという区割りをしていくとこは点数的 にはつきにくい評価であって、もちろん検証というのもなかなか難しい。ただ、取り扱うテーマが人権というこ となので、そういう表現をせざるを得ない項目もあろうかと思う。逆に言うと、数字ではっきりわかる物差しっ ていうものもあるはず。ただ、わかりやすいとか、行政に反映させるという指摘も前回出ていたが、それについ ては数値化はなかなか難しい。抽象的な表現で「高校生が理解できる」とかそういう話になるのかと思うが、逆 に数字ではかるべきこともあると理解している。例えば第5期の人権推進委員会に求められているのは「6分野 の評価を作りなさい」ということで、例えば、第5期としては6分野全てのシートができましたっていうのは一 番良い5点で、議論が長引いた結果、蓋を開けたら一つしかできなかった。というのが1点、というように認識 する。それぞれの人権課題があろうかと思うが、一つの分野だけを取り上げて行うのであれば、当然評定は低い であろうし、その中の二つの分野を取り上げていれば点数は上げていこうという、そういう数値で逆に後で検証 できるようにすべき項目と、先程言われたように数値化しない方がむしろ「高校生が理解できる」という表現に した方が良い項目と、二パターンに分かれると思う。ただ、今議論にあがっている事柄は数値化すべきでないだ ろうと思っている。そもそも「励ます評価をしなさい」というのが脈々とあるが、私の理解としては、点数を高 くつければ励まされたと安易な考えでおり、その中でわかりやすいかどうかでは、市民とか行政担当者ともにま ったくわからないのが 1 と最低レベルにしておいて、人権に興味のない方にも伝わるようにするのが最大の 5 点として、その間が活動に携わっている方には概ねわかるとか良く理解されているとかを中に1から5の間には めていったという作業をしてみた。その作業の中で先ほど申し上げたとおり、あえて数字で何%何件とくくるべ き話と、くくらない方が良い話と、まず区割りしていく。作業としては数値化する方がわかりやすいが、結果と して評価は作ったけれども、この基準は何だったんだ、その基準が委員会の中でしか通用しない基準で正しいか どうかの検証がきかなかったとしたらそれは、いかがなものかと思う。

委員長

まずは全部の分野の課題に答えているが、とりあえず作ったけれども形だけ整えたというのもあると思うので、そこを真ん中にしてみる。半分が 2、3分の 1以下が 1 で、6分野すべてに使える評価表ができている。しかもそれによって人権施策が進むというのができていれば満点とする。例えばそのような書き方もできると思う。だから数値化できるところはすべきだが、できないところは無理してすることもないということだ。しかし、最終的には数値で判断されることもある。先程の成績の話でいうと、点数の中身は後では問題にならないとなってしまいがちではある。しかし数値の理由に戻れるというか、ではなぜ 80 点なのかというと、後でたどれるようにしておくということが大事なことで、何らかのかたちで残さないといけないと思っている。

委員

わかりやすい言葉で説明するだけでは、なかなか事業化されないことがある。結局一番大事なのは、事業化されて成果となってまちづくりができるということだ。励ますための評価というのはそういうことだと思う。その場合に、人権尊重のまちづくりというのが、基本計画にある。将来のあるべき姿としてあらゆる差別を早期に解消し、互いの人権が尊重され全ての人が互いに認め合う社会になっている。これが三田市としてのあるべき姿であると思う。こういう形にもっていくために、市民の皆さんにどういう提案をするか。PDCAを循環させていく限り、これはものすごい大きな目的だ。これが最終課題だと思う。これを市民・行政・協働団体が協力してするためのルーブリックづくりをするのかなと思う。

委員長

それも目的の一つではある。3回目になって我々も話し合ってきて、この委員会はなんだろうかというところから、従来の答申もすべて実現されているわけではないし、傍聴席が誰も来ないということは、この委員会のことをほとんど誰も知らない。実は、私自身も委員になるまでは、この推進委員会の存在すら知らなかった。ということはこの委員会は、市の行政の中においても、市民の意識という点においても、人権活動にかかわっている人たちの間ですら、ほとんど認知されていないということになる。皆に知られずに、縁の下の力持ちでしっかりやっているというのもありうるが、それを市民に知って欲しいということで上の方に上げていく。だが、広報周知ということを一つの評価にしないで、周知徹底できていないが事業関係者の中では役割と業績の功績は認められているというのも悪くない、という考え方もある。縁の下の力持ちでいいのだということになると、広報周知よりもむしろ、実際に答申が施策に反映されることの方が大事かもしれない。そういうふうに分けて考えることもできる。観点を分ければ両方を考えられる。一つの観点に入れてしまうと二つを同時に満たしていれば上の方になるし、満たしていなければ、下の方になる。どちらを重視するかによって、入れ方が変わってくるということだ。

委員

第4期答申書に評価基準を定める過程に実施担当者と当事者が参加するとあるが、どういうふうにコミュニケーションを図っていくのか。

委員長

私のイメージでは、評価のテーブルというのは我々委員だけがつくわけではない。サービスを受けている方も必要だ。もちろん委員はみんな市民ではあるが、活動に携わっていない市民もいる。点検・評価することも、市民とのコミュニケーションの一つだ。

委員長

ルーブリック作りの試行を2回にわたって取り組んだが、実際のところまだ表のかたちにはなっていないというのは明らかで、大変で時間がかかる作業だ。ルーブリック作りに関していうと、今私が思っているのは、原案がいるということだ。今回は、前回出た意見を私が枠の中に書いてきたが、もう少しきちんとした形で項目を5つくらいにしたものを、相談しながら事前に作っておいて、それをたたき台にして検討する必要がある。形をつけるだけにならないようにしたいが、一方で、時間が限られている中、できるだけいいものは作りたい。何らかの形で原案を作っておくのは、ルーブリック作りの中では必要である。そろそろ具体的な作業を始めないといけないと思っている。人権推進課が事務局であるので、6分野の中であるとすれば、まずは、同和問題から始めるのが適当かと思う。

委員

全員で一緒に一つの分野について取り組むのか。

委員長

まずは皆で、同和問題に関して取り組む。

委員長

同和問題ということなので、委員にもご協力をいただいて、関係団体から来ていただいて、事業担当者としては 人権推進課という理解でよいと思う。次回は12月21日(月)18:00~この場所で決まっているので、よろしくお願いする。では委員会はこれで終了する。

│ 開催場所 │ 市役所本庁舎6F委員会室	第4回委員会	開催日時	平成 27 年 12 月 21 日 (月)	18:00~20:00	
◇同州问题 /	第4回安貞云 <同和問題>	開催場所	市役所本庁舎6F委員会室		

委員長

今日は同和問題を取りあげる。まず、前回第3回の議事録内容を確認願いたい。特に意見はないか。本日は同和

問題をめぐる事業、施策ということで特別にお願いして、施策の対象となる関係者として福本さん、大東さんに ご足労いただいた。前回まで検討したように、本人権のまちづくり推進委員会のやり方としては、評価点検とい うのは、委員だけで行うのではなく、対象になっている方々とか、施策の推進に実際携わっている者、つまり今 回は人権推進課が中心になるが、評価する側すなわち評価者と、施策対象者、それから事業担当者の三者が、一 同に会して検討していくと考え、今日は、福本さんと大東さんにお越しいただいた。事務局の方から福本さんと 大東さんの紹介をお願いする。

事務局

福本さんは、第4期三田市人権のまちづくり推進委員を務めていただいた。大東さんは、第1期から第3期までの間、本委員会の委員を務めていただいた。

委員長

前回の第3回委員会では具体的な事業を二つ程度取りあげて検討すると申し上げたが、その後事務局と T 委員とも相談し、具体的事業だけを取りあげるというのではなくて、施策全般の評価をしていきたいということになった。事務局が作成したルーブリックの原案をお手元にお配りしている。『三田市人権施策基本方針』の冊子では、8ページと9ページが同和問題の分野別施策の推進ということになる。この同和問題に関し、「基本認識と今後の方向」が9ページに載っている。ここに①から⑤まで「今後の方向」が施策の方向としてあげられている。それぞれについて、表に観点と評価基準を書き込む形でルーブリックの原案を作った。今後の予定としては、今回の第4回と次回の第5回の2回で、ルーブリックの検討と三田市の進捗具合を同時に点検していければと考えている。それぞれルーブリックの中で、1行目に横並びになっているのが、それぞれの今後の方向に関する観点を事務局で用意していただいたものだ。もう少し他の観点が必要ではないかとか、あるいはこの観点とこの観点を事務局で用意していただいたものだ。もう少し他の観点が必要ではないかとか、あるいはこの観点とこの観点を一緒にできるのではないかとか、ご意見を伺いたい。それぞれの観点に関しては、程度によって「1」から「5」の評点になる。今日の委員会に関しては、事務局の方から事前に配布しているルーブリックの主旨等に関して説明をいただいて、それから委員のみなさんのご意見をいただく。それでは、事務局より配布資料等の中身の説明をお願いする。

事務局

まず今後の方向の一点目「あらゆる機会を通して、市民の人権意識を高め、豊かな人権感覚を育むための啓発活 動を推進します」という一つの方向性について素案を考えた。観点の一つに周知・啓発という項目を入れ、周知 の仕方や方法、また誰を対象にしているのか、そういう観点を設定した。広報・ホームページを基本媒体とし、 わかりやすさ、伝わりやすさ、中学生でも理解ができ、あらゆる世代を対象に広く啓発を行うことを目標として いる。評点「5」があらゆる世代を対象に広く啓発が行われている。中学生以上が理解できるように説明が加え られている。学習教材としても活用されている。有効に活用されている。というのが評価「5」としている。そ れが段々できていない、少なくしているという状態を最低評価「1」という評点としている。続いて、理解度・ 満足度では、人権を考える市民のつどいや啓発講座でアンケートを取るが、それが大変満足であった、大変深ま った、このような啓発事業を積極的、継続的に行うべきだという意見・感想を評点「5」とした。それが段々減 っていくのを「1」とした。その次、数字で見る進捗状況だが、啓発講座や人権を考える市民のつどいの参加者 数や啓発講座の開催数や数量、人権さんだ、標語・ポスター、三同教の啓発事業、そういう数がどうなのかとい う指標で5段階にした。続いて、達成度。人権意識のアンケート調査を達成度の指標とした。人権意識アンケー トで前回よりも高くなっているということを5点とし、以下順次下げていった。協働・連携だが、市民団体との 協働体制の確立。人権を学ぶ啓発講座のあり様を評価の対象としている。評点5は、市民団体と行政の役割分担 ができており、協力体制が確立している。市民が課題解決のため率先して講座を企画し、賛同する仲間を集めて いるというのを、評点「5」とした。

事務局

今後の方向の②として「部落差別解消に向けた、市民や地域・団体等の取り組みを支援していきます」ということで、まず差別の実態。差別事象が発生しない。もしくは未然に防げた。原因追究もなされた。それを評点「5」としている。真ん中として、差別事象が発生し、防ぐことも究明もしきれなかった。「1」点として、深刻な部落差別事象が発生する。行政として防ぐことも調査もまったくなされなかった。続いて、周知だが、支援活動の周知の仕方、方法また情報の更新を評価対象とする観点としている。他市の啓発事業や新しい人権課題にもアンテナを張り迅速に情報が提供できている、ということを5点とし、以下逓減している。それから三つ目、市民あるいは団体との協働連携という観点を設定した。市としては、市民参加の機会を積極的に設けている状況を理想像としている。それから逐次逓減をかけている。数字で見る推進状況では、私どもが所有している視聴覚教材の貸出数とか、学習相談の件数であるとか、私ども人権推進課の方に来られて講師さんの紹介とか、こちらの方か

ら助言をしていくとか、講演の回数とか、その辺を観点に入れている。次に理解度。部落差別解消に向けた取り 組みがどのようなもとで推進されているか。自分のこととしてあらゆる差別解消に向けて、住みよいまちづくり を進める取り組みを積極的にあらゆる団体が推進している、というのを評点「5」としている。続きまして今後 の方向③。学校、園、所やPTAなどの社会教育団体、企業やボランティア等とのネットワークを構築し、市民 との協働による同和教育を一層推進します。という方向性。学校や PTA で実施されている同和問題をテーマに した研修会が、積極的にほとんどの学校や PTA で取り扱われている、実施されているというのを評点5にして いる。取り組んでいない、消極的な状況を段々下げていっている。次に周知ということで、三同教を始めとする 社会教育団体の同和教育に関する取り組みの状況。どれだけそういう社会教育団体の活動が広く市民に伝わって いるか、またその活動に参加しているか。多くが参加しているのを評点5としている。続いて、協働・連携だが、 市民あるいは団体とともに市民主体のまちづくりを進めるに当たり、積極的に市民が関わっていただきたい、市 民参加の機会を積極的に設ける、理想像を観点に入れている。四つ目として、数字でみる進捗状況。特に三同教 の三田幸せプロジェクトの実施分科会の回数、参加者数、そういうものがどれだけ前年度より増えたか、あるい は減ったのか、それらを一つの評価基準としている。それから、理解度・満足度。学校や PTA などの団体、あ るいは啓発講座、幸せプロジェクトそのようなアンケートの回答が、大変有意義であった。というのが約3分の 2、65%以上あるというのを評点5としている。方向性④。5ページになる。人権相談及び人権侵害に対する被 害者救済等についての体制づくりを進めます。ということで、人権相談センター機能の整備状況。相談機能が十 分整備されて、人権相談や人権侵害に対する被害者救済策が十分されているというのを評点の「5」に入れてい る。その次、周知。人権相談窓口を多くの市民が知っている。周知徹底が計られている。女性問題もあるし、高 齢者もあるが、特に人権に関する窓口が十分知れわたっている、というのを「5」としている。それから、数字 で見る推進状況だが、本人通知制度の登録者数の増とか相談窓口に来られる相談者の数、そういうのを数値で評 価していこうとしている。それから体制・整備だが、相談窓口がそれぞれの担当でやっているが、ネットワーク が十分できているか、連携が十分とれているか。とれているというのを評点「5」としている。続いて、6ペー ジ。今後の方向として「行政及び教職員等人権に関わりの深い人々の研修を充実させ、差別解消の主体者として の資質を高めます」。行政及び教職員等が市民の先頭に立って、主体性を持って同和問題をはじめとするあらゆ る差別について市民等に対して説明が十分できるかどうか。9割以上の人ができるというのを評点5として、あ まりできない、人数が少ないというのを評点「1」の方へ順次下げている。次に数字で見る推進状況だが、人権 研修の参加の回数、実施回数が前年度より5割以上増えているというのを評点「5」としている。それが少なく なっていく程評点も下げている。続いて、理解度・満足度。それでは、その人権研修を受けて理解したのか、や や不満だったのかを評価指標にしている。人権研修を受けて十分に理解できて研修の満足度も高いというのを評 点「5」にしている。最後にその研修の質の問題だが、質の高い研修になっていたか。ということで、庁外の研 修や講演会にも積極的に参加、活用している。人権課題について自主制作の指導案に基づき最新の状況を反映し た教材を使用しているというのを評点「5」としている。マンネリ化しているような状況は評点を下げている。 以上、5つの方向性について、事務局の方でこのようにルーブリック試案を作成したので、ご意見いただければ ありがたい。

委員長

参考資料として○○市にある○○地区のニュースを配布している。今までのところで何かご質問はあるか。それでは、今日、ご来場いただいている福本さんと大東さんに忌憚のない意見を賜りたい。

福本

今、委員長から紹介のあった〇〇地区について説明をさせていただく。今年の5月に発覚した差別事件だが、〇〇市内の業者の自宅に対して、差別投書があった。これが事件の発端。内容は、若干ここにふれてあるが、部落差別に関するかなりえげつない内容だ。それと前後して、〇〇市においても、同じような内容の投書があった。〇〇では、チラシとして各戸配布されていた。文章の内容が似通っているため、同一人物による犯行かとも言われている。〇〇の場合は、中年男性が、自転車に乗りながら、一軒一軒ポスティングをしていた。多くの目撃情報があるので、人物も特定されている。今回は、内容はあまりに酷いので、先月〇〇警察署へ行った。捜査は進んでいるので、犯人も特定されるだろうと思っている。このニュースを見ていただいたら、地域の動き、行政の動き、差別者を追い詰めていくような内容が具体的に記載されているので、ルーブリックにもいろいろ記述はなされているが、部落差別の現実問題に対して、どういう取り組みがなされているかというのは、参考になるのではないかと思う。三田でも、10年近く前になるが、ある地区でA4用紙 B 枚に部落差別に関することが綿綿と綴られていた事件があった。子どもたちの通学時の集合場所の建物の前に、あえて目に触れるような状態にしてあった。〇〇地区での事件は対岸の火事ではなく、三田でも起こっている。市内にある市営住宅で住人を攻撃す

るために、部落問題を利用して、差別的な文章を作って、個人やその周囲のポストへ投函していたという事件もある。ただ、三田の場合は、犯人探しはしない。しても無駄なことはわかっているので。それよりも、市民にそのことを訴え、部落差別は歴然と残っているということを市民に訴えて、犯人に対する警告も含めて、市民運動として部落差別を許さないという取り組みを行っていこうという方針がある中で、三田市同和教育研究協議会やPTAとか様々な団体を対象に学習会を徹底していただいた。このことが功を奏して、当時の取り組み以降、差別ビラのばら撒きやJRトイレでの落書きを目にすることがなくなった。今のところは、発見されていないので、おさまったのではないかと思っている。 \bigcirc 0の場合は、 \bigcirc 0のチラシと酷似しているので、同一犯によるものかと言われている。今回の事件では、マスコミが取りあげ、大々的に報道をしていただいたので、我々としては評価している。以上が \bigcirc 0支部であった差別事件の説明だが、なぜ私がこのようなニュースを持参したかというと、部落差別が三田市でも綿綿と残っているという事実を把握できないまま、部落問題が机上の空論として取りあげられ議論されていくことに対して危機感をもっていたので。そうではなく、実際にそういうことが行われているということを皆さんにご理解をいただきたい。

委員長

今の意見に対して何か質問はあるか。

委員

今説明いただいた差別事象だが、私にはあまり情報が入ってこない。人権さんだ等で情報提供がある場合には、 差別の実態を知る機会を得ることになるが、インターネットを調べてみたりしない限り、目にすることがないの ではないかと思った。福本さんの説明を聞いていて、市民が部落差別の実態を把握しているのだろうかと疑問に 思った。

福本

そこが核心なのだと思う。市民からすると部落差別は見えてこない。差別事象は現実に起きているということを 踏まえたうえで、部落差別はなくしていかないといけない。部落差別という問題は被差別部落の人だけではない、 地区外の人たちへもかかわりが出てくるのだということを、ルーブリックでも明らかにしていただきたい。それ と同時に差別の実態を訴えていきたい。

委員長

私の方から2点確認したい。○○地区の件だが、○○の事例と同一人物となると、わざわざ○○から郵便で送りつけたのか。つまり、自治体の境界を越えてしまうのか。そうだとすると、三田の中では一生懸命啓発活動に取り組んでいても、越境してくることもある。

福本

三田の支協にも差別文書は送られてくるが、消印をみると東京になっていたりする。そんなところからなぜ、私たちの事務所の所在地がわかるのかと不思議に思うことがある。

委員長

もちろん三田市からは発送する人がいなくなって欲しい。実際の差別事象ということでは今後の方向の②になると思うが、部落差別事象が発生しないというのも、三田市に限った取り組みでしか考えていないと、外から送られてきて発生してしまうということになると思う。この点に難しさを感じた。あと、事務局に確認なのだが、差別の実態のところだけ、評点が3段階となっているがこれはどういうことか。

事務局

評点を 5 段階としていないのは、差別事象が発生するかしないか、いろんな差別の種類が程度によって、この差別が「3」でこの差別が「4」でというように程度による差別があるかないかの二極と考え、3 段階としている。だから発生しないは「5」。発生してしまって「3」。それからすると評点は「1」と「5」だけでもいいと考えている。命にかかわるより深刻な差別が発生してしまった場合、「1」と。差別の内容によって軽重や軽微を問うことはできないと考えたので 3 段階とした。

委員長

そうすると、「3」は、部落差別事象が起こってしまった、防ぐことも究明もしきれなかった。起きていないというのは「5」であるということか。一方、差別事象の中でも深刻なものが起こってしまった場合には「1」になっているということか。それと、件数ではないということか。1件以上起きていれば、「5」になり得ず、「4」でもなくて、「3」以下であると。

事務局

数によって、少なかったら良い。数が多かったらいけないとかいうものではない。発生する、しないとしている。

委員長

差別事象には、深刻なものと深刻ではないものがあるのか。

事務局

命にかかわるものが、深刻。自死に至るケースもあるので、それは深刻にあてはまる。

委員

死に至らなかったら、深刻ではないのか。差別は本人にとっては全て深刻ではないか。

委員長

福本さんが話された、過去に三田で発生した差別ビラ事件では、評点としては、「3」に該当するのか。「4」「2」の斜め線のところに表現方法を変えて記述する方法もあるかと思うが、この案だと「3」くらいか。

事務局

「3」なのだろうけれども、委員が言われたように内容によって軽重・軽微を問うのはおかしな話だといっておきながら、命にかかわったら深刻で「1」にしましたというのは矛盾しているが。一方、どの差別も深刻でない差別はないと考えると、「1」と「5」でもいいのではないか。その辺はご意見をいただきたい。

委員長

他にないか。

委員

委員が言われたことは当然のことだと思うが、深刻さとかそういうことではなく、そのことについて、防ぐために何かすることができたのか。そういう事象があれば、段階というものをつけられると思う。本人にとってどれだけ深刻かというのは、その人その人でとり方は違うので、そのあたりは判断ができないと思う。外からみて、何かしらの対処がとられたかということが、一つの評価基準として挙げられるのではないか。

委員長

今の点でいうと、差別の実態での評価基準は、一つの条件だけでなく、三つの条件が並んでいる。発生したかし ないかというのがまず一つ。それと、それを防止できなかったかどうか。もちろん未然に防げなかったから発生 しているということになると思うが、防ぐ努力がなされていたかというところだと思う。というのは、下の方で、 行政として防ぐことも調査もまったくなされなかった、とある。縦の列つまり一つの観点に関し、一つの事柄だ けを取り上げることもできるし、いくつかの事柄を組み合わせることもできる。この場合(事務局原案)は、私 が思うに三つの条件があって、未然に防ぐという点と、発生したかしなかったかという結果に関する点と、発生 した後で原因追及ができたかという点だ。事前の努力と、起こった結果と、結果を受けてどう対応したか。この 三つが入っている。だから先ほど事務局の方では、「深刻な」というところをとらえて、命にかかわるのかかか わらないのかというところで「1」か「3」になっているということだったが、実は「1」のところについて言 えば、ここは委員が筆を加えているところにはなるのだが、防ぐことも調査も全くやっていない。事前の努力も なければ、起こってしまった、その後の原因追求もしていない、ほったらかしであった。というのが、「1 | と いうことか。だとすると、ここの書き方は少し違ってくるが、大事なのは何か。結果が起きてしまったとしても、 その後の対応をしたかしなかったかが大事か。それとも結果が起きてしまったことに対して、未然に防ぐ努力が どれだけなされたかということか。それによって、三つある条件の並べ方で、原因究明の方を重視するのであれ ば「4」のところに、原因究明はなされた、と入れることもできるだろうし、未然に防ぐ努力はなされていたが、 その努力不足で起きてしまい、原因究明については今一つだった、ということもできる。つまり、防ぐ努力もせ ずに、起きてしまい、原因究明もしない、というのが一番下で、未然に防ぐ努力はしていたけれども起きてしま い原因究明もなされない、というのをたとえば「2」にする。起こらなかったというのが一番いいのだが、起き ていなかったらそれは、未然に防ぐ十分な努力がなされていたことかもしれないし、もしかしたらたまたま起き なかっただけかもしれない。もし、起きていないというのを「5」だとすると「5」以下は、起きてしまったと いうことになる。起きてしまったというのは、起きてしまったときの対応と、起きる前にどれだけ対応していて いたかということになる。このように「5」・「4」・「3」・「2」・「1」に割り振ることもできる。どの条件が大 事か。

福本

委員が言われていたように、差別の実態をこういう理屈づけで仕分けすること自体が、不可能なことだと思う。一つ一つの事象が、それぞれに内容を含んでおり、すべて違う。かかわっている人も違えば、差別発言であったのか、はたまた差別行為であったのか。それによっても捉え方が違ってくる。それをこういう形で三つに分類すること自体、不可能ではないか。それよりも、どういうところで発生したのかというところで、こういった理由付けをしていったらいいのではないかと思う。たとえば、差別事象が頻繁に起きているにもかかわらず、「自作自演だ」と指摘する者もいる。そのために周囲が振り回されているだけだと。そういう言い方で、差別は存在し

ないと言う人がいる。だが、そうかなと思うところもある。自作自演でああいうことができるのか、差別事象に どういうことが含まれているのか、中身をきちんと見ていかないと、見間違えるところがでてくるのではないか。 事の真相を究明できなくなる。差別事象をどうみていくのかというだけでも、側面が違えば、全然違ってくる。 評価を3段階にするのはかなり無理があるのではないかと思う。

委員長

今の福本さんのご意見に対して何か質問等はあるか。

委員

差別の実態のところだが、事象が発生した/事象が発生していないというのが書かれてあるが、今日の資料にある、名誉毀損で訴えるとか事後対応がなされているとかいうのは、一つの形ではあるかと思う。非常に悩ましいのは、未然に防げたか/防げなかったかという点で、今日いただいた資料で事例はわかるが、広報活動をいくらしたからといって、実態としてなくなっていないのであれば、三項目の中の未然に防げたかというのは、いくらやっても測れないのではないか。結果として、起こったことに対して、告訴であったり、ご説明をいただいた対応がなされたり、いろいろな方が事後対応されることによって今後、解消に向けた動きができるというのは、非常に好ましい状況であると思う。

委員長

未然に防ぐというのは中身の問題になるかと思う。①の啓発ということであれば、先ほど、未然に防げたかという言い方はあえてせず、防ぐ努力がなされたかという言い方をした。具体的な行政の施策としては、周知、啓発、人権教育などの側面になっていく。そちらの方で測っているので、差別の実態のところにはあえて、防ぐ努力という点は入れなかった。防げたか防げなかったかというのは、起きたか起きなかったかというところでしか図ることはできない。

委員長

大東さんのお話もお伺いしたい。

大東

私の方からは、啓発活動にかかわってきてどう感じているかということと、本人通知制度で私に通知が届いた当事者という立場から、お話をさせていただきたい。私は企画者として、人権を学ぶ啓発講座を企画しているが、今年の10月に部落史の講座を企画した。部落の人は何の解放を求めているのか、という参加者からの質問に対して、講師は、差別からの解放と自分のコンプレックスからの解放という解説をした。これまでの同和研修では、こういった質問は出てこなかった。それが、この時代になってきて、わからないことは質問ができる風土ができた。本人通知制度だが、私に通知がきて、周囲に相談した。本人通知制度は進めていかなければならないが、通知をもらった方は本当に不安になるので、人には薦められない。通知とともに、どこの誰が交付依頼を行ったのかということを一緒に教えてもらわないと、制度の意義は保てない。現状では、とにかく登録者数を増やして、不正請求に対する抑止力を高めていくことは必要なのかもしれないが、もらった本人としてはつらかった。ある先生に相談したら、条例を作れば良いと助言された。事務局が作成したルーブリックの試案にあるように、本人通知制度には条例化が必要だと思う。

委員

全般的なことなのだが、1ページ目の周知・啓発、理解・満足、数字でみる進捗、達成度、協働・連携とあるが、それが1~⑤まで統一されていない。並びを工夫していく必要があるのではないか。

委員長

今の質問に関して事務局から追加の説明はあるか。

事務局

事務局内で順番についての議論は行ってはいたが、今ご指摘があった形の方が、確かに良いと思う。

委員

このルーブリックの中に「リーダーの育成」と「若い人への取り組み」という欄が欲しいという意見が出た。私も若い人への取り組みというところでは、こういう問題を継続して学習してつなげていくということに関して、若い人がどんな土壌でどんな風に勉強していただいたら良いか、どういう風にしたらたくさん参加するのか、というようなことを、いろいろなところで考えていく必要があると思うので、その意見には賛成だ。

委昌

今の意見にも関連すると思うが、最初の数字でみる推進状況、5番目に「昨年度に比べ、講座数が増え、延べ参加数が増えている」とある。だが、多くの地域に様々な団体があって活動しているが、毎回出てくる人の顔ぶれは同じような感じだ。回数を増やして延べ人数が増えたといっても、同じ人が来ていたら何の意味もない。いか

に初めての人を増やしたかというのが評価になると思う。それと、「昨年度に比べて講座数は増えたが、延べ参加数が増えていない」と、3番目の「講座数の延べ参加数が同じ」とでは、これ「3」の方が上になるのではないか。

委員長

そこも含めて、もう一度修正していきたい。

大東

調査についてだが、「人権意識のアンケート」①のアンケートにより、というところがあるが、三田市で調べたのが $6 \sim 7$ 年前。その時の結果は部落差別「相手が部落の人だったら、結婚するか、しないか」で、関係ないという人が当時は多かったと思う。兵庫県が実施した意識調査では、若い人達の間で「結婚しない」という人が増えてきているという状況がでてきているらしい。アンケートを $5 \sim 6$ 年もとらなかったら意味がない。せめて 3 年に 1 回くらいはアンケートをとる必要がある。

委員

アンケートを取る時に、学校教育では、同和教育としているのか、人権教育としているかによってパーセンテージが変わってくると思う。どちらかにしないとわかりにくい。

副委員長

同和問題という、6分野のうちの1分野でルーブリックを作ろうというのが今日なので、これに関しては同和教育が関わってくると思う。ただ、人権教育というと非常に大きな範疇になってくる。同和教育も人権教育だと、イコールととらえる方もあれば、人権教育の中に同和教育が含まれるととらえる方もいる。「人権啓発」という時には、法務局も言っているように、同和問題が5つ目くらいにでてきているので、「人権」という形でとる時は、高齢者の問題、女性の問題なども含まれてくる。今日のこのルーブリックを作る時のアンケートをとるなら同和教育になる。

委員長

今回は、福本さんと大東さんに来ていただいた。大変貴重なご意見をいただけた。先ほど申しあげたように、次回もう少し今までの委員さんのご意見を入れて、事務局及びこちらの方で検討して、次回までにまた新しい案を作ってみたい。次回は、1月 25日 (月) 18時から、この場所での開催となる。本日の委員会はこれで終了とする。

第5回委員会 <同和問題>	開催日時開催場所	平成 28 年 1 月 25 日 (月) 18:00~20:00 市役所本庁舎 6 F 委員会室
------------------	----------	---

委員長

第5回ということで、今回は人権施策に関する点検・評価に関して具体的な作業を進めている。前回から6施策の内の同和問題に関する人権施策について、何をどうやって評価するかということを考えながら、評価基準作りをしている。第4回では施策対象者のお二方にお越しいただき、どういう形でルーブリックを作っていくかということについて、原案を見ながらご意見をいただき、その後事務局と我々委員長・副委員長・T委員で検討して、最終的に現時点での案ができあがり、皆さんへは送付させていただいた。改訂の過程について事務局の方で説明をしてもらいたい。

事務局

まず、方向性①「あらゆる機会を通して、市民の人権意識を高め…」のところだが、評点「5」の部分で「あらゆる世代を対象に」を「全ての人に」広く啓発が行われている、と改めたい。「あらゆる世代」は年齢層を示しているのに対して、在勤在学者は属性を指している。それと「関係者や関係団体及び在勤在学者」に改めてはどうか。次は、達成度という観点について、「特定団体」を「関係団体」に見直してはどうか。そして、「応える」を「対応する」に変えてはどうか。次に理解度・満足度について。啓発講座・市民のつどいに関するアンケートで満足度・理解度を図る項目であるが、「啓発事業をあまり行うべきではない」「啓発事業を行わない方がいい」というところで、実際のアンケートでは評価がなされている。方向性の②「部落差別解消に向けた、市民や地域・団体との取組を支援します」の部分のうち評点「5」に未然に防げたという表現があるが、未然に防げたということは測定不能と思われるので削除した。

委員長

「差別事象を未然に防げたとは限らない」は、私とT委員と事務局の間で調整した部分ではあった。

事務局

差別に深刻な差別と深刻でない差別があるのかというところ。深刻という表現を削除して、防止の努力はされな かったが、原因究明はなされた。評点「3」「防止の努力がなされていた」が、「原因の究明はなされたと」改め てはどうか。方向性③の、学校園所などの PTA 団体。市民あるいは団体との協働という項目で、「鋭意」を「積 極的に」に変えた。方向性④の体制整備②の人権相談及び人権侵害に対する方向性で、「居住地域」は削除して はどうか。集落の規模によっては、無意味であったり、全面開示と同等となる場合がある。評点「3」の「この 状況では他の人には積極的に進められない」を削除してはどうか。次は「数値でみる進捗状況」に条例化に関す る表現がある。条例化への取り組みという表現が入っているが、評価基準として残すのはどうか。方向性⑤「行 政及び教職員等…」の評点・評価基準について「すべての世代の行政及び教職員等人権に関わりの深い人々が、 差別解消の主体者であり…」の部分で、行政及び教職員は、新人からベテランまで全て行政及び教職員であるの で、「すべての世代の」が不要と思われる。観点「すべての世代の行政及び教職員等人権に関わりの深い人々が、 差別解消の主体者であり~」の評価基準がわかりにくかったため、下記に訂正させてもらいたい。評点「5」人 権推進課・人事課・学校教育課が緊密に調整し合い、受講者のモチベーションや能力に合った研修内容を提供し、 庁外の研修や講演会も積極的に活用している。研修計画及びテーマは、本市人権課題や昨今の人権情報が折りよ く加味されており、自主的・自発的に研修が進められている。評点「4」人権推進課・人事課・学校教育課が緊 密に調整し合い、受講者のモチベーションや能力にあった研修内容を提供し、庁外の研修や講演会も積極的に活 用している。研修計画及びテーマは、昨今の人権課題や人権情報が折りよく加味されており、人権推進課指導主 事作成の指導案に基づいている。評点「3」人権推進課主導のもと、人事課・学校教育課と協議をしながら、研 修を実施している。研修計画及びテーマは、昨今の人権課題や人権情報が折りよく加味されてはいるが、他団体 が作成した資料をそのまま使用している。評点「2」人権推進課が中心となって研修計画を実施している。人事 課研修担当や学校教育課の支援はやや得にくい状況であり、人権推進課指導主事にやや負担となっている。研修 計画及びテーマは、昨今の人権課題や人権情報が折りよく加味されておらず、他団体が作成した資料をそのまま 使用している。評点「1」人権推進課が中心となって研修計画を実施している。人事課研修担当や学校教育課の 支援はやや得にくい状況であり、人権推進課指導主事に重い負担となっている。研修計画及びテーマは、昨今の 人権課題や人権情報が加味されておらず、安易な設定がなされている。

委員長

私の方からは、大きなところを追加させていただく。観点の並び替えをした。前回の委員会では観点の並びに統一性がないというご意見があったので、基本的に客観的な評点をつけられそうなものを前にもってきて、評価者の主観が入ってくるものを後ろへもってきた。

今回からは具体的に、今の三田市の施策がそれぞれの観点に対してどこに位置づけられるか。どこまでできているのか。というところのご意見を一つ一ついただきたい。評価基準の見直しと平行して評点の位置づけを行いたい。次回では同和問題に関する評点案が作れればと考えている。では、①の I から検討に入っていこうかと思う。②の I での評点は、どのランクに該当すると思われるか。

委員

私は、「3」である。「4」と考えてみた場合、企業にも啓発ができているのかと思う。「2」を見ると、読みづらいと書かれており、そうでもない。わかりやすく伝えてもらっているので、「3」が適当だ。

委員長

在勤者に関して、M委員、意見はないか。

委員

事業所へも届くので、我々の目にもふれる機会はある。もの的に難しいとも感じない。三企同からも、推進にかかる啓発であったり、研修の案内もいただけている。「3」か「4」が適当だ。

委員長

もう一度確認すると、「1」「2」ではないと皆さんお考えだということか。「1」「2」だというご意見があれば、お願いする。

委員

私は、「2」か「3」か。どちらかと言えば、「2」だ。「2」の部分の上の方だ。行政用語が使われており読みづらい。これは、努力されていると思う。啓発が行われているが、一部の世代にしか届いていない。この部分では、「3」より「2」に近いのではないか。

委員長

このあたりの文言は、同じことについて同一水準で書かれていない。広く啓発が行われているということ。しかし、一部の世代にしか届いていないということもありうる。

それを誰が見極めるのか。その点がわかりにくい。

委員長

それは、行政だけではなく、この評価のやり方は、あくまでも対象者と推進側と評価側(我々)の三者で話し合って、評点を決めていく。行政だけで決めるものでもない。この場所で、協議をしながら決めれば良いということになる。やっているかやっていないかということと、どのくらい届いているかということとの、両方の要因があるものだと思う。また、「5」ではないという委員はいるか。今の議論では「2」から「4」ということになるのか。前半と後半で別のことについて評価をすることになっているので、前半の方は啓発の対象というよりはむしろ中身についての言葉遣い。「4」が一般市民で、「3」が人権に関心のある市民。「2」は行政しかわからないという含み。後半は、N委員、M委員からご意見をいただいた。対象をどこまで広く啓発して行政がどのくらいやっているかということ。実際に『人権さんだ』をどこまでの範囲で配っているか。配っているからといって、届いているかというのはまた別の評価になると思う。届いている方を重視すると、T委員の意見のように、配られてはいるけれども届いているのは一部の世代ということならば、評点は「2」になるかと思う。

委員

私は、評点は「3」である。『人権さんだ』はわかりやすいように構成されている。新聞広告に折り込まれている時は毎月15日ということで、受け取る側にとっては、わかりやすかったが、今は、各戸配布となり、配布日も特定されていない上、他のポスティング物と混ざり、目にされにくくなるケースもあるのではないか。

委員長

評価基準は何のために書かれているのかということを厳密に突き詰めていくと、言葉の読みやすさ読みづらさという問題と、どこまで届いているのか、手にとって読んでもらっているのかという問題がある。どこまで情報発信をしているかというのと、対象をどこまで広げているかというのは、それぞれ別のことだ。そういう形で評価基準を作っていけば、明晰にはなってくるが、あえて明晰にできない部分もある。ここでいう評価というのは、T委員のように実際携わっていらした方から見ればまだまだであろうが、実際に配られているではないかという方と、印象もずれてくるのだろう。だから、最終的に収斂していくには、この場で話し合っていくしかない。他に意見はあるか。

委員

私は「2」と「3」の間かなと思った。住居等には届いているとは思うが、それを手にとって読まれる方がどれ くらいおられるのかと考えた場合、低いように感じる。

委員

私は「3」。『人権さんだ』に関しては、中学生以上が理解できるように工夫がされていて、その部分は評価できると思う。評点「2」の一部の世代にしか届いていないというのは、全ての啓発活動に関してのみ一部の世代にしか届いていないと解釈していた。

委員長

『人権さんだ』は重要な広報紙であるが、それ以外の広報の仕方もあるし、三同教や啓発講座などの広報も含めると評点は「3」ということか。

委員

私も評点は、「3」だ。『人権さんだ』は『伸びゆく三田』の中に記事が入っている。中を見ないと『人権さんだ』に届かない。ほどんどの市民は『伸びゆく三田』の中に『人権さんだ』が入っていることを知っているとは思うのだが、中まで見ないケースも考えられる。だから『人権さんだ』が中に入ってしまっているのが気になっていた。それから、関係者・関係団体に対する啓発というのは、計画的に実践はされているのではないかと思う。

委員

『人権さんだ』は、各戸配布がなされているので、周知はされていると思う。関係者・関係団体へも様々な情報提供がなされているので、手にとられた方がどこまで理解したかは、この観点で留意しなければならない要素かと。もし周知だけだったら、高く評価してもいいのではないか。読みづらいと感じたこともない。補足説明もされていると思う。ただ、今議論に出ている、個人個人が理解しているかという点については、確かにわかりづらい。

委員長

確認だが、S委員は「4」に近いか。

委員

「4」より「5」に近い。学習教材としても活用されているということも聞いたこともある。どこまで欲張るか

で、評価基準も違ってくると思う。

委員

「4」に近い「3」だ。他市の人権関連のホームページもよく見るようになったが、兵庫県の中でも本市は人権 意識が高い。

副委員長

この委員会として点検・評価をするわけだが、市民参加のフォーラムに入って聞き取りを行うとかアンケートを 実施するとか、周知についての数値的なデータが出てくると。たとえば、三同教で、幸せプロジェクトに関する 情報提供手段について聞いていると市外に住んでいると開催情報は届かないので、余程意識をしていない限り、 目にしづらい。アンケートとか実態調査を行う方が評価がしやすいのではないか。評点は「5」にしたいが、裏 づけとなる根拠がない。

委員

私は「4」か「5」。市内の学校では人権について取り扱っていない学校はないと思う。ただ、それをどれだけ理解しているかということは別にして、周知・啓発の媒体と対象という項目から言えば、かなり取り組まれているのではないか。それと、すべての人に広く啓発が行われているかというのとは差があるとは思うが、「4」には達しているのではないか。

委員長

今やっているのはたいへん大事なことなので、時間をかけて取り組んでいる。「5」であったり「4」であったり「2」であったり意見があったが、それぞれ理解できる。評点「2」の一部の世代という文言はT委員が挿入されたものかとは思うが、人権を考える市民のつどい、三田幸せプロジェクトなどの周知をとってみると、一般市民にどこまで届いているかという点について正直気になる。他の評点と比べ、評点「2」に対してのみ目立つ形で入っている。広報がなされているという意味では市の方としては、今このような評価をいただいているので、満足できる部分もあるが、実態としては、私も地域部会をやっているので、そこに集まってこられる方たちの顔ぶれはあまり変わらない。若い人はあまり来ていない。ということからすると、実際広く学校等にも配られているし、学習教材としては使われてはいるが、その効果の程はどうかという点に目がいくと、厳しい評価になってしまうのではないか。その点について、T委員いかがか。

委員

I委員が言われたように他市との比較ができれば、三田市の立ち位置がもう少し明確になってくるのではないか。ただ、この委員の中のみでどれくらいの感覚をお持ちなのかと言えば、S委員が言われたようにアンケートをとるとなるとそれはそれでまた問題になるのではないか。「3」という方が7名くらいおられた。それからすると妥当な評点なのかもしれない。ただ、そんな中にも厳しい評価があってもいいのではないか。

委員長

今議論している I の部分で何を見ていくか。評点を「4」「5」と見る方は市側の努力に比重を置いている。市の取り組みは他の市町村と比べてよくやっている。B委員が言われた予算の関係で『伸びゆく三田』に統合したことが気になってはいるが、『人権さんだ』といわれる啓発紙を作成しているというのは評価できると思う。人権作文も掲載され、中学生にも取り組みやすいのではないか。もう一度確認するが、「1」から「5」のどの評点なのか挙手願いたい。「1」はないか。

委員

行政と自治会の工夫はなされている。各戸に投函されたものは読み手の問題なので、ここには入れない方がいい。

委員長

啓発活動はやればいいというものではないので、それがどこまで届いているかというのは気になる部分ではあるが、評価基準としてここに入れるか。上の方を見ると、広く市民に知らせ人権尊重のための知識や姿勢を養うというのは市の周知啓発がどこまで努力を払っているかという評価基準であるとしたら、どこまで届いているかというのは、カッコに入れた方がいいかもしれない。だとしたらここの文言も直した方がいい。計画的には行っている。計画的には行っていない。「3」が計画的に行われていることだとすると計画的に行われていない。しかし、「1」のところはイベント開催時のみということなので、イベント開催時だけではないが、それほど計画的にやっているというわけではない。そうすれば、評点ごとの整合性は取れる。届いているか届いていないかというのは、繰り返しになるが、達成度とか人権意識のところで測る部分ではないかと思うので、そちらの方に回すということで良いか。あと、どのくらいの人が理解できるように書かれているか。「3」のところで、人権活動・教育に携わっている人は理解できる言葉遣いになっているとかいうような内容であると思う。「4」になると一般市民。「5」になると中学生以上。学習教材として活用できるとなってくるし、後は対象者として、関係者・

関係団体に限られるか在勤在住者も含むかということになってくる。この点に関して質問はあるか。それでは、「3」「4」「5」の範囲で考えるとすれば、評点はどのランクか。

委員

周知については、確かに『人権さんだ』やホームページで、最初は、啓発の中身を加味していたが、皆さんのお話を伺っていたら、いかに市民に対して周知なり啓発を行っているかという様にタイトルが替わってきたような印象を受ける。従って先ほどは、「3」と申しあげたが、評価はもっと上がると思う。

委員長

周知・啓発方法は、効果と無関係ではないので、そちらの方を重視すると配ればいいというものではないと考える。で、「3」の方は二人おられた。では、「4」くらいかなと思われる方は。「5」までいっていると思われる方は。半数以上の方は「4」というイメージか。事務局はどうか。

事務局

この委員会の中で、関係部署を呼んでいくということからすると同和関係部署は人権推進課である。そういう意見を今後他の分野でも聞いていただけたら大変助かる。その中で言うと、私共としては「5」は行き過ぎなのかなと思う。実際、小学校5年生以上で出てくる漢字にはルビをふっているが、いくらルビをふっても読めても意味のわからない熟語も多数存在する。できるだけ説明を入れるようにしてはいるが、それの漏れ落ちもあるという指摘を直近でいただいたこともある。そうなると「4」あたりのところか。

委員長

この評価の特徴というのは、実際に推進している方の意見を聞きながらというところもある。確認だが、視覚障がいの方が読めるようになっているのか。

事務局

朗読ボランティアの方に読んでいただいたものが事務局に届いているので一部であるが対応はできている。

委員長

我々の委員会としては「3.8」くらいというか、「4」弱くらいという感じでまとめさせていただく。「3.8」という欄はないので、評点としては、「4」になる。このように評価基準を定めるということ、そこから先に評価を定めるということはかなり議論がいるので、後一つか二つはやっていきたい。次回は、集中的に他のものに関して委員長・副委員長・T 委員・事務局の方で原案を作成し、それを皆さんにこういう形でご意見をいただいて、なぜこれは仮案で「3」になっているかというようなご意見をいただきたい。

委員

協働という考え方では、市民団体と行政の役割分担があるが、役割分担が出来ているというだけではだめだ。結局お互いに補完関係にあり対等なパートナーとして行うというのもある。だから、「5」のところに、補完関係が出来ているという言葉を入れていただきたい。

委員長

今映し出しているのが①のⅡだったということだが、「4」と「5」の違いというのは、協力体制ということだ。

委員

協力体制というのはまさに補完。

委員長

補完という言葉を加えるか。

委員

私は活動する場合、本当は必要だけれども行政がやってないところを埋めていくという意識を常に持ちながらやっている。市民が何を求めているかということを考えた場合、特に協働という関係を確立していこうと思えば、そういう意識は必要だ。

委員長

下の方からいくと評点「3」のところにそもそも市民団体があるかないかについて、市民団体はあるけれどもまったく別に動いているというところか。それから市民団体と言われるものはあるが、実質は行政運営であるというのが「2」。これも似ているといえば似ている。行政依存、行政主導という言葉が3つ目。四つ目はそうではなくて市民団体の意志として実質的に動いているが、問題解決は行政が行うというのが「4」。恐らく、I 委員がおっしゃったのは「5」のところで、問題解決も市民団体がやれる部分はやる。

委員長

協力補完関係とか、補完協力関係とか、そういう言葉で補完という言葉を入れておく。

皆さんが補完というイメージを抱けるならこれで良い。

委員長

協力という言葉と補完という言葉は重なるが、ポイントはバラバラに動いているのではないということ。

委員

協働というのはそういうこと。

委員長

あとは、啓発講座のあり方というのを評価対象にする。具体的には、活動と啓発講座ということ、全体の①は啓発活動というのが主ではあるので、I 委員の領域でいうと外国の方にどれだけ啓発していけるかというところで、国際交流協会が行政だけに任せないで動いているかというのを「5」の方にして、補完という言葉になっているかと思う。

委員

評点「4」で「市民が問題解決のために講座を企画するが行政も積極的に動いており、リーダーの育成まで到達していない」とあるのが、どうも理解できない。「行政の方が積極的に動いているが、リーダーの育成までは至っていない」ではないか。

委員長

言葉は順接ではない。「積極的に動いているが」となる。

委員

市民リーダーが育ってない前提があり、行政が動き過ぎるがためにリーダーが育たないのではないかと私は思った。

委員長

なるほど。

委員

どちらなのか。

委員長

ここにリーダーの項目を入れたのはT委員だが、その点についていかがか。

委員

啓発講座の歴史というのは平成 16 年以前は、皆さんおっしゃられるように行政主導型だった。平成 16 年以降、いわゆるこの中の評点「4」、「5」に書かれているリーダーの育成という、そういう方を育成していって、若い方に引っ張っていっていただきましょうというのが主な考え方だった。それが評点「4」、「5」に当てはめられ、後は行政と企画者との関係性が謳ってあるかと思う。この中で意識していただくのが良いと思うのは、「市民が市民のために開催する啓発講座と位置付ける」ということがなされているかなされていないかという点。というのは、企画される方に対して支援、サポートというのは必ず要るが、積極的に企画をし、運営していくという市民の方がどれだけ増えてくるかというところが、評価の対象になってくると思う。それが疎かになってくる、もしくは馴れ馴れしくなってくると、結局行政が全部、具体的には人権推進課にお任せして、あとは本番でという形もある。そうではなくて、リーダーの育成ということをきちんとあげていると、目的に向かって支援したり、リーダーも育ってきているかということが、この中では一番評価すべきことだ。

委員長

確認するが、評点「3」と「4」の違いは、例えば平成 16 年以前は市民が企画した講座は無かったが、今現在は市民が自分たちで講座を企画している。そこが「3」と「4」の違いになってくる。「4」と「5」の違いは、それはリーダーの育成にまでなっているかいないかというところか。その時に今、N委員がおっしゃった行政の関わりというのが、リーダーを育成することになるのか。つまり、リーダーの育成は市民団体がやっていくのが望ましいのか。そう考えれば、行政に任せておけないということで、一番望ましいのは市民団体が自らリーダーを育てていくということならば「5」が理想的ということになる。それとは無関係に、とにかくリーダーが育っか育たないかということが大事だという考えもある。先ほどK委員がわからないとおっしゃったように、その「4」は、行政が積極的に動いているにもかかわらずリーダーができていないという部分になってくるので、その点に関してはいかがか。T委員の意図としてはどちらか。

委員

啓発講座のチラシにおいて、主催は三田市人権推進課、企画は市民の○○さん、もしくは○○グループというのが必ず謳ってある。ということは、人権推進課が、正しい方向というか、人権というものをきちんと考えてもら

った講座ですよという、一つの方向性があって初めて実現する。人権啓発講座だから、何をやっても良いという 訳ではない。営利目的なら当然困るし、そこで皆さんおっしゃった補完というか、いわゆる協働体制が必ず必要 になってくる。

委員長

理想的なのは市民が主体ということになってくるか。ただ、市民を行政がきちんとバックアップしないといけないので、それが協力補完体制ということだと思う。今検討している箇所で「市民が課題解決のため講座を企画するけれども、行政の方が積極的に動いているせいで、リーダーの育成まで達していない」というふうに読めば、N委員がおっしゃったような読み方になる。しかし、「市民がまず企画している、行政も積極的に動いている、だけどもリーダーまではいっていない」という読み方だとすれば、K委員がおっしゃったようにここは「動いているが」という感じになる。どちらのほうが良いか。

委員

実際に行政がリーダーの育成を阻害しているというようなことはまずないと思う。逆に市民の方々も頑張っていただいているが、スキルとしてそこまで到達される方が少ないという言い方のほうが正しいと思う。

委員長

そうするとどういう文章が望ましいか。

委員

リーダーの育成が主になるのか、あくまで市民問題解決、大きな問題解決になるのか、一つのセンテンス、一つの文章に入ってしまっているから、ややこしくなっているのでは。

委員長

「行政の方が積極的に動いている。つまり協力補完関係までにはいっていない。」それでリーダーの育成ということにすると、接続詞は省いているが、「リーダーの育成までには至っていない」という感じか。

委員長

第4回の議事録が皆さんのお手元に届いたかと思うが、いかがか。

委員

13ページの中央に、「ある地域による団体があって活動している」これはある地域でというのは、各種団体が活動しているという意味合いだと思うが、「ある地域による団体があって」というのはどういう意味か。ある地域に各種団体等の市民団体が活動している。出てくる顔ぶれを見たらほとんど同じだ。まちづくり協議会とか、同じ顔ぶれで話をしている。だから新しい人も増やしていく。

委員長

そうしたら、これはK委員の発言の部分であるので、事務局と協議いただいて、適切な文言に換えていただきたい。後は次回の日程だが、次回の日程をお願いする。

事務局

第6回として、2月22日(月)18時からとなっている。

委員長

次回までの宿題であるが、修正案を我々の中で議論して、これは委員長提案で良いか。委員長提案という形にして、最終的に責任を持って作った原案にしてもらい、可能な範囲で反映させ最終的にそれを委員長案として、皆さんに見ていただいて、当日までに評点を考えてきてもらう。少し延長したが、これで委員会を終了する。

第6回委員会	開催日時	平成 28 年 2 月 22 日 (月)	$18:00\sim 20:00$	
<同和問題>	開催場所	市役所2号庁舎3F会議室		

委員長

第6回委員会を始めさせていただく。レジュメに基づいて進めるが、同和問題は、本日が最終回となる。今回、事務局を通して皆さんに資料を事前配付させていただいたが、前回の委員会が終わった後でご意見をいただき、それを加味しながら最終的に私の責任でまとめたものとなる。まずはレジュメの i 番の評価基準の検討についてと、それから ii 番の評点(案)についてとの二つがあるが、評点(案)を今回考えてきていただいていると思うので、それについて皆さんの評点(案)をお聞きしたい。その後で、"ここはこの評点にしたが、評価基準としては、もう少し練り直した方がいい"等の思いもあるだろうが、まずは評点(案)の挙手をいただく形で出していただき、中身の議論は、後で行いたい。まず、①から⑤まで今後の方向というのがあり、それぞれ表としてのルーブリックができており、ローマ数字の $I \sim V$ までの 5 つの観点が作られている。(ただし、方向性⑥のみ観

点は4つ)

<評決部分 略>

委員

方向性②-観点 I の評点 3 と評点 2 のところの表示だが、市民・地域、この一部という意味と、評点 2 の行政を中心として被害者の救済を行う、これの違いがわかりにくい。というのは、行政及び市民・地域・関係団体との一部によりというのは行政プラスアルファがある。行政含めてその中で一部ということは、評点 2 より弱くなるのではないか。

委員長

今の点に関しては、「行政及び」と理解して良いか。

委員長

「行政及び市民・地域・関係団体の一部」である。評価規準が変わると評点に変動が生じるか。

事務局

委員のご指摘どおり、一部というのは地域であったり、関係団体等に限定される。

委員長

このように少し文言が変わると評点が変わってくることもあり得るので、もう一度確認する。

<評決部分 略>

委員

方向性③-IVでは、評価が1%の差となっている。どういうことか。

委員長

事務局提案で数字を1%刻み、2%、4%ぐらいの刻みがあるが後ほど、事務局から説明をお願いする。 <評決部分 略>

委員長

④-IVは、「数字で見る推進状況」ということなので、条例化の取り組みを入れているのは、数字ではない。ただ、推進状況の中にこれは検討の過程で条例化、特にこれは、同和問題の施策対象関係者が条例化のことは入れた方がいいのではないかという意見があったので、ここに入れた。

委員

条例化の方が主になるのか。

委員長

後でもう一回確認する。

<評決部分 略>

委員長

事務局の方で把握している資料を見なければわからない部分以外は、それぞれの評点を出していただいた。あと 事務局で評価基準の修正提案もあるので、評価基準及び評定について説明いただきたい。

事務局

数値については、平成26年度を基準年度として、25年度から見たらどうかと比較している。

委員長

お手元の資料の網かけ部分が、事務局の評点となっている。この表を見ていただければわかるように、方向性① -Ⅲの「数字で見る推進状況」の評点は、1ということになっている。

事務局

方向性①-IVの理解度・満足度では、啓発講座のアンケートで大変有意義とか、有意義、合計数が赤い数字で95%、90%、85%、80%、75%と5%刻みでされているが、アンケートで集約している結果は、85%程度となっており、評点は、3となる。

委員長

ここは、評価基準を大幅に変えた部分となっている。つまり、このあたり難しいところで、数字に出せるかどうかということはあるが、この評点だと、最も多い回答が何だったかという形ではなくて、啓発講座と市民の集いでいうと、大変満足及び満足の回答合計という形で、評価基準を変更したうえで、評点は3ということになる。事務局の提案のまとめとしては、回答合計が85%程度、それから人権を考える市民の集いの満足も85%程度ということか。①-Vの達成度は、人権意識アンケートを毎年実施してないので、実施していない年については評定ができない観点となる。ご留意いただければと思う。事務局の方でも①-Vに関しては、今回、評点を出していないということになる。次に移るが、②のIV番「数字で見る推進状況」は、どうか。

事務局

数値は、増加しているため、評点は4となる。

委員長

では、③に移るが、③-Iの達成度の評点は、どうか。

事務局

評点2。三田市同和教育研究協議会で作成している活動報告集『つながる』での成果から評価すると「いじめ」とか、「スマートフォン」に関する講座が多くあり、実施団体としては、半分にも満たないため、評点2ということになる。

委員長

③-Ⅲの説明をお願いする。

事務局

評価規準を実施回数から参加者数に変更した。

委員長

これは、評点が5となっている。以前、委員から指摘があったが、ピークに達してしまうとそれ以上増えないという問題は確かにある。そうすると前年度並みということになってしまい評点は、3以上行かないという問題点もある。しかし、今のところ、増えているということで評点は、5ということ。続いて、IVの理解度・満足度は、いかがか。

事務局

幸せプロジェクトのアンケートで、大変有意義、有意義を足し込むと、94%程度で評点3。

委員長

先ほど質問があった 1%、 2%の刻みになっているところで、評価基準を 1%刻みにすると、100人で 1人、50人で 1人だったら 2%動くということではあるが、なぜ 1%刻みなのか。

事務局

実績を述べると、平成24年度が93%、25年度が96%、26年度が95%であった。95%を中心として推計させると、1%や2%の評価基準となった。前回までは程度の差を文章表現で表していたが、文章表現となると評価のあり様が感覚的なものになってしまうので、実際の統計から数字を割り振る方が良いと判断し、数字に置きかえた。

委員

数値のベースとしては、いくらあるのか。

事務局

600名から700名の参加人数となっている。

委員長

幸せプロジェクトは、もともと参加されている方の意識が高いということがあると思うし、企画そのものは非常にいい企画が多いと思っている。

委員

先ほどの理解・満足度のパーセント、理由は90%以上主にあるだろうというところは理解できたのだが、それだと 2% 刻みにしたほうが合理性はないか。98% になるとかなりハードルが高くなるかもしれないが、上位だけ 1%で刻み、下位が 2%となるのは不自然だ。1%よりも 2%のほうが合理性はあると思う。

委員長

アンケートの提出者数はどのぐらいか。

事務局

分科会によって差はあるが、参加者の7割~8割ぐらいから提出していただいている。

委員長

観点にも関連することではあるが、有意義だと思わない方はアンケートを出さないという可能性はある。つまらなかったとなるとアンケートも出さずに帰ってしまう可能性もある。

委員

幸せプロジェクトに参加する方は、本当に熱心にアンケートを書いておられる。だから来る人の姿勢が全然違うなといつも感心している。

委員長

ここの考え方は、もう既に90%を超えているので、評点は5でもいい。だから、5段階だったら90%以上、80%以上、70%程度、60%以下とか、そういう評価基準でもいい。もちろん、幸せプロジェクトの実施主体は三同教

であって行政ではないのだが、人権推進課の取り組みの一部として。いや、9割でももっと良くしたい、というところを重視するのであれば、90%の上のところでこういう基準にしても全然構わない。

委員

毎年、大変満足、というので上がってきたらそれはそれで私は大変いいことだと思う。

委員長

幸せプロジェクトを取り上げるのであれば、人権推進課の思いももちろんあると思う。人権推進課が実質的に事務局であるが、三同教の幹部の方々はいかがか。

委員

先ほどから出ているように、90%あればもう評点5でも良い。

委員

回答されない方がおられるわけで、2、3割出る。その人をどう捉えるかといえば、基本的に有意義でないと考えておられるように捉えざるを得ないのか。それを踏まえた上で、ただ、参加者数分の回答者数で例えば90、80、70、60ぐらいで切ってしまうのが一定の合理性があると思う。細かくするとどんどん細かくなる。

委員長

少なくとも 2%、1%刻みというのは余り意味がないという意見が多かったかと思うので、我々としては90、80、70、60、50ぐらいの刻みにして、評点としては 5 とする。先に進む。③-V のところ。「周知」のこれは、初めてを含むという参加者の増加具合いということも含めて、事務局いかがか。

事務局

事務局の評価では評点2。

委員長

一部の市民が知っており参加している。先ほどの皆さんの意見だと評点3、半数程度は知っているのではないかということであった。この点いかがか。「一部の」とはどの様な感じの一部か。

事務局

3分の1程度。

委員長

3分の1程度。それに対して評点3をつけられた6人の方は、いかがか。半数ぐらいは知っているのではないか。

委員長

人権意識アンケートに三同教の周知度が掲載されているが、事務局で何か把握している客観的データはあるのか。つまり「3分の1程度」に関する数字的な根拠だ。ちなみに、平成20年という8年前の人権調査を見てみると、意識調査の中に三田市同和教育研究協議会の認知度というのがあり、回答の項目としては、取り組み内容について知っている、名前だけ知っている、知らない、無回答となっており、取り組み内容について知っているのが14.9%、名前だけ知っている41.1%、知らない39.8%、無回答4.1%となっている。そうすると、知っており参加している、つまり参加していることは非常にハードルが高くて、10万人いたら5万人参加しなきゃいけない、単純計算だとそうなる。参加したことがあるも含めて、あるいは活動も地域部会も含めて参加というふうに広げて捉えることはできるが。あともう一つ、初めての参加者の増加という動向はアンケートで把握できるのか。

事務局

幸せプロジェクトでは初めての参加に対する記入欄を作成している。3割程度の人が初めてとなっている。

委員長

毎年700人参加していて、3割が初めてとなると、3割の方は次の年には来てないということになる。

事務局

役員でなくなったら。

委員長

役員改選か。

事務局

それぞれの組織にローテーションがある。

委員長

ここが、一部か、半数か、ということの印象にもかかわってくる。地域部会などだと同じメンバーがずっと継続していることがあり、初めてというのはあまり増えてない。だから入れる必要があるという意見をいただいているように思うが、この点いかがか。

委員

今、話を聞く中で、イメージだったらあくまでもイメージであって、正確な数字じゃないから何とも言えない。3分の1が三同教を知っているなんて、子どもも含めてあり得ないのでは。

委員長

そうすると、評価基準が非常に厳しかったということにもなる。「知らず参加していない」というのが。先ほどの意識調査は認知度だけを見て、参加度は見てない。論点としてはまず、一部や半数というのを市民全体から捉えるかどうかというのが一つの問題で、それは参加者数との関連がある。それからもう一つは、認知度つまり知っているということと、参加しているということの両方を観点に含めているが、どちらかに絞るべきかということだ。知っているということで良しとするか、それとも参加者数も含めるか。新しい参加者、初めての参加者という点をみると、やはり参加者数を入れざるを得ないので、そこを総合的に捉えてどうするかということになる。

委員

先ほどのお話だが、参加者数は外してしまった方がいい気がした。理由は、活動内容を知っているということまで述べられているので、認知度だけといっても、名前だけ知っているということではないのと、先ほど出ていたように、600人から700人のうち相当数が毎年入れ替わっているということなのだが、会場の大きさの問題も当然あるし、他市と比較して、人口比率からすると常に優秀な数字であるということから勘案すると、そこで測るのはどうかとも考えたので、多分、活動内容を知っているというところにとどめて、これを評すべきかと考えた。

委員長

よく見ると、一番上の観点の、三同教を初めとする社会教育団体の同和教育の取り組み状況なので、三同教でなくてもいいというふうにも読める。だが、観点の中、評価基準の中には三同教しか入ってない。より明確にいうと、三同教の中の同和教育の取り組み状況ということになるし、その上で認知度だけに絞ることになる。そうすると、初めての参加者を増やしたいということはどこに反映させるか。ただ、観点が「周知」になっていることからすると、参加者というのは「周知」の上を行っているので、むしろ③- \mathbf{III} のところに参加者数を入れた。これは、お手元に事前にお配りしたものと、先ほどの事務局に説明いただいた \mathbf{III} の数字で見る推進状況とで変わっているので、参加者数は \mathbf{III} で見ることにして、 \mathbf{V} は周知に絞るほうが明確にはなる。ほかに意見はあるか。

委員長

IIIの方で参加者数が入っているので、Vの方は周知に絞るか。初めての参加ということを含むかだが、それをIIIの方に反映できないか。そうすると評価基準を組み替えることにはなるが、例えば、5点のところに初めての参加者が明らかに増加している、Vの周知のところの後のところで、初めてを含む参加者数が明らかに増加している、Vの周知のところの後のところで、初めてを含む参加者数が明らかに増加している、とする。IIIの「数字で見る推進状況」の評点 5のところに組み込んで、同じようにVの周知のところの後半だが、「初めてを含む参加者が少し増加している」というのを、例えばIIIの「数字で見る推進状況」の評点 4のところに組み込む。そうすると評点 3のところの評点は下がらざるを得ないのだが、評点 5の方は「知っている」つまり周知度だけで統一するというのはいかがか。ただし、問題になるのは、一般市民の周知度をどう測るか。それは、意識調査の問題が絡んでくる話になり、毎年は三同教の周知状況を確認できない可能性が出てくるが、いずれにしても、参加者数はIIIに統一した方がいいように考える。そんな形で良いか。そうなると、事務局に確認したいのだが、6、例えば、初めての参加者数をIIIの数字で見る推進状況の参加者数に組み込むとすると、3 割増加している。毎年30%だ。

事務局

大体3割程度だ。だから、その年に講演会をする、分科会の講師さんと知り合いだからとか、同じグループで活動しているからとかいうことで、その年は参加して、その分科会に参加したけれども、次の年は参加しなかったとか、誰か参加する人が友人、知人であって、ぜひ来てほしいという、呼び込みというか、声かけがあって、たまたま時間が空いているから行こうかっていう方もおられるだろう。

委員長

もう一回確認だが、初めてかというのは、分科会ごとにとっているのか。

事務局

そうだ。アンケートはそれぞれ7つの分科会全て同じ様式だが、その1つずつに、初めて参加という欄、チェックする欄を設けている。

委員長

そうすると、Ⅲのところの参加者数というのは、そういう分科会ごとにとったアンケートの合計か。

事務局

今は7つあるが、第1から第7までそれぞれの分科会ごとに、参加者の名前を書いてもらう。そのときに受付で、 資料と一緒にアンケート用紙を全参加者に配るので、帰るときにアンケート用紙回収ボックスにいただいて、分 科会ごとに何名アンケート回答されたかというような集計をする。その中からまた、大変有意義とか、初めてとかいう項目ごとに集計していく。

委員長

Ⅲのところは全体の参加者数を捉えていて、Vというか、初めての参加者数は分科会ごとになっている。そうすると、三田幸せプロジェクト自体に初めて参加する人というのは把握できていないことになるのか。例えば、この年は高齢者と同和問題に参加し、次の年は子どもと女性に参加したとなると、女性と子どもに参加したのが初めてだったら「初めて」と書くだろう。だが、幸せプロジェクト自体に初めて来たわけではない。

委員

幸せプロジェクト自体に初めて参加したかどうかというアンケートだったと思う。何回とか、そういうのではなかったか。その分科会ごとではなかったと。

委員長

ではない。

委員

どこの分科会でやっても、こういう三田幸せプロジェクトに、今年は女性、今年は子どもであったとしても、もう2回とか。

委員長

では、大丈夫か。

委員長

先ほどのように、初めての参加者数が明らかに増加している。これ少し文言を考えなければいけないが、少し増加しているっていうのをもう一回、数字で見る推進状況のほうに移して、Vは周知だけでという形で良いか。

委員

その「周知」のところの言葉のことなのだが、ほとんどの議論として扱われたのか、「ほとんどの」とか「多数の」とか、9割であったり7割であったり、5割であったりというのも、一部っていうのは2割ぐらいかもしれないが、そういうふうな数字を置いてみたら、意識アンケートの中で読み取れると思うが。

委員長

多分、評点3のところは50%でいける。あとの刻みをどうするか。下から言うと、10、30、50、70、90、という感じだと、バランスはとれるという気がする。人権意識アンケートの数字をつけていくと、これは客観的数字が結構出てくるので、先ほど読んだように、中身はともかくとして名前だけ知っているという方は40%いるとか。活動内容を知っているということになると名前だけ知っているだけではだめだが、取り組み内容について知っているとなると14%という数字にはなり、かなり低くなってしまう。10%程度となる。

委員長

それでいかがか。ほとんどが90%、多数が70%、半数が50%、一部が30%、ほとんど知らないは10%。それで対 称性はとれている。

副委員長

知っているという観点について、参加は消してしまうのか。

委員長

参加は消える。

副委員長

それは人権アンケートを待つのか。

委員長

アンケートを待つまでこれはわからない。

副委員長

評価はできない。

委員長

ということで良いか。ここは聞き直しということになる。あと残りの部分で④の方の、先ほど委員から意見を伺った評点の案を伺った部分だが、④-IV、数字で見る推進状況のところだが、事務局の方の案では、評点3、ここの説明を事務局できるか。評点3の理由が、ほぼ前年度並みと条例化の必要性は認識しているということだが、そういうことで良いか。これについてはS委員から、実施回数、相談者数とか登録者数が増えることがいいことなのかという質問を、事前に事務局に寄せていただいたのだが、この点についてはいかがか。実施回数というのは、実際には登録者数や相談者数のことか。

回数でカウントが出ているのか。登録者数、相談窓口、相談者数、これは回数。

委員長

これは、回数は出ている。相談件数は事務局のほうで把握しているのか。

事務局

例えば相談件数であったら、電話の相談が何件あったとか、面談が何件あったとか。相談内容の特性も把握はしている。

委員

数字で見る推進状況の下に、条例化の手続に入っているとか、検討に入っているとかあるが、こういうことは本人通知制度の中のⅢの体制・整備②に組み込んでしまうべきじゃないかと思う。推進状況については、先ほどお話が出た、本当に困ったという相談件数がどうなのかとか、中身がどうなのかということをすべきじゃないかと思った。

委員長

条例化は一つ柱を立てた方がいいのか、体制・整備の③に。

委員長

③で立てるか、別立てにするか。別立ての方がすっきりはする。体制・整備という意味で。ただ、三田市の事情について言うと、ここは行政だけでできる部分でもなく、議会との絡みがある。条例化への取り組みは、行政としての条例化への取り組みと、住民の代表の集まりとしての議会としての条例化いう二つがある。条例を定めるのは最終的には議会だが、議会の問題ということは、我々市民が議員にどれだけ働きかけているかという話にもなる。そこは行政と立法を分けないといけない。今回の観点の中で、その条例化ということを、行政施策の評価としての条例化というところに入れられるかどうか、入れるべきかどうかというところだ。条例化の手続に入っているというのは本人通知制度の方に移すか。そして、IVの方は相談者数にする。相談者数の問題も、相談者数が増えるっていうことは、一方で周知が進んでいて受けやすく、気軽に相談できるようになってきているという意味ではいい面もある。しかし、皆が知っていて行きやすい場所となった時点でも、なおどんどん増えているなら、問題が多いと言える部分がある。相談者数は体制・整備①にかかわる部分だ。相談者数の増加ということで測る。つまり、相談の受けやすさとかいう面を、相談者数の増加で測るべきか、それとも、例えばVの周知があるので、皆が知っているというところで、相談窓口の受けやすさとか、あるいは、親しみやすさというところを測るべきなのかっていう問題にもなる。ここはそういう問題があるから相談者数は外したほうがいいのか。そうすると、登録者数だけで測ることになる。これは本人通知制度にかかわる問題になってくるが、そういう方向で良いか。その方が明確にはなる。あともう一つ。⑤-II について。事務局説明願いたい。

事務局

臨時アルバイト、職員も含めて、全職員年間2回研修を受けることになっており、2.5回まではいかないが、2回以上は受けているというのが現状だ。

委員長

この読み方だが、行政職員が参加したと書いてあることは書いてあるのだが、強制も含めて、行政が自分たちの職員をどれだけ研修させているかというふうにも読める。だから、ある程度強制でもいいのではないかと考える。

委員長

最終的にとりあえず報告書に向けて、何点なのかというのを出しておかないといけないところもあるが、一つのやり方としては、一個一個の観点に関して、一つ一つ4点だ3点だ2点だという意見が分かれているところは、加重平均により評点を出す。その説明について、例えば報告書に1から5までの評点があって、「評点3.5とかついているのはどういう意味ですか」と言われたら、それは、委員の間で評点が分かれているので、その評点を加重平均してこういう点になった、ということにしたい。それを作成して皆さんにお送りする。同和問題に関しては、とりあえずはこういう形で取りまとめを行う。ただ、これで終わりというわけではなくて、答申書を作成するまでには時間があるので、その過程で意見があれば、意見を集約しておいて、報告書に反映させるような形にさせていただきたい。次回の日程だが、第7回として、3月28日午後6時からという案が出ている。次回までに事前に女性問題のルーブリックの案、一番初めの下案を協議の上で皆さんにお送りする。女性施策としては、第1回目ということになるので、3月には評価基準の検討を主に行いたい。もちろん評価基準を検討するに当たっては、評点を考えた上で検討したほうが具体的になるかと思うので、それも含めて、検討いただきたい。同和問題に関するルーブリックの改善すべき点も含めて、事務局のほうに御意見等いただければと思う。本日はこれにて終了する。

第7回委員会 <女性施策> 開催日時 開催場所 平成 28 年 3 月 28 日 (月) 18:00~20:00 市役所本庁舎 6 F委員会室

委員長

第7回委員会を始めさせていただく。今回から女性施策に入る。その前に第6回のまちづくり推進委員会の議事録で何か修正点等意見はないか。本日の内容に移る。女性施策のルーブリックを事前にお配りしているが、本日は、施策の関係でまちづくり協働センターから所長と係長もご出席していただいた。事務局から、事前にお配りしたルーブリックの説明をお願いする。

事務局

ルーブリック(女性施策)についての説明をさせていただく。人権施策基本方針にかかる具体的施策、この資料 から今後の方向①②③についてそれぞれルーブリックを作成した。観点では、同和問題ですでに大きな観点の方 向性は出ているのでそれを参考にしながら作成した。評点の5段階も同和問題と同様に5段階としている。方向 性①-Iの周知・啓発は男女共同参画のための知識や態度を養う。DV 等の相談窓口や全般的な周知・啓発方法及 びその対象等を評価対象として効果を測定という中で、中学生以上が理解できるように説明が加えられている。 それから、DV 等の相談窓口がわからなかったが8割程度減少を評点5として設定し、評点4以下は、その内容 を逓減させている。Ⅱ理解度・満足度、三田市男女共同参画市民意識調査による「男女平等に関する意識」アン ケートでは、その中で「男女とも上昇した」を評点5として設定し、評点4以下は、どちらかが上昇したと表現 し、程度内容に変化を加えている。Ⅲの協働・連携だが「課題や相談に対して地域組織・福祉団体・保健団体・ 教育団体・警察等の垣根を越えた連携、市民団体とのネットワークの構築」で、相談窓口が専門的分野に分かれ て用意されている。それから問題等の早期発見、早期解決ができているというところから順次評価差を設定して いる。IV数字で見る進捗状況では、「啓発講座では、参加者数や講座開催数の数量、その他啓発事業では、実施 回数等の数量を効果検証対象数量としている。DV・デート DV を受けたと気づく割合の認知度も測定」でこれ が昨年度に比べ講座数・延べ参加者数が昨年度より増加している。参加者数の増加比は講座数の増加比以上であ ると、新しい人が増加しているところも見ている。それから DV の認知、受けたと認識する人が増えたというこ ととなっている。Vの「相談窓口の整備状況及び DV 被害者への支援体制」、相談窓口が十分に整備され、救済 に対する被害者への対応が十分にされている。それから DV 被害者に対してプライバシーが十分配慮されていて、 守秘義務が徹底されているが5段階になっている。次に②の男女の新しいライフスタイルの創造とそのための環 境づくり。Ⅰ周知「さんだ子育てハンドブック」の活用と各種講座やワークライフバランス講座の周知で、「三 田子育てハンドブック」だけになると子どもがいない女性に対しての配慮に欠けるので、各種講座やワークライ フバランス講座の周知ということも入れた。評点5が、子どもを持つ保護者全員に配布され、そのほとんどが役 に立つと評価している。そのほとんどが講座について知っており、半数以上が参加しているとしている。Ⅱ協働・ 連携①では、「事業者からの情報提供を受け先進的な事業を広くアピールすることで協働と体制整備を進める」 これは「てくてく」という広報誌を見ていただくといいが、他の事業者がかなりワークライフバランスに取り組 んでいるということを受けて、他の事業者に周知していく体制がどの程度できているか、一つの事業所が行って いる先進的な事を他の事業所にも啓発していく状況がどの程度できているか、そして情報提供先業者数が昨年度 大幅増が評点5になる。Ⅲが協働連携の②、「交流の場の整備・相談体制」これは多世代交流館とか、交流広場 等の集まる場所。そういう場所が具体的に十分整備され相談及び仲間づくりの仕組み作りが十分されていて応え られる場が提供されている。その上8割以上が相談窓口に満足しているのを評点5としている。

IV数字でみる進捗状況「事業者へ向けたワークライフバランス講座、男性への家事・育児講座、女性への就業・起業講座等の開催」昨年度に比べ講座数、延べ参加者数ともに増え、参加者数の増加比は講座数の増加比以上である。ここから下の書き方は、①のIVと同じになる。Vの理解・満足度では、三田市男女共同参画市民意識調査による「ワークライフバランス」「家庭や仕事での役割分担について」で「ワークライフバランス」が推進される回答の割合が前回とくらべ男女ともに高い。これもその下は①のIIと同じになる。I「組織支援のための協働・連携」、IIも「協働・連携」となっているが、Iの方の「協働・連携」は組織支援の為、支援をする組織団体のどの程度までどの範囲までカバーしているかを測っている。「全ての関係する団体に対して、協働・連携を行っている」が評点5になる。IIの状況では、連携の結果、問題解決に進んでいるかが評価基準になる。施策を鋭意推進し、また問題解決の出口がみえている、問題の解決の出口が見えて、施策を推進している状況が評点5になる。IIIの数字で見る進捗状況だが、市役所の女性管理監督職の割合は、現在出ているものもあるが、女性活躍推進法の施行により、また新たな計画が出てきているが4月1日以降になり、今の段階で出せるものではないので、

次回の2回目には、分かり易く、評価のできるものを選んで入れていきたいと思っている。IV数字で見る進捗状況の②だが「市内企業の採用時の性別枠の廃止状況」調査では出てこず、相談もなく、市内での事例もない、と、そういうことが無いということが一番良いという形になる。Vの理解度「男女共同参画やDV・ワークライフバランスについて行政職員が参加した人権研修の平均受講回数」を出している。5回から順次下がっている。

委員長

一通りルーブリックの内容に関してはご説明いただけたが、皆さんの間でルーブリックそのものに関する議論もしなければいけないし、それから中身に対してどういう評点をつけるかという議論もしなければいけないので、できるだけ皆さんにご発言いただけたらと思う。今日はこのルーブリックに関して忌憚のないご意見をいただきたい。また、次回、4月末の委員会では実際、施策の対象になる方をお呼びして、こういう評価の在り方について、ご意見もいただくということも考えている。我々の立場としては市民として、第三者の立場で議論するが、それと市役所の方で男女共同参画施策担当から来ていただいて、それともうひと方、第三者の内の施策対象者として、市の職員でない方を考えざるを得ないかと考えている。市役所職員だけでなく、学校の教職員の方も、施策対象者としてお呼びする方として難しいかもしれない、ということも議論しているところである。

委員長

ご覧になり何か質問はあるか。あるいはルーブリックに関してはどうか。

委昌

「育児休暇を取る男性の割合と職員の割合」を入れた方が良いのでは。

副委員長

育児休業に関しては、男女とも取る方向になってきている。法律そのものがもっているのは、男女とも育児休業を取ろうとなっているため、当然仕事上の能力や適性に応じて地位もついてくることとなる。

委員

女性が中心になって育児をする風潮に対して、男女共同参画という考えでは、男性の育児休暇の取得の進捗状況 を測ってもいいのではないか。

委員

評価基準というのは時代によって、社会の変化によって変わるものであると思うし、変わるべきものであるとも 思う。男子も将来的には育休が取れる環境になった方が、社会全体として望ましいというようなことであれば、 そういう基準を入れておいたほうが良い。

委員長

他に意見はあるか。育児休暇を取る割合を示してもらいたかった。取るに取れない現状があるかもしれないので、 気持ちよく育休が取れるような状況を三田市でも作れれば良い。

委員

男性が育児休暇を取る割合について「数字でみる推進状況」に入れ込むと、果たして三田市の市役所をターゲットにしているのか、もしくは三田市の企業全体をターゲットにしているのかということで、測りようがない分野になるのではないか。ただ育休を取るにあたって、企業の管理者から見ると代わりの者が手配できるかできないか、実際のところでの判断がどうしても必要になるので、項目の中に入れ込むのは大切かと思うが、果たして「数値で見る」となった時に、全企業にアンケートをとるのかとらないのか等、色々な問題も出てくるだろう。

委員長

他にいかがか。

副委員長

法律には大きな目標、目的というものがある。現実はこうだけども、法律や条例を作る時は理想像があるわけで、それに向けて現実が動いていくというのが私は基本だと思っている。理想は挙げていくことが大事だと思う。例えば、女性が管理職であって、育休を取るという時には、当然それなりの組織としての場を耐えうるようなシステムにしておかないと、ライフとワークのバランスを取るという時に理想の企業像でないと難しい。多様性に富んだ先端的な企業においては、管理職が育児休業を取りやすいから世界的にも認められる企業となる。ジャパニーズスタンダードのような、非常に狭い男女共同参画の社会を目指すのではなくて、世界基準で通用する法律を今回作ったわけだから、それを運用していく中で基本計画をたてなくてはならない。でないとなかなか今の現実社会は動かない。

委員長

この問題はとても象徴的で、今話題の問題でもあるし、大事な問題であると思うので、時間をとって議論していきたいが、他にご意見等はあるか。

職業上取りやすいか取りにくいかは割と出てきやすいと思う。それにプラスして、家庭の問題があり、どう加味するか。家庭崩壊といわれて久しいが、制度としては取れるのだが、私がずっと家で子育てをしないといけないとなった時に、男性として躊躇したとする。その評価をどう加味していくかということになるのではないか。だから、企業の制度として取りやすい職場であるかどうかという評価基準はしやすいかと思うが、それプラス家庭の問題になってくると、一緒の評価の中に入れられるのかどうか。

委員長

男性の育児休暇取得問題というのは、ある意味ですごく上の方の話のように私は思える。つまり氷山で言ったら上に出ている部分であって、その下にどういう背景が広がっているかというと、今委員が言われたように家庭のこともあり、女性のこともあり、そもそも雇用の問題があっての話だ。それがいろいろな状況で組み合わさった上で、男性の育休が増えてくれば、もちろん社会として男女共同参画に向かっている一つの指標にはなると思う。しかし、今回のルーブリックの評価基準の中に入れられるかというと、疑問がある。なぜかと言えば、正規雇用ならば育児休暇の取得が出来るわけだが、非正規雇用の方は、そもそもその前に辞めざるを得ない。日本の今の人権状況のうち最大の問題は労働問題だと思うが、それには二つの問題があって、その内の一つが、非正規雇用の問題。もちろん男女の問題もあるが、そもそも育休が女性ですら取れないで辞めざるを得ない状況がある中で、男性の育児休暇取得を評価基準に入れようとすると、どこを測れば良いのだろうということになる。そういった状況の中で、育休の取得の評価基準として、三田市で考えた場合でも、どこで測ればいいのかなと思っている。ただ、育休取得問題の、先ほど申しあげた背景をもう少し分析して、そこの部分でしっかり評価基準の中に入れていく事は大事である。一番象徴的な部分で測るのか、それともその下の背景の方で測るのかというのは、評価基準の作り方として考えておく必要があると考えている。他にいかがか。

委員長

我々の評価基準をどうやって作っているのかという話になるが、「17 時で帰れるか」というのも一つの指標になるかと思う。長時間労働の問題があるためだ。長時間働くので、地域の活動とかにも参加しにくいわけだ。夜に会合できないし、土日はくたくたで休むしかない。そのことは男女共同参画にも表れることであって、例えば夫が17 時にあがって18 時頃に戻ってきてくれれば子育ても少しは楽になるのに、家に戻るのが22 時、23 時になってしまう。女性だけとは限らないが、一人親で育てるのも、すごく大変だったりするわけだ。そういう項目を入れてもらっても良い指標になるかと思う。他に意見はないか。

委員

方向性③・IV「数字で見る」というところの、「市内の企業による採用時の性別枠の廃止状況」というのがあるが、二つさがって「調査では出てこない相談があり、是正措置を取る」というのが書いてある。その下以下四つの段階でも書いてあるが、市役所から是正措置を取るということか。主体が見えない。是正措置をとるということになると、例えば企業が男性だけの枠や女性だけの枠というものを出してきたとき、男性だけ・女性だけにしてはだめですよという指示は、ハローワークから出すかもしれない。誰がこの是正措置を取るのかという主体が見えない。ほんとうに三田市が何かやってくれるのか、ととれなくもないと思う。

委員長

事務局、補足をお願いしたい。

事務局

今言われたように、是正措置自体を行うのは労働局であって、市の行政ではない。市内の状況としてそういうことになっていっている。良い状況というのが一番上の状況であるのは事実だが、行政の施策を評価する基準として設けるのはあまり適切でないと思う。

委員

性別枠は、本人が希望するか、企業がどの職種を希望するか、ということによるもので、採用段階であからさまな性別枠というのはないので、あえてこの項目をここに入れる必要があるのかと思う。何が自分にとって良いかを、果たして評価基準の中に入れるべきなのかどうか。この項目はあまり適切ではないと思う。

委員長

市の働きかけによって是正が多少なりとも可能かどうかというところか。三田市の取組みの評価ができる基準を取り上げないと。結局、三田市がどれくらい頑張っていますかということの評価である。そうすると、例えば市役所の女性管理監督職の割合は、三田市役所の話なのでわかりやすい、多分市内の企業のこととなると、三田市行政が指導することではなくなってしまうので、労働局の労働管理局の指導ということになるかと思う。三田市の施策としてふさわしい観点とか、基準とかがあるのかと思う。

方向性 \mathbb{O} \mathbb{N} 「数字でみる推進状況」についてだが、ここの評価基準として、相談者数あるいは相談件数というのを入れてはどうか。相談窓口の体制整備をしたときには、私は相談者数が増えるという方向が望ましいと思う。その意味で、一つの成果を測る基準として、相談者数、相談件数というのを入れてはどうか。

委員長

この点について、事務局、何かあるか。

事務局

相談については、同和問題の時も同じように話が出ていたが、確かに相談が増えれば周知はなされているが、相談をしなければならない数が増えているのはいかがなものかという話もあり、判断がしがたいということで消したというのが経過である。その一方、その下の DV については、今まで認知があまりにもされていないということで、認知度が上がれば、それが評点 5 という評価になる。今の時点ではそういう評価が適切かということであげさせていただいている。

委員長

今の事務局の説明は、DVの窓口は認知度が低いので、これは、知っているか知らないかで測るということだ。

事務局

IVのところも、DV・デート DV を受けた割合が「大幅に増加」で評点が高くなっている。DV の認知した人は少なくなる方が本当は良いはずだが、今自分が DV を受けているということに気が付かない女性の方が多いというのが現状になってしまっている。そこで、少しでもわかってきた人が増える方が良いのだろうと、「まず気づくところから」を評点 5 にしている。

委員

この推進委員会でしていることとは、DVの中身を知ってもらって、被害を抑制しましょうということが目的なので、そもそもこの指標を使うべきではない。あくまで広く一般市民に対して「こういうところの部署がある」という周知を図り、知っている人を聞いたら半分ぐらい答えてくれましたというのを基準にすべきではないのか。デート DV についてどうですか等という質問をアンケートの中に盛り込み回答を求めたうえで、例えば5割知っておられれば評点5であるとか、4割でどうとか、というのを基準にした方が、対外的にわかり易いのではないか。

委員長

窓口の件数に関してはどうか。

委員長

例えば、①のVのところで、被害者対応が十分されているかというのを見る場合、どのぐらい相談件数があったのかというのは直接の指標ではないが、相談件数がわからないと十分に対応しているかどうかもわからない。そういう意味で、どこかで把握している必要はあるかと思う。もちろん、先ほど事務局が説明したように、相談件数が多ければそれでいいのかという問題もある。

まちづくり協働センター

三田市配偶者暴力相談支援センターからの報告によると、4月1日から2月末現在までのDV相談は805件。前年度は205件。だから、そういうセンターができたことによって、相談件数は大幅に増えている。

まちづくり協働センター

DV 関係の部分は法律に定められていて、市外の方も当然女性相談とかいろいろ来られると思うが、基本はそれぞれの市内で相談されて措置をしていく業務であるので、全てが市内の方の相談ということになる。

委員

②の I だが、評点 2 と評点 3 が逆じゃないか。

事務局

ここは、配布の努力が十分されているかということと、配布されたものが十分役にたつかどうかということで、 どちらかというと配布の努力の方を上位においた結果として、こういう評価になる。確かに言われるとおり、本 当に役に立ったと感じた人の比率というのは、評点2と評点3が同じだ。評点1については半数程度しか配られ てなくて半数しか評価していただけないという話になる。

委員長

評点1と評点2の違いははっきりしている。で、評点2と評点3のところはそもそもどれくらい配る努力ができているかというところで評点2と評点3の違いが出てくるということではある。こういう場合は、役に立つという評価基準に入れた方がいいのかどうか。何か意見はないか。

方向性①のⅢの協働連携だが、相談に対して地域組織・福祉団体・保健団体・教育団体・警察とあるが、例えば DV で考えた時に、民生委員で相談を受けた段階で、その情報が外へ出ていくことはまずない。ましてや警察と の連携というのを評価基準にのせてしまうと、あたかも連携を取るべきだと受け取られてしまうかもしれない。これは現実的ではないと思う。

まちづくり協働センター

ネットワークのことで少しだけ誤解があるようなので説明させていただくが、DV に関するネットワークというのは市役所 10 課と、それから警察が入ったネットワークがある。ただ、地域団体、例えば民生・児童委員とかとのネットワークというのは基本的にない。しかし、何か気付きがあったら連絡して欲しいという、地域連携という方向で評価基準に盛り込まれたと理解している。

委員長

書き方を改めていただきたい。

委員長

次の練り直しに活かせるので、細かい修正であれば事務局に伝えていただきたい。評価の趣旨は何度も確認しておきたいが、事業を実際に担当している方たちを励ますということでいきたい。なぜそういう評価がなされるのかというところの話し合いを、やはり重視したい。そういう意味から、次回は事務局と委員長・副委員長、それから他の担当委員の方にもご協力いただいて練り直したい。練り直したものは次回の委員会までにお送りし、また評点等つけながら、評価基準の練り直しをしていきたいと思う。またそれを実際に主として対象となっている方とか、或いは市民の団体の方にも見てもらって、できるだけ良いものにしたいと思っている。次回は、施策関係者の方に来ていただいて、聞き取り或いはご意見をいただくことになるが、我々もそこで議論したい。

次会の委員会は、4月25日の月曜日の18時からということでお願いする。第7回委員会はこれで終了とする。

第8回委員会 <女性施策>	開催日時開催場所	平成 28 年 4 月 25 日 (月) 市役所本庁舎 6 F委員会室	18:00~20:00
---------------	----------	--	-------------

事務局

今回は、昨年度に引き続き第8回目の委員会ということになる。よろしくお願いしたい。

さて、委員長が事情により出席できないので、三田市人権のまちづくり委員会規則の第2条4号に従い、副委員 長に職務を代理していただきたい。それでは、副委員長よろしくお願いする。

副委員長

それでは、委員長の代理ということで司会進行をさせていただきたい。今日は前回の委員会に続き、女性施策ルーブリック作りの検討・審議に入っていきたい。その前に、前回(第7回)の議事録の内容を確認していただくことになっているが、いかがか。特に無いようであれば、この議事概要ということで、事務局で処理をしていただく。それでは、女性施策をめぐる検討会に入っていきたい。前回の同和問題の時と同じように、特別に施策の対象となる関係の方を代表して3人の方に来ていただいている。株式会社リベラルの代表、石井幸子さん。特定非営利活動法人、NPOのアンダス・フリット代表蝶名林道代さん、そして三田市企業同和教育推進協議会会長平尾勝春さん。よろしくお願いする。委員会のやり方として、評価、点検というのは委員だけで行うのではなく対象となっている方、施策の推進に実際に携わっている方、評価者と施策対象者、三者が一同に介して検討していくと考えて、今日は先ほどの三名の方をご紹介した。石井さん、蝶名林さん、平尾さん、そしてまちづくり協働センターの方から所長、それから係長にお越しいただいた。事務局から紹介をお願いする。

事務局

石井さんは 2012 年から 2015 年まで三田市人権男女共同参画プラザの運営を受託、現在は株式会社「リベラル」代表取締役として「子育てしながら働くお母さんをサポートする」を経営理念とする、総合人材サービスをされている。蝶名林さんは、特定非営利活動法人「アンダスフリット」代表として三田市まちづくり協働センターにおいて人権・男女共同参画プラザの運営を受託され、本市の男女共同参画推進に向けご尽力いただいている。平尾さんは JA 兵庫六甲の常務理事としてのお立場に加え、三田市企業同和教育推進協議会の会長として活躍されており、市内企業を対象として人権施策の推進に取り組んでいただいているところである。

副委員長

本日お配りしているルーブリックについて確認や質問があればお願いする。

委員

①-IV「DV・デート DV を受けたと気づく割合の認知度も測定」となっているが、同義語ではないのか。提案だが気づく割合(認知度)として、DV 相談件数をつければどうか、相談件数が下についていない。

副委員長

デート DV を受けたと気づく割合の認知度も測定の割合(認知度の件数)とする。測定を「(及び相談件数)」とする。「DV、デート DV を受けたと気づく割合(認知度)及び相談件数」とすると評点と合うということか。訂正をお願いしたい。

委員

市役所の女性管理監督職の「監督職」は係長相当職だと思うが、管理職の場合は課長職相当と私自身は解釈している。女性を対象とする場合には、係長のところまで含めた方が、より広い動きが見えるのではないか。私がお聞きしたかったのは、どうして係長相当を含めないのか。

事務局

国の基準に合わせた。国の基準では、管理職となっている。

副委員長

私の方からも確認するが、③-Ⅲの評点3では平成26年度現在11.9%、それは管理職が男性何人、女性何人で11.9%になるのか。具体的には何人か。

まちづくり協働センター

国の方で法律、「女性活躍推進法」の中で「特定事業主行動計画」を三田市が策定している。その中に出ている数字から拾っているが、市長部局、教育委員会合わせた数で男性が119名、女性が16名ということで、その16名の割合が11.9%ということになっている。

副委員長

その他いかがか。無いようなので、今日お集まりいただいている、石井さん、蝶名林さん、平尾さんから忌憚のないご意見をお伺いしたい。石井さん、蝶名林さんからは紹介にもあったが、男女共同参画プラザの事業を受託されている立場から、市を取り巻く女性施策の状況と課題、現在取り組まれている内容についてお話を聞かせていただければと思う。

それでは、石井さんの方からお願したい。

石井

私どもは民間の事業所なので、実態というのは自分の会社の中が主になってくるが、今一番困っているのは、働きたいけれど、働けない。それは環境によるものであるとか、あと収入の面でもある。103万以内でないと働けないとかいうのが今、事業所にとって一番痛いところである。社会保障制度として、以前、高度成長期時代に作られたものが、今も続けられている。扶養から外れると税金が高くなるとか、そこでなかなか一歩踏み込めない女性が多い。そういう所がもっと柔軟にならないかというのが事業所の悩みである。

副委員長

103 万と 130 万だが、自分で健康保険料や厚生年金保険料を払わないといけなくなるとか夫に手当がつかなくなるとかで、103 万に抑えるとか 130 万以内の年収に抑えるという女性が多い。もっと働いて欲しいし、役割分担としてリーダー的な仕事を任せたいけれども、仕事の時間が少ないので、止むを得ず一般的な仕事しか任せられないというところもある。

委員

要は、収入の限度があるのでジレンマが生じている。もっと仕事はしたいけれど、収入が増えると税金がかかる。

石井

扶養から外れてしまう。それが女性が活躍するのを妨げている要因の一つである。

副委員長

他にないか。質問形式でまた後でお伺いしたいと思う。続いて、蝶名林さんお願いする。

蝶名林

私たちアンダス・フリットは、平成 27 年度から 3 年間男女共同参画プラザを運営する仕事を受託することになった。初年度である 27 年度は男女共同参画について広く市民の方々にご理解していただくような基礎的な講座を主に行った。第 4 次男女共同参画計画に基づいて、22 事業 4 企画それと自主事業ということで 23 事業実施した。今年度に入り、初年度の基礎講座をよりステップアップした内容にしていこうと思い、28 年度はステップアップ型の女性が輝くための講座をめざして行こうと思っている。22 事業の他の 4 企画は、男女共同参画を学校にも啓発していくという企画である。全てこの(第 4 次男女共同参画)計画に基づいて行っている。また、5月 20日のプレゼンカアップ講座は、前年度も行って好評をいただき、満員になりそれ以上の応募者はお断りす

るような応募多数の講座であり、2回目はステップアップとして、プレゼン力を用いて実際に就職したりする講座にした。5月 21日に行う、三田の女性たち、「女子教育の夜明け」と「三田の女性たちとは」、これは三田市で女子教育に大変昔から尽力された方がいらっしゃるというお話を聞き、三田市は女性のスキルアップというか女性の教育に力を尽くしていたことを再確認していただきたいと思い、このような企画をした。5月 27日に行う「働く前に知っておきたい最新事情」は、リベラルの石井さんからもお話しいただいたように、社会保険や年金、税金の話を具体的に聞く講座を開催する。

副委員長

学校でされている講座というのは、小学生向け、中学生向け、高校生向け、それぞれ違うのか。

蝶名林

小学生向けは自尊感情、自分を大切にするというような人権を含んだ内容で、徳永桂子さんという性教育、自尊 感情のスペシャリストの方にお願いして、昨年は講座を2講座実施した。

副委員長

高校はどうか。

蝶名林

高校はまだ行っていない。

副委員長

それでは平尾さん、企業から見た視点でお願いしたい。

平尾

三金同から参り、ワークライフバランス、育児休暇の取得、女性管理監督職の就任状況についてお話をさせていただきたい。私は JA 兵庫六甲にいるので、三田市だけの統計というわけではなく、JA 兵庫六甲の職員全体のことで申し訳ないが説明する。ワークライフバランスについて、労働時間短縮で私どもがやっているのは、ノー残業デー、変形労働時間の設定である。退社が遅い日が続くようであれば1週間単位、1か月単位で時間調整していただくということで、出勤時間・退社時間を変えていくということになっている。休暇については有給休暇を取らずリフレッシュ休暇、1週間いつとってもいいということで取得してもらっている。災害等でボランティアに行く職員はボランティア休暇も取得している。育児休暇等については、産休育休で3年間認めているが、だいたい1年で復帰される。保育所問題がありどうしても入れないで2年あるいは3年に至る方もいるが、1~2年で復帰される方が多い。女性の管理職は約7%となっている。女性支店長は2名だが、これからどんどん取り入れていきたい。また、三企同に参加される企業が少ないが、もう少し三田市にもいろいろな企業があると思うので、参加願えたらと思う。三企同の中でも、ワークライフバランスについても研修会を行っているし、アサーティブコミュニケーション、自他尊重など、大変良い研修もされている。DV に対する研修等、女性問題も取り上げているので、ぜひ企業の方は参加願えたらと思う。これからは、女性の管理職の方に増えていって欲しい。

副委員長

育児休暇を取った場合、男性がとった時に将来の管理職の道に弊害があるとか、女性がとった場合でも将来の管理職への弊害があるとか、はどうか。

平尾

私どもの場合は全く関係がない。

石井

③「自主自立と相互信頼に基づく市民社会づくり」の「I 組織支援のための協働連携」の評点 3 で「女性の組織団体を始め関係団体に対して協働連携を行っている」というのは、具体的にはどのような団体がどのような協働連携を行っているのか。

事務局

連合婦人会を主体とした団体と考えている。

石井

三企同の方が言われたが、私どもは 50、60 人従業員規模で、まずは女性が働きやすい環境を作るということで、自社独自で託児所づくりをしたり、女性が働き易い環境づくりを自費でやってきた。市からの援助もなく、利益の中から費用を出してきたのが、15 年前、創業者の思いで創ってきた制度なのだが、どこからも支援がない。民間会社だから支援は行わないというのかもしれないが、女性が活躍するには環境づくりで民間にも支援があってよいと思う。その中から女性の管理職がどんどん輩出されたとか。保育所は増設されているが、働きやすい環境を作ることに、もっと民間の事業所にも目を向けていただきたい。市ではどう考えておられるか。

副委員長

国は法律で女性の活躍を出しているが、実際に具体的に行うのは市の窓口はどこか。

事務局

保育所は、健康福祉部のこども室で、就労支援ということで保育所の整備等、保育所、幼稚園、認定こども園等、 それも今年度小規模保育所、認可保育所を設置して、女性がこどもを預けて働きやすい職場を作る。他にもある が、保育所の整備はこのような形で支援をしている状況である。

石井

保育所は作られてはいるが、なかなか待機児童の問題もあって、実際に私どもの会社で働きたいという方がおられても、預けるところがないという方がほとんどだ。ほとんど保育所に入れない状態だ。そういうことであれば、対策を持ってやっている事業所に対しては、助成金等の支援をしてもいいのではないか。国の基準があるので難しいとは思うが、市独自でセミナーや研修を、神戸商工会議所が主催される研修会に自社の社員を参加させたりとか、三田市で女性をステップアップさせる的確な研修制度がないと思うが。

事務局

男女共同参画計画の中でいろいろな事業を行っており、つながるプロジェクトでは、各企業の方に参加いただい て事業を行っている。

蝶名林

昨年も2回、三企同共催で企業向けの講座で管理職のメンタルヘルス、事業所向けの講座をした。今年も事業所 向けの事業を考えているのでご案内申しあげる。

石井

自社の 60 名のうち 40 名ほどが女性だが、90%、主婦の方がメインで働いている。その中からリーダーを育てるということが自社の理念でもあるし、これからも日本に必要だと思う。パートしか経験していない、会社の経験が少ない者が管理職になるための知識を身につけるためには、わかりやすい中間管理職のためのセミナー、事業計画を立てたりであるとか具体的なメンタルヘルスもあるが、管理職にふさわしい素養・知識を身につけるためのわかりやすい研修制度、女性のためのわかりやすい制度があればと考えている。

蝶名林

人権・男女共同参画プラザは、もともと女性センターから出ているので、女性の応援、女性のスキルアップというところに力を入れたいと思っている。男女共同参画計画にのっとってやらなければならない事業であるので、女性に特化したことをするわけにもいかないが、最終年度については女性がスキルアップして夢を実現できるような講座を目指していきたい。

石井

制限がある中で難しいと思うが、三田市商工会からの情報提供は、市ではどのように考えているか。

まちづくり協働センター

今年度の男女共同参画プラザで実施した研修・講座は、メンタルヘルスとパワーハラスメントと2回、三企同共催で実施している。窓口は商工観光振興課で、連絡を取り合って開催している。商工観光振興課独自で開催した女性に特化した研修会を開催するといったことは、昨年度はできていない状態と聞いている。

副委員長

他にないか。

委員

石井さんに伺いたいが、先ほど、自社で託児所を開設されているというお話で、それは、会社内で設置されているのか。職場内にあると、何かあったときにすぐに対応できる。すごい安心感だと思う。言われるように、その託児所に対してなんら公的支援がなく自主開設をせざるを得ないということは、認識もしているが、そういうことをしていかないと。女性で働かれている方は、意識をもって頑張っていこうという方もおられれば、先ほど103万、130万円の話もでたが、私の職場でも昨年一人結婚して、年収を落としたいので休みますということになった。その方にも家庭があるから認めざるを得ない。しかし、認めた結果、他の職員にしわ寄せが行ったり、新たに職員を雇用することにもなり、非常に苦労した経験がある。103万、130万円というのは法律にのっとってやっているので、三田市で覆しようがないが、一番安心な状況で子どもを見られるような環境の中に設置されているというのは、あって然るべきだ。そういう環境が整っているからこそ、頑張って働こうという気になる。103万、130万円というのは、管理職では考えにくいので、その中で前向きに研修を受けたり、我々もどこどこの研修に行けと民間の研修に出さしているが、それも業務の合間をぬってということになるので、補正がいる。パートで入ってもらって正規に替えてやっているが、そうなる方はごく一握り。先ほどのお話で、その一握りの数を増やさないと、女性管理職のパーセンテージは当然クリアできない。

事務局

事業所内保育施設については国の補助があるが、規模、人数による助成制度である。ただ、託児ということが出ているが、預かる以上は責任を持って、きちんと保育士の資格を持った職員が子どもを見る。安全に配慮しないといけないので。そういった意味では、福祉部局では、子育て支援事業計画の中で、平成 29 年度待機児童ゼロを目指して、小規模保育所・認可保育所を来年には 2 箇所設置をするということでやっているし、一時保育であるとか預かり保育といった制度もある。病気になられた方については病後時保育、これは 1 箇所あるが、そういった子育て施策ももっており、もう少し情報提供・PR に力を入れていきたい。

副委員長

この人権のまちづくり推進委員会でルーブリックをつくりながら評価をする、観点を確認しながらしていくというこの委員会の立場と、もう一つには、その委員会の中にも女性という分野でもっているが、協働センターの方に、男女共同参画の推進委員会というものもあり、そちらの方も含めながら、女性の活躍そして、女性のルーブリックの中でも今のご意見をなんとか反映していって、いろんな点で啓発・教育や、国を通じた補助ができるような方向が見えたらと思う。もう一つ、最後の方で子どもの人権というのがこの委員会の検討する分野として入ってくるとは思うが、子どもの人権の中でも、おとうさんやおかあさんの生き生きとした活躍が当然子育てに反映するわけであるから、企業内の子育ても含めて、いろんな面で三田市とお話ができたらなと思う。今から評価点検に移るが、途中意見があれば、ご発言いただきたい。どうもありがとうございました。それでは、それぞれの観点の評価・点検に移っていきたいと思う。この委員 12 名の中で、挙手により、採決をとるが、ご参加いただいている方も、ご意見があればご発言いただきたい。

委員

一つわからないところがあって、どちらに手を上げたらいいのかというところがある。②-Vの理解度・満足度なのだが、ワークライフバランスという部分とさんだ子育てハンドブックの評価があるのだが、これは合わせての評価なのか。個々の状況を判断してそれを合算して判断するのは難しい。

副委員長

子育てハンドブックとワークライフバランスとの兼ね合いで判断しにくいわけか。

委員

前回申しあげたが、子育てハンドブックは、市民に広くいきわたっているわけであるから、評価基準としては、不要かと思う。

副委員長

さんだ子育てハンドブックの評価をはずした形での評価基準とするということに関していかがか。

事務局

前回の委員会では、周知・啓発の評価基準に入れていた。市民に広くいきわたっているので、評価基準としては、 周知・啓発というよりも理解度・満足度へ移動させた方が良いかということだった。市民に広くいきわたってい るということで、一定の目標は達成できているので、委員の指摘のとおり、さんだ子育てハンドブックの評価基 準は削除していただきたい。

副委員長

さんだ子育てハンドブックは、関係者への配布は十分にされているので、周知はされている。一方、中身のアンケートについては、アンケートか何かで調査をしないとわからないとは思うが、今回は、削除した評価基準でVの評価・点検をお願いしたい。

<評決部分 略>

評価できない項目もあったが、二回に渡り女性のルーブリックについて評価・点検を行ってきた。二回の委員会ということで、まだまだ課題もあるが、女性のルーブリックについて一旦は終わっていきたい。

委員

評価の仕方だが、施策がどこまで進んでいるのかということを我々が聞き取り調査してから行うものだ。前回も同じように票決をされたが、従事していない者にとっては、わかりづらい。担当課に聞き取りをしてから評価すべきだ。

副委員長

次回からは改善したい。次回は高齢者の人権ということになる。第9回として、6月6日(月)18時から実施する。では、これで、第8回委員会を終了させていただく。

第9回委員会 <高齢者>

開催日時 開催場所 平成 28 年 6 月 6 日 (月) 18:00~20:00 市役所 2 号庁舎 3 F 会議室

事務局

本日は、介護保険課長、健康増進課長にもご出席いただいている。よろしくお願いする。

副委員長

お手元に第9回の三田市人権のまちづくり推進委員会のレジュメがある。それに従って進めていく。始めに第8回の三田市人権のまちづくり推進委員会の議事録で何か修正点等意見はないか。また何かあれば、事務局まで報告してもらいたい。ルーブリック(高齢者)の試案について説明をお願いする。

事務局

<資料説明>

副委員長

それでは①から⑤までそれぞれの方向性についての項目を見ていきたい。何か意見はないか。

委員

市の事務事業が羅列されており、方向性のまとめ方に一貫性を欠くため、ルーブリックがわかりにくい。

副委員長

三田市人権施策基本方針に書かれている「今後の方向」に基づいて書かれているのか。

事務局

人権施策基本方針 17 頁の基本認識と今後の方向というところに①番から⑩番まで表記されている。具体的な施策として、高齢者ひとりひとりが自立して健やかに、また、病気になったり体が不自由になっても住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりは、すべての人が安心して暮らせるまちを創造することにつながる。高齢者が住み慣れた地域で暮らせる社会、暮らせるまちを作るということで、多世代の協働と連携とか就労促進だとか社会参加による自己実現、さらには健康の維持管理、住宅の建築改修、補助、介護サービスの提供など、非常に多岐に渡って取り組んでいる。三田市人権施策基本方針の具体的施策の「今後の方向」に従って作成しているので、今回も同和問題や女性施策と同様、記載されている 10 項目のままで作成した。

委員

施策を全て掲載しているので、健康な人の問題、健康でない人の問題、資金の必要な人の問題、そういった差を どうやって埋めるのか。切り口を区分けして述べられたら良いのではないか。

副委員長

K委員は切り口をある程度まとめて、10 個ある項目を $3 \sim 4$ 項目にまとめられないか、ということか。

委員

認知症の問題はどのように取り扱っているのか。

委員

高齢者問題 (ルーブリック) の対象は誰か。我々が三田市に提言するのか、三田市とそれに付随している団体に 提言するのか。

事務局

今言われたシルバー人材センター、公益社団法人だが、市が本来実施すべきものを、社会福祉協議会等に事業委託をさせていただいて実施をしている。だから、行政だけではできないところを、そういった団体にお世話になり、補完をしていただく中で、高齢者の人権のまちづくりを市全体で取り組みをしていくということだ。先ほど副委員長が言われたように、一体的な形でやっているので、三田市全体の部分のうち行政なり団体が含む分についての評価ということになると考えている。

委員

孤立・孤独にされている方がどのくらいおられるのか。命に係わる問題で大事だと思う。元気な高齢者は市行事 へ参加するのかもしれないが、孤立・孤独にされてこういう行政の行事にも関心がないと言われる方がおられる か。この資料を見てもその割合がどこにも出てこない。地域では何名対象の方がおられて何名孤立・孤独されて 民生委員の話も受けないという方もおられると聞く。そういう方がどのぐらいの割合で増えてきているのか。

事務局

高齢者で孤独な方であるとかいうところまではわからない。単身の高齢者であるとか高齢者だけの夫婦の世帯であるとかは、ある程度わかる。しかし地域では、先ほど言った敬老会などでは参加率が少ないということで、地域全体の敬老会ではなく、小地域での敬老会をしていこうということでやっている地域もある。

委員

手厚い手当が市の方としてはされているが、それを実際に享受されている方がどのくらいおられるかということが大事な問題としてあがっていると思う。ただ、行事を行うばかりで、常に満腹という状態ではダメな部分もあると思う。

副委員長

おそらくたくさんの部署が関わっているというのは満腹度があると思う。元気でこれに参加できる人の数は見えても、本当に孤立してしまって参加できないということはどこがつかむのか。

委員

メディアでも問題になるのは孤立・孤独死。それをずっと遡っていくと、もう地域との交流もシャットアウトされている。ましてや、こういう行事があってもおそらく参加されていないという方がやっぱり問題なわけで、これらの行事に関心があるという方はあまり心配しなくてもいいと思う。

事務局

一つは高齢者表敬訪問調査ということで、民生児童委員さんにお世話になって、各地域のそういった介護が必要な方の毎年 75 歳以上の方だが、調査を毎年していただいている。

副委員長

他に意見はないか。では、引き続き⑥から説明をお願いする。

<資料説明>

委員

9ページの観点では、資力のある方に対するサービスなのかなと勝手に読んでしまった。○○の区長は○○区全部網羅されて頭に入っている。昨年の水害時でも高齢者を軽トラで消防団の方が○○会館に集めるとか。住環境を見ると、そういう家は別にバリアフリーでもなんでもない。昔ながらの一軒家、日本家屋。段差があったり階段があったり、ひとりなので、土間からあがり戸があってとイメージできてると思うが、かなりのもの。そこで住んでいる。そのような人たちへの配慮というか整備状況。そういう方を見つけた時に、市はこういうふうにやりますというのがもしあるんだったら、そういうのも数値や評価項目にあがったらなと思う。お金持ちの方の介護スキル、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付とかは、お金がなかったら受けられないのかという話になってくるので、弱者を切り捨てずそういうところも見ていけたらと素朴に思う。

副委員長

地域力は防災に関してはすごい。ただ、独居老人の方のケアは地域では難しい。

介護保険課長

住宅改修の話だが、介護保険の認定を受けていただければ保険で 20 万円、さらに市の上乗せが最大 100 万円措置されている。もう一方はバリアフリー化で、県が助成しているものがあり、年間 10 件から 15 件ぐらいの方は、住宅改修を自分たちがされる時に、将来に向かってのバリアフリー化という形で。支援が必要な状態になれば介護保険を使っていただけるが、その手前の段階での対応はできない。

委員

ただ、この中にはお金のいるもの、住宅環境が網羅されている。今のようなことをどれだけ市の方から、区長がアピールするのでなくて、市の方から掴んでいると思う。先ほど事務局も言われたが、平成 27 年度の独居老人なり孤独老人が出る。それにあたって、どのような住宅環境に住んでいるのかというのは、ある程度地域の民生委員さんのお力を借りるならば掴めると思う。そういう方々に対して、どれだけの行政としてアプローチをかけたか。区長を通してアプローチをするのも一つだと思うが、一人でお困りの方に対してのアプローチの仕方については、この中にあっても良いのかなと。でもそれは 80 万円で何ができるか。断ってもいいけれど、呼びかけもない中での、来られない、というのはどうなのか。私の父が亡くなったが、要介護 3 で手すり、風呂、スロープがついたりとかそういうのがあったら良いということで〇〇店にやってもらった。でも 80 万円もいかないような小修繕で、満額使わない。若い世代がいるからできた。独居老人だったら市役所まで行って何ができるかという話で、その時の市役所のアプローチの仕方も、評価基準の中に入ってもよいと思った。

副委員長

Ⅲ整備状況①のところに「介護付有料老人ホームケアハウス高齢者向け住宅の床数」だけではない項目を入れるのが良いか。

委員

知人で障がいを持っておられる方で、住宅改修については介護認定を受けなければならない。突然発症し、リハビリし元気になってきても、認定が下りていないから、住宅改修したいができない状態。1 か月ほどで認定が下

りると聞き、次の段階に取り掛かっているらしいが、住宅改修はどの程度あるのか。障がい者の方に対する人権、 高齢者に対する人権につながってくると思う。発作的に病に倒れられたら、住宅改修するまでの間は何か月くら いかかるのか。退院したいけど、家の段取りができていないから帰れず、ずっと病院でリハビリ中だ。

介護保険課長

改修内容によるが、車いすのスロープで3週間は要する。

委員

認定が下りるまで改修できない。

介護保険課長

認定調査、医者の診断、審査会で6週間以上。ドクターや病院にお願いする部分については、退院が決まればなるべく早いうちに。退院が間近になっていると、帰りたくても帰れない環境になってしまう。でも退院のめどがなかなか難しい所がある。

委員

退院の目途と自分の家が改修できたかの、どっちが先かということだ。家ができていたら帰ってこられる人でも、できてないから帰れないという状況らしい。

介護保険課長

リスクが生じるのであれば、認定が出る前にかかっていただくのは可能。認定が出なかったら全額自己負担だ。

事務局

ここで見ていただいている方もおられるし、支援センターで日常生活を把握されている方もおられるが、外との接触を拒まれている方がいる。

副委員長

拒んでしまわれる方の数をベースとして注意する必要がある。民生児童委員は家の中まで入るのか。民生委員は 地域の力というとらえ方ではないのか。

委員

それは純粋ではない。地域は地域で、区長、自治会長、班長が掴んでいる。民生委員はもっと大きなくくり。自 治会は社会福祉協議会と連携している。また、組織が違う。各市民センターの中に地域支援、高齢者支援センタ ーがあるから、そこと自治会長、区長がどう連携を取るか、民生委員をどう引っ張り込むか。

健康增進課長

健康相談はどなたでも来ていただける窓口だが、相談の中で介護が必要な方は、高齢者支援センター、地域包括 支援センターにつないでいる。

副委員長

若い人が相談に来た時はつないでいただける。伝わっているか、連携ができているか、市民健康相談窓口と高齢者総合相談窓口の連携ができている。十分活用している、内容を知って活用している。こういう文言に変える。 ③生活設計づくりの推進。市民が健康手法、介護について気軽に相談できる窓口として市民健康相談を活用している、次が健康相談と高齢者の総合相談窓口が連携しているか。

委員

他の項目とかぶる。⑥地域ケア体制の構築と相談・情報提供体制の充実。

副委員長

認知症の話が出ていたが、高齢者への虐待についてはどこかで出てくるのか。⑥のⅢ、協働連携。虐待を目撃した時はどうするのか。家庭児童相談所のようなところがあるのか。虐待があったらどこに通報するのか。

介護保険課長

地域包括支援センターに窓口があるので連絡していただければ。高齢者の虐待は表面的なものだけでないので数としてあがってきているもの以外にも背景としてはある。数は地域包括支援センターで統計をとっている。

副委員長

高齢者虐待防止法が平成17年にできていて、その中に高齢者の虐待について定義がある。著しい暴言、拒絶的な対応、その他高齢者に著しく心理的外傷を与える言動、ネグレクトでいうと、高齢者を衰弱させる、著しく減食、長時間放置、とかが出てくる。それも窓口が対応されて事実を掴んでいる。虐待についてはこの項目でよいか。6ページ⑥、協働連携の②、高齢者の虐待・成年後見制度などの権利擁護業務の実施、等で良いか。

委員

基本方針には虐待の項目が載ってない。十何年前には虐待なんてなかった。やっかいな存在であるかのように表

現されている。

副委員長

虐待は次回というか、アンケートをとってその次の段階でいいのではないか。今年度平成 27 年度の評価に関しては、これで中に虐待という言葉があるので、ある程度変えながら虐待について評価できるようにしていく。概ねこの表現で良いか。もし良いアイデアがあったら次回にこう表現を変えて評価したということで報告してほしい。

委員

住環境は⑨、虐待の方は⑥と、⑧に人権・権利があるので、こちらを整理してもらってわかりやすくならないか。

副委員長

⑥地域ケア体制の構築と相談は、I と II 、案のIII は⑧に移動し、IV数字で見る進捗状況をIII とし、この3つでやってしまう。つまり、I と II と、III 数字で見る進捗状況にする。⑧人権・権利擁護の推進の、II 協働連携は①をつけて、⑥のIII だったのを協働連携②として横に入れてIII とする。あとは、IV 理解度、IV 数字で見る進捗状況、IV 建成度、として評価をいただく。それから公園のバリアフリー化だが、IV ページに戻って点字ブロックの整備、公園のバリアフリー化に関しては、IV ののです。IV のところに移す。IV のを立るか、整備状況②として、IV 周知啓発、III 整備状況②として、IV のところに移す。IV のところに②がついているが②はいらない。これで評価をしていけばある程度整理がつくかと思う。

副委員長

5ページ⑤生活自立支援の推進。介護者支援サービスで、独居の人や同居の人も入っている。独居だけ取り出すなら、また一から作った方がよい。もし皆さん良ければ独居に関しては、次の数字が出てからで、民生委員がある程度つかまれてから、ということでお願いする。

委員

地域性がすごくあると思う。例えば私が住んでいるところであれば民生委員が地域の実情を把握しておられることもあって安心安全な場所だと思っているが、自治会に入っている方が半数以下とか、自治会に入っていない人がほとんどのところなど、各地域で評価しても中身が全然違ってくると思うのでどうしたものか。管理人も、ここにはこんな住民が住んでいるっていうのも含め、地域のことをすごく把握しておられる。でも、そういう地域とそうでない地域があると思う。私の地域は○○施設というのがあってスタッフの人もすごく良く動いてくれているし、自分の担当の地域をくまなくまわっておられるし、そういう地域もあれば、反対に、孤立して誰も会いに来てくれないようなところもあると、評価は難しい。一つにまとめて数字で挙げられるのかと思う。

委昌

三田市の行政による部分と、三田市と地域が連携協力している部分があり、その中に社協とかふれあい推進協議会があったりする。補助金を出しているから全部三田市の仕事ですというのではなく、三田市福祉協議会、推進協議会と連携してとか、協力してとかいう文言をつけておかないと、どちらが主体かわからない、地域と連携、地域と協働という言葉が大事じゃないか。

委員

地域を動かしたのはもともと行政だが、私たちの住んでいるところは社協の力によって住民主体に変わっていった。

委員

我々が評価するのは、三田市はどうなのかということであって、地域がどうなのかではないが、だからこそ三田市は何をしているというのをドンと突きつける。あくまでも、ひとつひとつのことに、社協さんとご一緒にとか、ふれあい協さんとご一緒にとか、地域の皆さんと一緒にとかいう文言を入れとかないとだめだ。お手軽な部分もあるが。

委員

先日の『伸びゆく三田』に、三田市在住の外国人の高齢者の方の福祉手当の申し込み項目があったが、どれくらいいらっしゃるのか、その方たちの利用は満足にできているのかと思って『伸びゆく三田』を見てたが、どんなものか。

副委員長

高齢者の問題と外国人の問題は分ける必要はない。高齢者のところでやるということでどうか。

委員

個人的な意見だが、評価する側からすれば、今までの対象者の方は、何か問題が発生した方をどう助けるか、問

題が起こらないようにするにはどうしたらいいかという観点だったと思う。ところが、高齢者の方の場合は、今問題が発生しておらずよりよい生活を送って頂くためにどうするかとか、具体的に認知症であるなどご自身で問題に対応できない方に周りがどうケアするかを観点としており、問題と質が今までの対象者の方と異なっているという感じがする。その中で、周知啓発等各項目があるのもわかるが、それぞれが独立しており施策がたくさんあるため、分かりにくい。要するにどこの誰に相談したらいいのか(支援センター)、その後の対応がどうなのかと、シンプルに評価すべきだと思う。また、その区割りを、よりよく健康に生きていただくためのもの、問題が発生している方をどうケアするかというもの、などの区分に、整理すべきではないかと考える。個別の施策ではなくまとめて評価していくのか、現在のルーブリックのように個別の施策ごとに評価していくのか。どちらの方向性でいくのか決めて頂いた方が良いと思う。

副委員長

2回目はこの方向で行くが、トータルとしてまとめていくときに、高齢者の問題、女性問題、部落差別問題それぞれルーブリックに仕上げていきながら、またご相談ができるかもしれない。大きく2つに分けて作れるかもしれない。宿題として、事務局で考えてほしい。次の2回目で高齢者が完全に終わる形にしたい。高齢者が終わったら子ども施策に移るので頭の隅の方に置いておいてほしい。では次回第 10 回は6月 27 日(月)18 時から、高齢者の協議でよろしいか。第9回委員会はこれで終了する。

第 10 回委員会 <高齢者> 開催日時 開催場所 平成 28 年 6 月 27 日 (月) 18:00~20:00 市役所本庁舎 6 F委員会室

事務局

第10回三田市人権のまちづくり推進委員会を始める。高齢者施策について2回目となる。副委員長に委員長代行をお願いする。

副委員長

第10回目の三田市人権のまちづくり推進委員会を始める。施策の対象となる関係者ということで、お二人の方に お越しいただいている。事務局から紹介をお願いする。

事務局

施策の対象となる関係者、お二方にご臨席賜った。ご紹介させていただく。三田市社会福祉協議会、谷口事務局長さん。社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく民間の組織で、地域の方々やボランティア、行政やほかの福祉、保健関係者などの参加協力を得て活動する組織である。その中で谷口さんは、組織を統括する立場におられる。続いて、中谷さんをご紹介させていただく。中谷さんは三田市老人クラブで平成22年から23年、理事として、平成24年から25年には副会長として、平成26年から27年は会長を務められておられる。特に、健康づくりや生きがいづくりの推進の分野でご意見をいただければと思っている。

副委員長

お手元のルーブリックに基づいて評価・点検を進める。まず、第9回委員会において、各委員から出された意見 を踏まえて、事務局と担当委員で、整理を行った。担当委員から説明をお願いする。

委員

今後の方向⑨、⑩は、快適な住環境と安全・安心な生活環境ということで、家の外と内のだけの違いで、意味合いが同じなので一つにした。全体を見渡すと、この答申が書かれた平成15年には、認知症の問題が現在と比べると随分違っていた。介護を必要とする方に対する施策があまり想定されていないと思った。有料老人ホームは裕福な高齢者のみを対象としているので、そういった評価基準は削除した。それと避難行動要支援の部分も削除した。

中谷

去年はストレッチの体操を1年間やろうと計画したが、3カ月で止めてしまった。今はいきいき100歳体操をやろうとしている。

介護保険課長

いきいき100歳体操は平成27年度からモデル的に始めている。平成27年、平成28年については、モデル事業として取り組みをしている。その後、平成29年度からは各地域、支援センターを一つのキーとしながら広めていきたいと考えている。三田で取り組みを始めたところなので、いろんな部分で支援できる部分はしていきたいと考えている。

副委員長

認知症の内容に戻るが、三田市人権を考える会の地域部会でも認知症を取り上げて、認知症に対する誤解や偏見を取り除く努力をしている。あと、努力と同時に対応が必要だと思う。

介護保険課長

市内では概ね中学校圏域に高齢者支援センター、あるいは地域包括支援センター等の相談窓口を設置している。 認知症の問題では、相談を受けてくれる医療機関も市内で30カ所、市のホームページで紹介している。

谷口事務局長

認知症の問題は、大切な問題だと思っている。認知症というのは15年前までは今ほど大きな課題としては挙がってきていなかった。市の受託事業として、認知症サポーター養成事業という形で地域の皆さんに認知症について正しく理解していただくため、10年ぐらい前からずっと取り組んでいる。

副委員長

前回、委員から独居老人の把握に関する質問があったので、その点については事務局から説明いただきたい。

事務局

前回、U委員から独居老人の把握に関する質問をいただいたので、その点について報告する。民生児童委員の訪問による調査が、要援護高齢者等調査という名目で、平成25年度に行われた。そこでの把握は1,821人となっている。

副委員長

平成25年度の調査だから、65才以上の要援護老人の数が1,821人。平成26年度からは75歳以上で調査が始まっている。では、評定結果に基づいて意見交換をしていきたい。

委員

①-Vは評点4をつけた。人によっては自主的に行こうとされないのではないかと思う。私の亡くなった父が全く(介護予防事業へ)参加しない人だった。行政あるいは民生委員あるいは社会福祉協議会、地域包括支援センターの方々が該当者を引っ張り出してくれるような手だてはないのか。

副委員長

いかがか。

谷口事務局長

介護保険を受給された方については、介護予防のケアマネージャーが地域包括支援センターにおり、そこでプランを立てる際に、例えば高齢者集いの日であるとか、またそういう様々なサロンがありますよという形で、案内は、それぞれ地域包括支援センターまた高齢者支援センター等で行っている。できるだけ家の中に閉じこもらずに出ていっていただきたいという意味で、民生委員さんであるとか、ふれあい活動推進協議会の皆さんを通して、お声かけを行っている。

中谷

私の地域では閉じこもり予防に取り組んでいる。高齢者の集いを年に4回程度実施している。それから地域には 宅老所というようなものがあって、毎週そこに行って楽しんでいる人もいる。それからサロン等をやると体操を 行ったり、積極的な取り組みを行っている。

委員

私は、この健康づくりは、評点5だと思った。理由は、まちづくり協働センターとか、中央公民館とかそのほかのコミュニティセンターで、高齢者を含め、非常に多くの人々が活動している。中央公民館では、毎年登録団体更新をする場合に、メンバーの年代を記入している。これは、全コミュニティセンター共通ではないが、そこで活動されている65歳以上の人たちがどれだけいるのかと思う。今後、恐らくそういう形で活動量をつかむことによって、何年か後にはどういう状態になるか。高齢者の活動量を測ることによって統計資料の一つになると考える。

委員

介護予防支援のところだが、開催回数が642回とある。その中で参加者が6,372人いうことだから、単純に割ると1回あたり10人という計算になる。その中で、642回の回数があるから、何回もリピーターとして参加されている。単純に回数と参加人数だから、同じ方が642回、これは地域によって違うから、642回参加できないと思うが、かなりの回数を一人の方が行かれている。6,372人の中に同じ方が何回も行かれている方が含まれているということになると、ほとんど参加しない方がどのくらいおられるのか。

介護保険課長

高齢者ふれあいサロンというのが市内で3カ所あり、行っていただくための一つ条件が、何らかの虚弱の方に限定されている。元気な方というのは基本的には利用できないということになる。また、民家等で運営されている

ので1日の収容人数が制限されている。その中に何十人もなかなか一緒に過ごすとていうのは無理なので、1日10人前後で実施されている。大体週1回、多い方で週2回来られる方もおられるが、週1回10人前後でやられているというふうにとらえていただけたらと思う。

委員

一部答えられなかった(評価できなかった)項目がある。説明・資料等が欠けているため、回答保留とした。評価をされている委員もおられるが、皆さんどうされているのか。

委員

自分なりにどう感じるかということで評価した。他に資料がないので、私自身が感じたことで評価をした。

委員

事務局では、資料を準備できない観点に対して、どのように評価・点検を行うと捉えているのかを教えていただ きたい。

事務局

事務事業の評価ではなく、数値での実績が出ているものだけではないので、整備できない資料もある。三田市で活動されている様々な団体の中からある程度三田市を理解していただいている方々にお集まりいただいているので、K委員が言われたように、三田市を見られての率直な感想を、印象で答えていただきたい。

委員

I周知・啓発の部分だが、辛い点をつけた。実際に地域包括支援センター、高齢者支援センターをどれくらい周知できているのか疑問に思った。

委員

私は、個人的にはわからないというのが正直なところで、評点3をつけた。総論の話になるが、高齢者施策はかなり複雑な話で、内容説明が十分になされていない部分もあり、非常に頭を悩ませた。私自身が年齢的にも当事者という状況ではなくて、親も何とか元気にしているので、まだ縁のないところではあるが、今回高齢者の問題のように、そもそも高齢者とは何歳以上の人を指すのかというところにも、年によって変わったり、60歳なのか65歳なのか70歳なのかで、バスについても70歳以上の方というふうに限定されている中で、対象者数が変わってくる。それについて、何の資料もないままだったので、私は、三田市のホームページから、人口と高齢者、60歳以上か65歳以上の方の比率を調べたところ、60歳以上の方が27%、約3万1千人。65歳以上の方が2万3千人だが、現実に言うと90何歳の方もいらっしゃって、動けてるのか動けていないのか、それが把握できないような状況の中で、今回評点を作ることとなった。

事務局

国は高齢化率という場合は65歳以上としている。ただ、やはり、先ほど御指摘があったように、三田市も昨年度 市民意識調査というのをとっている。その中で出ていたのは、高齢者を何歳からだと思うかという問いに、一番 多い48.5%の方の回答が「70歳以上」となっている。

副委員長

この委員会はどこを基準にするか。

委員

せめてそのルーブリックの中の数字の検証においては、はっきりわかっているような数字を情報開示いただいた 上、検証したい。

委員

対象年齢がかわってきているということもあるが、この資料でいうと高齢者人口は2%増えている。 $1 \, {\rm F} \, 4$ 千何がしという数字から見ると、2 %増えているにもかかわらず、 ${\rm S} \, 4$ のページで相談件数が4,179、その前の年が4,140、それで、相談件数は0.9%増えている。この数字だけ見るとそうだが、全体からいうと、人数が2%増えているのに0.6%しか増えてないということは、マイナスになっているということ。相談件数はマイナスになっているのに、加重平均では3点何がしになっているということは、どこの評価をすればいいのか。点数のいい評価をしていいのか、減っているにもかかわらず、むしろ評点2とか評点1になってしかるべきだと思うが、いかがか。

副委員長

前年等と比較して増加している点だけをみても、良い評価とはならないわけだ。今後の参考にしたい。

副委員長

評価基準が、4では「多数の対象者及びその家族」となっており、3のところでは「ある程度の対象者及びその家族」となっているので、この「多数」と「ある程度」の違いが4と3の境なのだろう。また、検証の時に確認できたらと思う。全体的に高齢者のルーブリックづくりについて、評価・点検を行ってきた。 高齢者施策では

9つの項目(今後の方向)になり、観点の設定数は5つを基本に取り組んできた。今後は「今後の方向」を構成する施策が事務事業に関する施策で構成されていれば、周知徹底を含めて、観点5つにはこだわらず、場合によっては3つの観点を設定して評価・点検を行っていきたいと思う。子ども施策以降は見直していきたい。また、検証の時点でこの観点についてもある程度は減らしたが、さらに減らす工夫は必要かとも思われる。次回第11回は7月25日でよろしいか。場所については未定だ。本日は御列席いただいた谷口事務局長さん、中谷さん、どうもありがとうございました。この会を終了する。

第 11 回委員会	開催日時	平成 28 年 7 月 25 日 (月)	18:00~20:00
<子ども>	開催場所	市役所本庁舎6F委員会室	

事務局

第11回三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。進行は、副委員長に委員長代行をお願いしたい。

副委員長

それでは第11回三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。子どもの施策に関してのルーブリック (試案) が配られて、お手元にあると思う。事務局から資料説明をお願いしたい。

事務局

女性施策のときにも配布したが、『笑顔で過ごす子三田っ子』の平成28年度版が作成されたのでお配りした。それと、三田市児童虐待防止マニュアル。

副委員長

本日、実施担当課としまして、こども支援課、こども政策課から、それぞれ課長にお越しいただいている。

副委員長

議事録の確認をするが、第9回の議事録の確認はいかがか。

副委員長

修正等特にないようであれば、ホームページへの掲載ということでお願いしたい。それでは、評価・点検の内容 に入る。子ども施策のルーブリックについての説明を事務局からお願いする。

事務局

<ルーブリック読み上げ>

副委員長

①から⑦までの今後の方向について、それぞれルーブリックができ上がっている。評価の観点に関して、従来、多くを設定してきたが、今回の子ども施策からは、I周知・啓発、II体制整備、多いところでⅢの観点を設定している。観点の設定を多くても3つ程度にした。

委員

全体を見させてもらったが、子どもの貧困に関するテーマがない。三田市として子どもの貧困というものを体制的にどのように考えているかが全然前に出てきていない。それと、周知・啓発のところで、『伸びゆく三田』と『人権さんだ』という広報紙が挙がっているが、『伸びゆく三田』は毎月いろんな情報が、こども支援、こども政策という形で出てきていると思うが、『人権さんだ』に関しては、年間を通して子どもをテーマにしたことは1回くらいではないか。それで十分なのかどうか。

事務局

子どもの貧困についてだが、今回、この評価・点検は平成15年度策定の人権施策、基本方針に基づいて行っている。基本方針の18ページ、19ページに子どもの分野の部分があるが、ここに関してもまだ子どもの貧困が問題として明確には取り上げられていないということがある。今後の基本方針の見直しの際に基本方針の中に入ってくる課題であるとは思うが、現行の方針に基づく評価・点検という点では入っていないというのが実情になっている。『人権さんだ』に関しては、⑥子どもの権利擁護の確立というところだけに『人権さんだ』という表記があろうかと思う。子どもの権利擁護に関して『人権さんだ』で年1回子どもの特集を組み取り上げているので、他の部分については『伸びゆく三田』という表記になっている。

副委員長

平成15年度に策定した基本方針をベースにして評価の観点を見ていくと、基本方針の変更や改定があれば、子どもの貧困が明記される。人権の部分に関しては、子どもの権利擁護に関しては、特に『人権さんだ』を書いていただけたらと思う。

委員

最初の方向性①だが、Ⅱ体制整備で「妊娠期から子どもの成長に応じたサポートをされている」という項目がある。これは、妊娠、出産期、乳幼児とか、保育園段階とか、分ければいくらでも広がっていく。対象を段階的に絞り具体的にした上で、評価基準を見直してはどうかと考える。

事務局

もちろんいろいろな部分に分けて書くこともできるが、そうすると、高齢者のときの反省にもあったように、各事業の事務事業評価になってしまうのではないかということで、人権という視点で目標としている今後の方向に向けてどんなことができているのか、つまり、今行っている周知・啓発がそれに向かっているのか。それに伴った体制ができているのか、という2つの観点に絞った。

委員

先ほども意見が出ていたが、子どもの人権について考えるとき、いじめと貧困は一番大きな問題ではないかと感じていた。いじめの問題がどこにも取り上げられていない。

事務局

基本方針の「現状と課題」は、18ページだが、自尊感情の低い子どもが増加している。「子ども自身の自己肯定感が育ちにくい状況を生み、自尊感情の低い子どもが増加しています。そして、このような状況が、子ども同士のいじめ、不登校、学級崩壊というような深刻な問題にもつながっています」とある。自尊感情、自己肯定感がなくて自尊感情が育っていないからいじめが発生しているという捉え方だ。三田市人権施策基本方針としては、いじめを解消するために、根本的に子どもの自尊感情を高める。それが今後の方向④だ。子どもの自尊感情を高めるためにどんなことをしているのかということ。いじめそのものについては学校教育課、各担当課がやるので、人権推進課としては、この基本方針の、自尊感情についての取り組みを評価している。

委員

自尊感情といじめの関係がわかりにくいのではないか。

副委員長

今後の方向①安心して子どもを産み育てることができるための環境整備。 今後の方向②保育・サービスや母子保健医療体制の充実というところについて、『伸びゆく三田』でのこういう保育についての情報発信は、回数を数えることができるか。『人権さんだ』で子どもの権利は1回くらいになるが、保育関係とか妊婦さんのことについては、このハンドブック以外に、『伸びゆく三田』では、大体何回くらい、テーマを設定したり、どこかの囲み記事でふれているとか、その辺、誰かわかるか。また、相談を受けている場所はどこになるか。

こども支援課課長

掲載回数については、何回というのはこの場ではわからない。毎年、保育入所の申し込み、一時預かり保育、病後・病後児保育の記事など、年に1回は、それぞれの保育サービスの情報を発信している。相談については、多世代の交流広場で、子育て情報に関する相談を受けている。また、こども支援課の窓口でも、保育コンシェルジュという専門員を平成27年度から配置して、それぞれの保育ニーズに応じたサービスを窓口でお聞きしながら、提供させていただいている。

こども政策課課長

多世代交流館では当然保育所関係の相談もあるが、主に子どもの成長に伴った発育の関係、つまり、お母さん方が子どものことで、言葉が発するのが遅いのではないかなどの相談がよくある。そのような相談に関しては、保健師につないだりしている。

委員

「保育の設置」という言葉があるのか。

こども支援課課長

多様な保育ニーズに応じるために、保育所のほか、病後、病後児保育施設、一時預かり施設、子育てのショートステイ施設がある。それらを含めて「保育施設の設置」という表現のほうがいいかと思う。

悉 昌

②の今後の方向には「母子保健医療体制の充実」とも書いてあるが、これが1つも出てないのはどういうことか。

事務局

修正のうえ、次回提案する。各課間で事務事業評価を区分けする線引きの基準をどうするかが、事務局の中でも 悩ましいところではある。子どもにとっての医療の確立は子どもの人権を守ることに一応つながるのだろうが、 各課が行っている事業の評価と、このまちづくり推進委員会で行う評価の間の線引きは、後で委員の中で話し合っていただいて、必要だと思われるものがあれば入れていかないといけないと思う。そのラインの引き方がちょ っと難しい。

副委員長

今後の方向③は「家庭や地域の教育力を高め、豊かな人間関係の中で、子どもが育つ環境づくり」。Iの周知は、家庭教育学級の充実事業に関して、評価基準が作成されている。

委員

家庭教育学級について、ホームページを見ると、PTAが企画運営しているものと書いてあるが、PTAとすれば学校 ごとだと思う。これを市の広報誌に一々発信するのか。

こども政策課課長

各家庭学級についてはPTAや家庭学級の運営委員会に補助を出してやっていただいている。ただ、実際にやられてない校区もあるが、年間3回から4回、市の主催で家庭教育学級の委員を対象にして合同運営委員会をやっている。それについてはその都度市の広報で出している。

委員

③のI 啓発で、家庭教育学級の充実が大きくクローズアップされているが、家庭教育学級だけを1つのテーマに して捉えることはどうか。今は青少年の健全育成とか児童サービスが充実してきているんじゃないか。

委員

小学校区においては、家庭教育学級より、スポーツ21やまちづくり協議会のようなもので地域とつながっている、 とかのほうがよいのではないか。

副委員長

三田市人権施策基本方針は平成15年度制定なので、あくまでこの方針に沿うと非常に縛りがきつい。当時は子どもの貧困についてはまだ対応の施策やいろいろな部局の設置もなかったと思う。いま既に地域の教育力とか、放課後児童クラブとか、放課後子ども教室など、施策として出来上がっているものについては評価の対象にしていけると思う。家庭教育学級に限らず、いま地域の教育力を高めるためにしている施策があれば、評価基準に入れていって評価するということで、次回までに修正をお願いしたい。④と⑤については人権にかかわるところだ。いじめについての文言は教育の中でふれている。言葉としては上がっていないが、④「子どもの自尊感情を高め、生きる力を育む教育の推進」というところで、体制づくりの①、②、そして協働連携。まず、I 体制づくり①では「『共に生きる社会』の実現に向け、互いの個性や人格を認め合い、いきいきと生活することができるための学習や交流機会」が、評点 5 では「とても充実している」評点 4 では「充実している」という形で、あと 3、2、1と整理されている。それから、II 体制づくり②では、道徳の時間を特に挙げて、全ての学校で行われているという前提だが、特に道徳の時間の中の人権にかかわるところで、と読むほうがいいかと思うが、評点 5 「全ての学校で子どもの自尊感情を高めるカリキュラムを作成し、道徳教育の要である道徳時間の充実を積極的に図っている」。 4 は「ほとんどの学校で」充実を図っている。以下、3、2、1となる。まず、体制づくりの①と②について、特にないか。

委員

「子どもの自尊感情を高め、生きる力を育む」というタイトルは苦労してつくられていると思うが、自尊感情と 道徳とどういう関係があるのか。自尊感情がうまく育ってない子は自己中心的であって、行動が道徳的でないか ら道徳の時間をやれば自尊感情が育つという考えからこうされていると思うが、「自尊感情を高め、生きる力を 育む教育」といいながら、自尊感情を高めるカリキュラムとはどういうことをやっているのか。

委員

社会的な規範というモラル的な道徳性もあると思うが、子どもたちの、認めて欲しいとか、自分が大事な存在なんだっていう自己肯定感。自己有用感という言葉も使われるが、それを得ることで、他者も自分も好き、友達も好き、学校も好き、社会も好きっていうふうになっていく。自分は大事にされてるんだよという自己有用感、肯定感を大切にすることが、その子たちの自尊感情を高めていくことにつながる。ここには道徳の時間にとあるが、道徳教育は学校の全教育課程の中で培っていくと学習指導要領にも記されている。平成30年度には特別な教科としての道徳も出てくるが、そのときには社会的な規範もそうだが、いじめ撲滅に向けて、その子たちの有用感、認められている、大事にされているんだ、というのを互いに高めていく。

委員

地域の人たちも、子どもの自尊感情を高めるような取り組みが始まってきているというのを、今すごく実感している。関東のほうでは随分前から83運動といって、8時と3時ごろには地域の人たちが掃除とか花の水やりをしてあげましょうと、地域の人たちが地域の子どもたちを見守っていくという取り組みをしている。三田もそういうふうになってきて、すごく頑張っている市民の人たちもおられる。

委員

教育委員会が各学校の道徳の時間の中身までカリキュラムも含めてこうしなさいよというのならわからなくもないが、この場は市民全体の人権ということなので、学校教育の中の道徳の時間を評価するというのはいかがなものか。子どもの自尊感情を高めるというのは、学校教育だけでなく、幼児期から育てておかないといけないのに、ここで子どもがゼロ歳から18歳までとすると、幼児期のことは評価基準になくて、小学校、中学校、高校の道徳の時間の評価をしているということは、矛盾する。子どもの自尊感情を高めるということになると、乳幼児から保育所、あるいは幼稚園から、どういう体制を指導して組んでいるかということを表示して、それを評価していかないと。ここのⅡだけになると、学校教育の部分だけ脚光を浴びてしまう。

委員

人権施策基本方針18ページに子どもの「現状と課題」とあるが、自尊感情の低い子どもが増加すると、それが将来的に子ども同士のいじめや学級崩壊につながる、あるいはまた、家庭崩壊など、大人の生き方や社会の矛盾などを反映して、それが子どもたちに返ってくるというようなことが書いてある。私は、これを今言われた道徳の時間を通じて、より充実したものに組み入れていくという意味にとれば、この文章はこれでいいと思う。

副委員長

子どもが安全・安心に生きられることや、子どもの権利という時には、その地域・家庭・大人たちがその権利を保障し、保護する義務が生じる。今後の方向④ (子どもの自尊感情を高め、生きる力を育む教育の推進)では、就学前も含めて、周囲の大人たちが、どういう形で子どもの権利を保障していく体制をつくるかが重要だ。やはり、地域づくりを含めた、地域力が必要だと思う。

委員

自尊感情や生きる力を育む教育など、学校で行われていることがわかりにくい。他の委員に意見を求めたい。

委員

学校教育だけではなくて、やっぱりこの場は市民全体が考えていくというスタンスにならないと、問題の理解は 広がらないし解決しないし深まらないと思う。学校教育は子どもの教育を担っているので大事なことだが、人権 推進課、人事課、学校教育課が緊密に調整し合い、市民団体というか、地域の自治会もとか、女性会とか、いろ いろな組織の方と一体となって、その子どもの権利を家庭も含めて社会全体で小さなときから育んでいくという 姿勢でないと。行政とか教育とかいうその分野だけで解決しようというのは無理があると思う。

委員

私たちも活動している中でまだまだ浸透してなくて、一部の方とか、意識の高い方にはいきわたっているけれども、本当に必要とされている方にはいきわたってない現状に今直面している。本当に広く皆様に伝えていけるようにしていこうと考えている。

事務局

⑥子どもの権利擁護の確立(子どもの人権にかかる啓発活動の推進)というところは、主な実施主体が人権推進課の事業なので、同和問題のルーブリックをここに当て込んだ形になっている。周知・啓発として、『人権さんだ』を中心に、子どものことについて年に1回取りあげている。子どもの人権にかかわる啓発を行っているかということが周知・啓発。協働・連携は主に人権を学ぶ啓発講座。こちらは市民による市民のための講座だから、市民の方が中心となって子どもの権利、居場所づくり等の啓発講座を行っていただいている。そちらのことで協働・連携という観点をつくっている。最後のⅢ体制づくりは、市の職場の人権研修ということなので、ここに市民の方を含めるのはちょっと無理があるかと思われるのと、前回、市民の方が活動されていることをこのルーブリックの評価に入れていいのかという話もあった。行政として行っていることの評価と思われるので、市民の方、いろんな団体が行っていることの評価を入れていくのは、ちょっと難しいと思っている。

委昌

⑥の「権利擁護の確立」という言葉がいま一つよくわからない。

副委員長

基本方針がそういう言葉を使っている。

副委員長

⑦「児童虐待防止対策の推進と相談体制の充実」にいく。 I 児童虐待の防止の周知・啓発については、『さんだ 子育てハンドブック』に通告・相談先を掲載して子育て世代に配布する。

委員

今問題になっているのは、やはり乳幼児の虐待がかなりふえている。小学校だったら大体学校の担任がわかるが、 小さな、あまり話もできない子どもに保護者が虐待をする。そういう子どもをカバーしていくためには、民生・ 児童委員が大きな役割を持つと思う。

委員

民生・児童委員は妊婦から。出生前から民生・児童委員は見守る。それで成人するまで。18歳か20歳かというのは議論がわかれているようだが、そこまで民生・児童委員として生活等にかかわる。

副委員長

⑦まで行った。あと5分しかないが、ちょっと戻る。③と④のルーブリックで、方針からいうと③は③、④は④ だが、両方絡むところはある。

事務局

③については家庭や地域の教育力、④については学校教育、というくくりと思われる。地域の取り組みで自尊感情が育まれるというのはもちろんあるだろうが、地域のことは今のところ家庭教育学級だけしか取り上げていない。③については家庭の教育力しか上がってないのが確かに事実。地域の教育力について、放課後子ども教室のこととかを入れるのであれば③だが、それは少しこちらで考えさせていただきたい。

副委員長

今後の方向④のⅢ体制づくり②の観点を、道徳の時間に限定しないために、道徳の時間の充実を図るとともに全教育課程を通じて道徳教育を推進する、ということでルーブリックを考えていく。

副委員長

全体を通じて何かないか。次回までにある程度修正したものを委員に送付するので、それで評価をしていただきたい。次は2回目となるので、施策関係者をお招きしたいと思う。さんだCAPの方1人と、あともう1人、どなたかおられないか。

事務局

さんだCAPからは近藤さん。保育関係では保育ネットワークミルクの小泉さんを考えている。

副委員長

ではお願いしたい。関係課のほうからそれぞれの課長さんに来ていただき、ありがとうございました。それではこれで第11回委員会を終わりたい。

第 12 回委員会	開催日時	平成 28 年 8 月 29 日 (月)	18:00~20:00
(子ども)	開催場所	市役所2号庁舎3F会議室	

事務局

第12回三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。進行については副委員長にお願いしたい。

副委員長

今回は、子ども施策の評価・点検の2回目になるので、施策の対象となる関係者お二人の方に出席いただいている。事務局、紹介をお願いする。

事務局

小泉さんは後ほどご紹介させていただく。先に近藤桂子さんをご紹介する。近藤さんは、さんだCAPに在籍し、家庭、学校、地域で子どもの安心、安全を守る支援、活動をされている。虐待、ドメスティック・バイオレンス、性暴力やいじめ、コミュニケーションスキルなどを課題として、地域支援や、学校支援を行われている。今日は、そういったお話を中心にお聞かせいただきたい。

近藤

20年前から、子どもの人権、女性の人権にかかわることをしている。児童虐待とDVはとてもリンクしていて、DVが起こっているところで児童虐待が起こることが多い。どちらも相談を受けたときに、虐待の被害者も、DVの被害者も、自分がその被害者であるということを認識していない人が多い。支援するときも、まずは、相談してもらうところからになるが、予防・防止が非常に大事。どちらにおいても、早期発見、早期対応、早期サポート、早期ケアが大事だが、予防ができていたらこんなひどい状態まで至らなかったという事例は多々ある。

副委員長

その予防について、学校、家庭、地域とかで見たときに、本人、子ども本人あるいは、そのDVの対象となる方本人への、家庭での、あるいは学校や地域での予防というと、どのあたりからどういう啓発があるか。

近藤

3歳児検診等のときに、保護者に来ていただいて、虐待とは何かということと、虐待することが子どもの力をいかに奪うか、その奪う行為が将来子どもが大人として自立する上でいかに弊害になるか、どんなに重大なことか、

ということを、繰り返し啓発する。3歳児健診には毎年来るので、何回かしたからいいでしょうではなく、ずっとやり続ける。子どもは毎年生まれて来るから、やり続けることが大事。

副委員長

では前回の委員会に引き続き、子どもに関する施策の評価・点検に入っていく。その前に、議事録の確認ができていなかったと思うが、前々回になってしまうが第10回の議事録がお手元に届いていると思う。何か修正等があればお申し出いただきたい。

委員

発言内容が「いかがか」で終わっているのが2ヵ所あるが、尋ねられている感じで、「いかがか」であれば何か返事がなければいけない。返事を求めないのであれば省くべき。

副委員長

事務局、確認の上、修正されたい。

副委員長

その他、何か修正が出てきたら、事務局に連絡をお願いする。では、子どもの施策の評価・点検に入っていく。 事務局に、ルーブリックの訂正した箇所の説明をお願いする。

<事務局読み上げ>

副委員長

意見等はないか。

委員

施策を評価するときに改めて感じたが、訂正的な言葉での表現があって難しかった。例えば「①安心して子どもを産み育てることができるための環境整備」という場合、とにかく「子育てするならゼッタイ三田」ということを売りにしているが、市民の皆さんは実際三田をどう感じておられるか、意識調査で尋ねられたことがあるのか。今回は、前回までと比べて、数値的・程度的な評価基準が全く含まれてない。例えば、「②保育・サービスや母子保健医療体制の充実」という中で、私の感覚で評点3をつけた。一番そう思ったのは、待機児童。今非常に課題になっている待機児童の数は一体どうなのか。例えば、外国人の方が最近三田に定住されて保育所を探しておられるが、自分が希望する保育所に預けるのは難しい。だが、私の見方はある視点からでしかなく、外国人の方が困っておられたり苦労されるケースがあるので評点3を付けた。例えば、待機児童が、実際、年々どのような状態でいるのかということの説明があれば、より評価の役に立つと思う。

副委員長

数値的なところがわからない部分がある。そういうのはアンケートでわかるか。

事務局

今、資料がないようだが、そういうアンケート調査も、満足度といったことも、調査はしている。

こども支援課長

待機児童については、4月1日と10月1日の年2回発表している。来年度の4月には待機児童ゼロにするため、 今、認可保育所等の整備を進めている。

副委員長

評価する上でもう少し数字的なものもあればということだが、評価に入っていってよろしいか。評価の観点と基準の見直しについてはよろしいか。今、施策対象関係者ということで、小泉さんがいらっしゃったので、事務局から紹介をお願いする。

事務局

特定非営利活動法人保育ネットワークミルク理事長の小泉雅子さんをご紹介する。小泉さんは、保育カウンセラー、保育のコンサルティングとして、子育て支援、保育運営、保育指導セミナーの講師や、子ども関連NPO設立等、保育全般に関する活動に加えて、三田市西山にある「ミルクたんぽぽ園」の園長としてご活躍されている。ちょうど今、保育の話も出ているので、その辺のお話をいただけたらと思う。

小泉

私は、三田市内で子育て支援を始めさせていただいて25年になる。昨年までは認可保育園の方にも携わらせていただいていた。今年度、機会があり、小規模保育施設、三田市で初めて4月から取り組まれた社福施設も、運営をさせていただいている。ただ、ゼロ歳児、1歳児、2歳児において、3歳児になったときにどこに行くかというのが大きな課題になるが、今年度、2歳児8人が、ちょうど連携園が3施設あってうまく分担でき、希望どおりの保育園、幼稚園もしくはこども園に、つなぐことができた。それと、駅前の子育て交流広場も、三田市から委託を受け、運営をさせていただいている。新しく引っ越してこられた方が、途中入園は難しい状況にあるのか

と思う。

副委員長

委員の方で、何か質問はないか。それでは、評価に移りたい。

副委員長

①「安心して子どもを産み育てることができるための環境整備」の評点について確認するが、I の周知・啓発が [加重平均して] 4.0。II の体制整備に関しては [加重平均して] 3.9。この評点に関して。何か意見あるか。② 「保育サービスや母子保健医療体制の充実」。I 周知「市民ニーズに応じた子育てができる情報提供」は [加重平均して] 3.9。II 体制整備①保育施設は、今の待機児童のこともあって厳しいが [加重平均して] 2.9。III 体制整備②母子保健医療施設に関しては [加重平均して] 3.5。特に保育施設については我々も辛い点をつけていると思うが、ご意見等あるか。

委員

私は辛めにつけた。私の子どもが小さいときには三田保育所にすぐに入れた。一方、今の状況がわからないので、職場の同僚にも聞いてみた。地域によっては私立の保育所も公立の保育所もあるが、全くない地域もある。認定こども園の話も、出たり出なかったりというところもある。三田市全体のニーズからすると勤務の途中に預けたらいいのではないかというのもあるが、その各地区での所もあったほうがいいと思う。

委員

この整備体制①は「多様な保育ニーズに応じて」と書いてある。多様となると、どちらか選択するという選択肢があれば多様だが、地域によっては選択肢がない中で片方に行かざるを得ないケースもある。不便さもあるのではないか。

委員

保育園に入れないという意見があった場合に、それは、希望の保育園に入れないのか、それとも、三田市全体の 中どこ探しても入れないのか、どちらか。

こども支援課長

今のところ、どこを探しても入れないというのが現状だ。

副委員長

③は2つの観点の啓発、体制整備の両方に関して高い評価が出ている。私も結構高い評価をしている。ご意見ないか。④「子どもの自尊感情を高め、生きる力を育む教育の推進」は、トータル的にはまあまあのところに来ていて[加重平均して]3.8。先ほどの③と同じような感じだが、よろしいか。

委員長

方向④のⅡ体制づくり②とⅢ協働・連携のところは、後半部分の基準の文言がほとんど同じだ。また、人権教育と道徳教育は相性が悪くてなかなか合わせにくいが、うまく合わせていると思う。確認したいのは、Ⅲ、Ⅲについて、実際にどのくらいの学校で、例えばⅢの自尊感情を高めるカリキュラムをつくっているか、Ⅲの授業公開をやっているか。これは数字が出てくるような気がするが、事務局の方で数を示されて、このくらいだから[加重平均して]3.8とかになったのか。それとも皆さんの印象がたまたまこういうふうに一致したということか。

委員

法的には全ての学校でやるべしとなっている。当然、評点が4か5でなければいけないと思う。4.0未満ならば、それはどこかで法に抵触しているととらえる方が自然ではないか。私は評点4で回答している。先ほど委員長から、どれだけ授業公開をしているのかと聞かれたが、私のもっているデータでは全くない。学校間や中学校間で公開するから見に来てくださいっていうのはあるが、全ての中学校でそれをやっているかどうかはわからない。

委員長

自尊感情を高めるカリキュラムの作成は、どこでもやっているはずだということでもあると思う。だから、授業公開のほうに重点があるのかと思うかもしれないが、実はそうではなくて、全体の方針では自尊感情や生きる力の教育にどれだけ力を入れているかという観点だと思う。そういう意味で、皆さんのポイントが3.8くらいなのか。

委員

小中連携に限らず保幼小中連携という、接続プログラムとかの提案もあり、中学校区でも独自の取り組みをしている。もちろん、小小連携や中中連携、つまり小学校同士の横の関係であったり中学校同士の横の関係であったりという中での取り組みは盛んであると思う。

委員

ここは自分の中で評点4と3ですごく迷った。その「全て」か「ほとんどか」っていうところは、いまN委員の

説明もあったが、私たちの立場からは判断しにくい。「全てか」「ほとんどか」という部分があったので本当に 迷った。

委員

この評価は、学校とか先生等と交流とかしていなかったら、わからないと思う。

副委員長

私は評点 5 にした。阪神間のそれぞれの小中学校をいろいろ見たが、三田は人権教育、道徳教育に、ほんとによく取り組んでいると思っている。⑤は I 自然体験事業の啓発と、II 楽しみを育む活動の場の整備。ここもなかなか高い評価、③よりも高い評価になっている。③、④、⑤は教育とかかわるところだが、大体 [加重平均して] 3.8 あたりにきている。⑥、⑦は権利に関するところ。⑥子どもの権利擁護の確立(子どもの人権にかかわる啓発活動の推進)に、3 つの観点、I 周知・啓発、II 協働・連携、III 体制づくり。それぞれ [加重平均して] 3.6、3.9、3.6 という評価が出ている。子どもの権利条約を受けて、いじめ防止の校内での子どもたちの動きとか、なかなかいい発表をしている中学校もあったりした。

⑦「児童虐待防止対策の推進と相談体制の充実」はなかなか辛い評価になっている。CAPの近藤さんからもいろいろお話を伺った。毎年のように何度も防止の啓発活動がなされているかどうかも含め。特にII 支援体制のところが、先ほどの保育サービスのところの2.9と似たような非常に低い評価が出てきている。[加重平均して]3.4だが。このあたりどうか。II 「虐待の発見から、問題解決までの子ども及び保護者への支援体制」についての評点は3 か4 あたりだが、2 もあるのかもしれない。

委員

この観点は、具体的に被害に遭われた方が今後どうしていくかという話になろうかと思う。防止については、一般的に幼児の虐待は、加害者が親という事例が多くないか。親に周知を図るより、周りで誰かが気がついて話をもっていくということでないと、実際あまり防止にはならないと思った。

近藤

虐待防止は、私はわかりやすく3歳児健診と言ったが、もっと乳幼児やその前の妊娠初期、母子手帳をいただくそのときから、していただくことが大事だ。多くはDVが絡んでいることが多いので、DV防止の方も必要。DV環境で子どもを育てることは、児童虐待のうちの心理的虐待になる。子どもたちにとって、家庭の中で起こっていることは、当たり前のこと、普通のこと。だから、周りが虐待だと気づいて通報しても、子どもも親もそう思っていない。家庭ならきっとどこのお家もこんなんだと思っている。そうじゃないっていうことを親に知ってもらう。また、子どもが知って、子ども自身が先生のところに相談に行く、という体制が絶対に必要だ。

委員

児童虐待防止という観点からは、両親に対して、こういうことが虐待ですよという周知をはかるのは効果がある ということか。

近藤

効果は大きいと思う。

委員

このルーブリックはどちらなのか。この観点でいいということで理解したらいいのか。

近藤

本人もまわりも虐待に気づくことが大事だ。そのためには、全ての人に啓発し、本人が相談できる環境にする。 学校教育と、福祉と、病院のようなところ、あるいは警察。警察の生活安全課などが、DVに関しても虐待に関しても、非常によく動いて下さっているが、共通理解、連携がきちんとできていることが大事だ。市でそういう会議が定期的に行われていると聞いている。

こども支援課長

関係機関が集まって「三田市要保護児童等対策地域協議会」を設置している。年4回程度集まって、いろいろな機関が、どういう支援をしていくか検討し、見守りを続けている。先ほどお話があったオレンジリボンキャンペーンについては、ティッシュ配付以外にも、横断幕・バナー・のぼり旗・ポスターの設置、講演会の実施等、16種の啓発事業を、啓発月間である11月を中心にやっている。また、早期発見が非常に大切だ。啓発の成果として意識が高くなってきており、児童虐待の相談件数が平成24年度に113件であったのが、平成27年度に192件と、非常にたくさんの通告等いただいている。そのほとんどが幼稚園、学校、または健康増進課という関係機関だ。幼児の身体等をチェックしていただいて、少しでも傷があったり、また保護者さんの言動が少しおかしいなというときには、相談室に電話があって、支援等に結びつけている。また、年々、市民の皆さんの意識が高くなってきており、近隣から泣き声を聞き通報されることも、最近多くなってきている。

副委員長

子育てハンドブックの中では79ページのところに、児童虐待の身体的虐待、それからネグレクト、心理的虐待、性的虐待の項目で、虐待かなと思ったら通告してほしいということで、三田警察や家庭児童相談室の電話番号が掲載されている。それから、県関係では、川西子ども家庭センター。児相が川西にあって、そこにも出ている。子ども自身がこれが虐待だと認識するような、医療も福祉も学校も、連携した地域の教育も含めて、こういうのも虐待だというのが、子どもに本当に入っていって声が上げられる、そういう環境がいる。11月だけでなく、毎月のように連携ができたらと思う。

委員

こういうことをしていって虐待がわかったというのは、数字がふえている。ということは防止になっていないのではないか。虐待を明らかにしていってるというのはわかるが、防ぐ方にはまだいっていない。やはり数値が減ってきたときに、その成果として防止になっていると思うが。今のところは、これは虐待していた、されている、ということはが明らかになって数値として出てくるのだろうが、防止という面ではもう一歩進んだ取り組みをしないと、防止にならないと思うが。

こども支援課長

今まで隠れていた部分が早期発見され、相談件数がふえていると分析している。事故が起こる前に早期発見して、早目に支援をして、保護者さんに早く理解していただく、というのが今の取り組みには必要。隠れた部分がどんどん出てきて、出てきたところをどう支援していくかというところから、防止につなげていきたい。今のケースを見ていると、しつけと称しての身体的暴力であったり、心の暴力であったりというようなところがやはりある。その辺は、親とかかわっていく中でそうじゃないよということは、時間がかかる。1年や2年で親御さんの心を変えていくのは非常に難しいと、実感として思っている。

委員長

それは多分ほかの人権侵害でも同じことで、一番最初の同和問題のところで、S委員もおっしゃっていたと思うが、まずは掘り起こしが必要。そうでないと、いじめがゼロになりましたよと言っても本当にゼロになったのかという議論と同じことになる。つまり、結局ふたをしてゼロになったのか、それとも掘り起こして啓発して、本当になくなったのかという評価が難しい。そこの両面を見て、まずはどの段階に向かっているのかということだ。せっかく近藤さんがいらっしゃっているので伺うが、就学前の幼稚園とか保育所とかの子どもが、人権侵害とか権利侵害って言葉は使わないにしても、自分で声を上げるためのプログラムを、CAPではされているのか。

近藤

プログラムとして、就学前と小学校低・高、中学・高校のプログラムを持っている。今年度も他市で3歳児ばか りのクラスと、3歳児と4歳児のクラスに入ったことがある。本当にびっくりするくらい、3歳児といっても、 5月くらいでしたから、ついこの間まで2歳だった子たちだが、きちっと理解してくれていた経験がある。安心 ではない、怖いなとか、嫌だなって思ったときに、誰か近くの大人の人に相談することが大事だというのは、子 どもたちにとってわかりやすいことだ。三田市では、本当に今動いてくださる。実際私たちが出会った中でも、 すぐ校長先生が家児室に連絡してくださったり、専門のカウンセラーを紹介してくださって、すぐ介入支援がで きたっていう事例もある。加害者は、本当にわからないように加害行為をする。だから、プールにでも入らない とわからないとか。心理的な虐待や性的虐待っていうのは本人から話してもらわないと絶対にわからない。でも、 3歳の子でも、そういうことがあったときにはお話しするんだよというと、話すと言ってくれた事例がたくさん ある。学校できちっと把握されて対応してくださるので、今現在では発覚した後の介入支援はすごくなされてき ている。ただ、わからない場合は永遠わからないので、私自身の経験からすると、防止プログラムを提供するこ とで、より早期の介入、早期支援ができる。それと、親に対する啓発も大事。どんな社会にも何%か、犯罪者、 加害者がいるというのは事実なので、ゼロにはならない、私はいじめもゼロにはならないと思っている。そうな るとやはり、周りも意識を高めていって抑止力を高める。見てるよ、聞いてるよっていう人、通報もそうだが、 そういう全体の意識を高めることはとっても大事かと。ただ、防止教育が3歳、4歳でも可能という事実は事実 としてあるが、そのときに0歳、1歳どうですかって言われたときには、私はちょっと答えられなかった。だか らやはり親の啓発は生まれる前、母子手帳いただいたときには全員何らかのプログラムを受けるというような社 会になってほしいと、私は思っている。

委員

前回私も申しあげたが、今日ニュースを見ていたら、7歳の女の子が祖父母のところに遊びに行き、祭りに行った。お母さんが目を離していたところ行方不明となり、川で遺体になって見つかった、という。欧米の法律の下では、7歳の子をたった一人にさせることは虐待だ。日本の場合は、子どもをそういうような形で、一人で、自

由に動けるということ自身が、子どもに対する無関心になる。欧米では、一人で歩いていたら警察官が保護する。 だから、やはり地域の皆さんが、7歳や8歳の子どもが一人でいたら声をかけてあげるような意識を持たないと いけないし、防止ということにはいかない。

委員

先ほども言ったように、防止ではない。防止ということは、そこに至らないよう途中でやめるいうことだから、これは虐待している事実をあぶり出しているということ。観察ポイントはポイントとしていいと思うが、防止マニュアルとなってくると、例えば、年齢によるが、子ども一人だけで行かせないとかになる。それから、親の価値観で見てしまって、こうでなければいけないというような思いで、毎日子どもを見てませんか、とか。そういうような、もう少し前の段階でアピールをしていくことが、虐待を防ぐことになる。これが防止の策と思う。この評価基準では、まず、あなたが虐待しているかどうか、この線で判断しますという、決定的な表示みたいに思えてならない。やはり防止マニュアルの方をふやしていくというか、深めていく手だてをしていかないと。明らかになってきて対応していっても、深くはなっていかない。やはり、もっと事前に防止するような手だてを、マニュアルとしては考えていきたいと思う。

委員長

U委員のおっしゃったことはすごく大事なことだが、先ほど申しあげたように、結局、啓発と防止は表裏だ。例えば虐待にしても、先ほどのDVと虐待が重なるという話もあった。広い意味で言えばいじめもそうだし、人権侵害もそうだし、差別もそうだが、やっている本人が、これは差別だからやってやるんだと思ってやっているわけではない。本人たちはもしかして善意でやっているかもしれない。だから、これって差別なんだ、これって虐待なんだ、これはDVなんだ、これはいじめなんだということを、本人たちが、ぱっと気がつく瞬間というのが大事で、そのためには、掘り起こしと啓発活動は必要だ。今日、近藤さん来ていただいてお話をうかがって印象にすごく残っているのは、自分で言うのがすごく大事だということだ。自分もなかなか声をあげられない。それは昔からの、例えば部落差別だってそうだったわけで、差別されているのが当たり前だと思ったら、声はあげない。ということは、そこに気づきがやはりある。これは差別だと気がついたら、やらないのが当たり前。気がついていてもやるのは別の対処が必要だが。それが差別だとか、それが虐待だっていうことを、ぱっと気がついてほしい。やる方も気がつかないといけないが、やられる方も気がつかないといけないし、声を上げなきゃいけない。そういう広い意味での防止ととらえた方が、多分、虐待問題だけじゃなくて、いろんな意味での差別問題につながるとらえ方になっていくと思う。

副委員長

地域づくりとかまちづくりとか言って、本当に、人権が完全に尊重されて、それぞれの人が自分らしく生きられるように、それぞれの地域や街が、見守れる体制、そういった地域づくりまちづくりが原点だと思う。子どもの人権についてはこの辺で終えたい。全体の検証のところで、子どもの施策については戻ると思う。全ての項目について確認する中で、また気づいたところをやりたいと思っている。次回は外国人の施策についてだが、外国人の人権侵害をなくす、差別をなくす取り組みについて、施策についての評価、観点基準を決めていきたいと思う。次回は、9月26日の18時からよろしくお願いする。小泉さん、近藤さん、本当にありがとうございました。以上をもって、第12回人権のまちづくり推進委員会を終わる。

第 13 回委員会 <外国人> 開催日時開催場所

平成 28 年 9 月 26 日 (月) 18:00~20:00 市役所本庁舎 6 F委員会室

事務局

三田市人権のまちづくり推進委員会を始める。司会進行は副委員長にお願いする。

副委員長

第13回三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。今日は、外国人施策の評価・点検の1回目ということになる。実施担当各課から、まちづくり協働センター所長、それから係長、学校教育課長の3名に出席いただいている。はじめに前々回の第11回議事録の確認をお願いしたい。郵送で各委員に届いたと思うが、修正等あれば、ご意見を伺いたい。特にないようなので、ホームページに掲載させていただく。それでは、ルーブリックの外国人施策の評価・点検の内容を確認していきたい。事務局から説明をお願いする。

<事務局読み上げ>

副委員長

今後の方向①をじっくりと見ていきたい。「日本人と同様な行政サービスを受けられる仕組みづくり」というこ

とで、特に言語のこととか、それから医療、福祉、防災、教育、就労と、それぞれの項目が挙がっている。特に、 防災は、どうか。ハザードマップが多言語で作成されている。外国人の方が三田にお住まいになったら、これを 全世帯に配布するのか。

まちづくり協働センター

多言語版を外国人の全世帯に配付するとともに、新規転入される方については、市民課の窓口で、配布している。 昨年度、各地区の英語版を作成し、お住まいの近くのどこに避難所があるかどうかというようなことも、この地 図を見ながら確認できるような形でつくっている。

副委員長

その他この体制整備、あるいは周知でここをもう少し聞いておきたいことはないか。

委員

病気の子どもを抱えた親で、日本語が話せない方は、どのように病院を探すのか。

まちづくり協働センター

大きな課題と考えている。これまでの取り組みの一つに多言語の問診票がある。各病院に、配布し外国人が病院 に行った際、その問診のレベルでどこか具合が悪いとか、症状を自分の母国語でチェックをしてもらい、それを 医師に確認してもらう対応はとっている。これまでも外国語が話せる病院を国際交流プラザで集約している。最 新の情報に更新できるように、市内の医師会と歯科医師会に登録されている病院に、今その調査をかけている。

委員

医療関係の多言語対応したマップとして、小児科や内科の所在を多言語で表記したものはあるか。

まちづくり協働センター

整理したものはない。今年度、先ほど医師会と歯科医師会に調査をかけていると説明したが、それをどのように 整理するかは今後の課題としている。

委員

健康マップには、病院の名称や所在地が表記されている。英語版をつくれば対応できるのではないか。

まちづくり協働センター

健康増進課でつくられているものだが、まだどういった形式で整理するか、これからの課題となっている。マップ形式であれだけの資料を作成するとコストもかかるため、今年度どこまでできるかはわからない。

委員

国別にコミュニティをつくっているのか。それとも、個人毎に何か問題意識を持たれたときに行政とのつながりを持っているのか。三田に来られた外国人は、企業を通して来られている方がほとんど。企業の中で、諸問題等に対応していると考えるが、組織等での所属がない外国人に対して、どういう手だてをとっているのか。

まちづくり協働センター

国毎のネットワークというのは、ある程度その国から来た人同士でつくられている。あとは国際交流協会で日本語教室を行っているので、外国人同士のつながりをつくっている場合もある。企業については、特に防災を中心として、我々のほうからテクノパーク企業説明会に出向き説明をさせていただいて、外国人に関する防災の資料提供なども行っている。個人への情報提供としては、毎月『伸びゆく三田』の記事を、抜粋したものを、英語、中国語、ハングル、やさしい日本語、に訳したものを外国人全世帯(特別永住者除く)に送っている。転入してこられたときには、いろんな行政資料、多言語になったものを一定、市民課窓口でお渡ししているというのもある。さらに、国際交流プラザでは、様々な情報提供や支援も行っている。

副委員長

命の安全ということで、防災・医療を中心に話を進めているが、他にないか。

委員

会社関係で三田に来られた方、それから国際結婚をされて三田に定住されている方が増えている。

副委員長

年金等、社会保障の面ではどうか。

委員

長期滞在される方には日本年金機構から案内がくる。免除等の制度もある。ただ、日本語で通知がくる。

委員

国際交流プラザでは、翻訳と説明を求められるケースがある。

副委員長

教育の面ではどうか。

学校教育課長

言語が不自由な児童生徒に対して、週1回程度サポーターを派遣している。児童生徒に加え、保護者に対しても 母語支援、日本語指導を行っている。さらにカウンセリングや学習補助、先生から自宅に宛てた手紙を持って帰 すときのアドバイス連絡帳であるとか手紙のアドバイスができるような方を派遣している。

委員

サポーター派遣事業によって、子どもたちは授業を理解できているか。

学校教育課長

事業そのものが週1回程度の派遣ということで、進んでいる。子どものことなので、柔軟に会話をしていくようになっている。

委員

日本語は話せるのか。

学校教育課長

少しずつ馴染んでいくことはある。むしろ、お父さん、お母さんのほうがなかなか馴染めない。これまで長い間母語を使ってらっしゃったので、連絡が難しかったりする。今おっしゃっているように、わかりやすい日本語で伝えるような努力は必要と思い、学校で対応している。

副委員長

今後の方向②は観点が2つになっている。「差別解消に向けた課題認識」を市民が十分できているか、啓発、教育の部分に絡んでくると思うが、外国人が自分らしく生きるということについて市民が理解していく。外国人の人権を尊重する姿勢を教育する、あるいは啓発するという体制に関して、学校教育では多文化共生教育は道徳の範疇になるのか。

学校教育課長

道徳、あるいは総合的な学習の時間となる。それから特別活動などを利用して啓発を行っている。

委員

具体的に三田市民に対して、どのような啓発活動をおこなっているのか。

事務局

②のルーブリックは基本、人権推進課の取り組みを基につくっている。当事者よりも周りの市民の方々への理解・啓発を進めるということでは、主な媒体は『人権さんだ』になってくる。外国人をテーマに年1回は必ず特集を組んでいる。また、三田市人権を考える会実施の三田幸せプロジェクトにおける分科会でも取り組みを行っている。

副委員長

③ ⑤合わせたルーブリックの検討に移る。

委員

今回のルーブリックに「アイデンティティ」という言葉が一切入ってない。「三田市多文化共生推進基本方針」の中には、「子どもたちの民族的同一性(アイデンティティ)の確立が課題となっている」と記載されている。 医療から教育に至るまで、日本語が全てわかれば、日本人に同化することによって、問題が解決してしまうような錯覚がある。在日の人たちのアイデンティティを保護・支援する体制がなければ、日本語がわかるようになればいいとか、平仮名が読めればいいとか、病院がどこかわかればいいとかという問題ではない。

事務局

Ⅱ 啓発のタイトルが「共生の心を育む教育の充実」となっているが、ここの観点の捉え方としては「三田市在住外国人教育基本方針」の精神が書いてある。民族名の使用を困難にする歴史的背景と今日的状況を踏まえ、全ての外国人市民が民族名を使用できる状況をつくるということで、アイデンティティを謳っている。

副委員長

民族的な同一性という日本語、あるいは「アイデンティティ」を文言として入れるほうがいいかもしれない。

委員

配付いただいた「三田市在住外国人教育基本方針」にも、具体施策というのが列記され、教育行政、学校・園教育、社会教育とあるが、文言の末尾だけをずっと読んでいくと「整備する」とか、「開発・収集する」とか、「整備する」とか、「図る」とか、結局何ら具体的な施策に結びついていかない。これが出たのが平成8年なので、既に20年が経過している。具体的な取り組みをお聞かせ願いたい。

学校教育課長

子どもたちに、多文化共生教育、国際理解教育、在日コリアンの問題について学ぶ場、オールドカマーからニュカマーまでのさまざまな教育実践を、道徳や総合学習、特別活動等で取り組んだ。それから、教材・教具等の開発・収集では、学園小学校とけやき台中学校を拠点として民族衣装を保管し、貸し出しを行っている。また、人権教育・国際理解教育担当者研修会は毎年行い、現在的な課題や新しい教材等について検討も行っている。アイデンティティの確立に向けた支援の一つとして、多文化WAIWAIデイキャンプを教育委員会主催のもと実施している。

事務局

「三田市在住外国人教育基本方針」の5ページ、1. 教育行政の(5)に「三田市在住外国人教育推進委員会」(仮称)を設置すると書かれているが、これを毎年1回開催している。学校教育課の取り組み、人権推進課の取り組み、まちづくり協働センターでの取り組みを報告し、その「在住外国人教育基本方針」がどのように推進されているのか確認している。

委員

国籍が日本人の子どもたちに対してこういう教育をして外国人理解を深めようというのはわかるが、在日の子どもたちのアイデンティティをどう考えているか。

副委員長

T委員からすると本市は取り組んでこられてないのではないかという前提があるのか。

委員

私は、そう思う。

委員長

「三田市人権施策基本方針」の中では、「③民族名を名乗ることができる環境づくり」というところで、自分の民族的同一性を確立する教育を読み込んでいるように受けとれる。だからルーブリックの中にも民族的同一性やアイデンティティを読む込むべきだろうし、言葉として「民族的同一性」を取り入れてもよい。ただ、これは国籍だけの問題ではない。日本国籍を取得して帰化したら、今までの自分たちの親たちの民族・文化を捨てられるかというとそうではないし、そこに根っこ(ルーツ)を持つことは非常に大事なことだ。日本という国はその点に関してまだまだ目が向いていない。日本に帰化したら日本人だから必要ないと簡単に言い切れるかというと、そうではない。それと、三田市として用語が統一されていない。教育基本方針では「三田市在住外国人」、多文化共生推進基本方針の中では「外国人市民」、三田市人権施策基本方針では「外国籍市民」、④のルーブリックでは「外国人市民」となっている。国籍だけの問題なのかそうじゃないのか、それとも民族的同一性にかかわってくるのかというのが、市としてもはっきりとは意識されてない。

提案としては、少なくともルーブリックの中でその両方が混在しているのは、そろえたほうがよい。それから、その対義語は単に「日本人」といういい方でいいのか、ということもある。こういうことはこの問題だけじゃない。例えば男女共同参画の場合に「男」「女」だけでいいのかというと、LGBTの人どうするのとか、そういうことも出てくるし、アイデンティティと絡んで問題になってきている。そのあたりの視野も広げながら考えていく必要がある。

副委員長

今後の方向④に移る。周知・啓発と傾聴という、今までとは違う表現になっている。体制を「傾聴」という表現で、まちづくりへの参加促進と意見の反映と、周知・啓発とで、観点を2つにして、評点5から1までの基準で見ている。

委員

この今後の方向④が三田市においてどのような状態にあるのかわからない。外国人が国際交流プラザを訪問して、いろんなご意見を言われることは、三田市の行政や教育について何か意見を述べているのか。

委員

よろず相談を受けていると、制度の整っていない部分を感じる。実施事業の日本語教室では、交流を通して、「外国の方はこう考えておられるんだ」と理解できる。行政と連携を図りながら相談窓口を開設し1年半が過ぎたが、外国人の方の悩みや困っていることを聞く窓口が最優先課題だと、私自身は思っている。

委昌

「外国籍市民の声を市政に反映させる」と方向性に挙がっており、『伸びゆく三田』等で反映しているという評定に至る前に、外国籍の方は、先ほどのお話のようにいろいろなところにコミュニティがあり、生の声があると思うが、それを市政に反映させるということであれば、市が吸い上げないといけないと思う。市として、そうい

うコミュニティに入って行って、こういう声を聞いているといったデータがあり、それを検討しているとか。そ ういうデータを市として集積しているのか。「言われたら聞いていますよ」というレベルで、それがデータとし て管理されていないのか。

まちづくり協働センター

第3期提言を答申される際にも、外国人市民の方にヒアリング等を実施し、様々な意見を聞いた。この指針の中でも、特にどういった項目について取り組んでいくべきかということも踏まえて答申されている。日常的にどういうふうに我々の方で対応しているかということについては、国際交流プラザの中で外国人相談、よろず相談をやっていただき、去年1年間だが、約300件程度の相談があり、どういった分野での相談が多いかというのは集約してもらっている。その中で今、外国人の方がどういったことについて困ってらっしゃるのかというのは、統計的な見方も行っている。また、日々相談を受けている中で、我々も一緒に「こういった相談があったがどう対応しよう」と、そういった生の声も、当然我々としては聞きながら対応している。あとは、その市民の方からのご意見だけではなく、担当課と連携を図りながら、課題を抱えておられる外国人の方に耳を傾けている。

委員

市がどう対応したかということも、形としてはできているという認識でよいか。

まちづくり協働センター

そういった対応の中で、行政として対応すべきところについては対応できるようには努めている。

副委員長

例えば医療機関に問診票を、その外国語、さまざまな言葉のものを置けば、各医療機関が外国人の方の診察をするときに、その声があがってくると思う。それが吸い上げられて、こういう形で声が上がってきて、こういう対応になったという流れについて説明があればわかりやすい。

委員

今後の方向に「システムづくり」と書いてある以上、どういう流れでそう判断しているのかというのが重要。今の状況では、聞いている段階では頑張っておられるんだなというだけで、評価のしようがない。

委員

高齢の方とか、障がいのある方とかが、もしいらっしゃった場合、どのような対応がされているか。実際に高齢の方とか、福祉を必要とされる方とかが、もし何人かでもいらっしゃるのなら、どのような対応をしているのか。

副委員長

高齢者の方で、福祉の面で困っておられる方の対応については、次回説明してもらいたい。

委員長

今後の方向④は「外国籍市民の声を市政に反映させるシステムづくり」ということで「外国籍市民」と表現されている。ルーブリックの中では「外国人市民」という言葉を使っている。一方、「三田市多文化共生推進基本方針」の目次には「国籍だけにとらわれず、日本に帰化した人や日本国籍であっても国際結婚で両親のどちらかが外国出身者であるなど外国にルーツのある人々も含め『外国人市民』という言葉で表しています」とある。1995年に三田市議会が「定住外国人への地方参政権付与を求める意見書」を出しており、外国籍市民の方の人権を尊重するのであれば、地方参政権を付与するのが本来の筋であって、三田市としても一時期動いていた。「三田市多文化共生推進基本方針」では「地方参政権の実現については、平成7年(1995年)の三田市議会の議決『定住外国人への地方参政権付与を求める意見書』の趣旨をふまえて、兵庫県や周辺自治体などと連携しながら、国へ働きかけます」と宣言しているが、今では後退しているようだ。いずれにしても、本来の筋からいえば、今後の方向④には地方参政権付与への働きかけが入ってこなければいけなかったはずだ。今は日本国内でそういう動きがバックラッシュを受けているところがあり、地方参政権の問題が議論しにくくなっている印象がある。推測して述べるが、背景としては、その地方参政権付与への動きが取れない中で、少なくとも「声を市政に反映させるシステムづくり」とか、あるいはこの「傾聴」といういい方は初めてみるが、意見を聞いていきながら、住民サービスを充実させていかなければいけない、という意味でのルーブリックと理解していただければどうか。

副委員長

次回までにある程度修正していただき、評価・点検に移っていきたい。次回この中で出たいろいろな意見を踏まえて、福祉の面についてもお聞きしたい。2回目においては、当事者あるいは施策関係者の方の話をお聞きするという場を設けることになる。事務局で検討いただきたい。本日は、これで終わりたい。

第 14 回委員会 <外国人> 開催日時 開催場所 平成 28 年 10 月 24 日 (月) 18:00~20:00 市役所南分館 6 F 会議室

事務局

三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。進行について、副委員長にお願いする。

副委員長

第14回三田市人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。今日は、外国人施策にかかる評価・点検の2回目になる。施策の対象となる関係者ということで、3人の方にお越しいただいた。ご紹介させていただく。

事務局

梁さんを紹介させていただく。梁さんは、「共に生きる三田市民の会」を通して多文化共生を推進されておられる。三田市在住外国人教育基本方針策定委員ほか、数々の策定委員を歴任され、「フレンドシップ・デイ・イン・サンダ」や「WAIWAIデイキャンプ」では実行委員として、また、「三田市人権を考える会」では理事として、外国人施策の推進にご尽力いただいている。続いて、張さんを紹介させていただく。張さんは、職場の転勤により2004年に三田市へ転居。外国人施策とのかかわりとしては、フレンドシップ・デイ・イン・サンダ実行委員や、国際交流協会実施の外国人サポート委員会において副委員長としてボランティア活動を実践されている。続いて、ブレッドさんを紹介させていただく。ブレッドさんは、ALT(外国語指導助手)として市内の小中学校で英語の指導に当たられておられる。また、三田市国際交流プラザでは、英会話のファシリテーターや姉妹都市交流事業でボランティアをされるなど、外国人施策の推進にかかわっておられる。

副委員長

それでは、梁さんから自己紹介と、数々の方針の策定にかかわっていただいているので、三田市が今まで行ってきました外国人施策について、どうお考えかも含めて、自己紹介兼感想をお願いできたらと思う。

鿄

二十数年前に三田に移り住んだ。移り住んだ翌年に市内の高校で差別電話事件があって以降、様々な方針等策定に関わらせていただいた。その間に「WAIWAIデイキャンプ」とか「フレンドシップ・デイ・イン・サンダ」等の事業へ参加した。三田市は、兵庫県下の他の市町村に比べれば頑張っていると、阪神間の啓発団体から評価を受けている。ただ、資料に記載されている様に、外国人が日本人市民と同様に地域で安心して暮らせるかというところに関しては、まだまだだと思う。

副委員長

続いて、張さん、お願いする。

張

私は、20年前に留学生として日本に入国して、そこから博士号を日本で取得、就職し、数回の転勤を経て、三田市に転勤してきた。三田市は国際交流に力を入れており、非常に住みやすい。私と似ているような経歴を持っているっしゃる方が非常に多い。外国で生まれた三田の市民というか、これもどのような表現でいいのか、外国の国籍を持ち続けている人と、あるいは日本に帰化しているけど生まれは海外という人も。それと、この人たちの子どもたちといろいろ接触があって、我々もいろんな懇親組織をつくっており、いかに日本の社会に溶け込んでいって、自分も幸せに、周りにも貢献できるように、していこうといろいろ努力している。

副委員長

ブレッドさん、お願いする。

ブレッド

私も20年前に日本に来た。きっかけは、空手を習っていて、日本の本部道場の稽古を受けるために来日した。母国で日本語を勉強していたが、関西に来て関西弁が全く通じなくて、何を言われているか全くわからなかった。漢字が結構難しい。何回勉強しても覚えられない。私は、小中学校で仕事をしているが、20年前と比べたら子どもたちの考え方のグローバル化を感じる。

副委員長

まず、第12回と第13回の議事録がお手元に届いていると思うが、修正等あったら、今伺いたい。

(議事録の名前表記(頭文字をローマ字で表記することについて)の意見あり。三田市人権のまちづくり推進委員会における意見については、個人の意見ではなく委員会全体としての意見としているため、個人の名前は出さないこととした。ただし、質疑応答等により、流れが不明瞭な場合については、名前の頭文字をローマ字表記することとした。)

副委員長

ルーブリックの修正部分について、事務局から説明をお願いする。

事務局

ールーブリック変更部分読上げー

副委員長

事務局から前回委員会での意見を受けた修正について説明をいただいたが、意見はないか。

委員

それぞれの方向において、観点として「周知」となっているが、誰に周知するのか。外国籍市民に周知と理解するのか、日本人全員に周知するのか。

副委員長

周知の中で「誰が読んでも」というとき、誰を対象としているのか。

事務局

対象者はやはり外国籍市民ということになる。そう考えると、「誰もが」となってしまうと一般の市民をも含めてということとなるので、対象の事業について理解できるかどうかとなる。

副委員長

「誰が読んでも」といっても、外国籍市民の方にとって、対象となる事業が理解できるようにわかりやすく案内 されているかということだ。

委員

ホームページにGoogleの英訳変換がリンクしてある。これで、ホームページが徹底していると言えるか。

張

周知のところで「情報発信をする媒体は、広報紙『伸びゆく三田』、市ホームページ、または・・・」等々と書いている。実際にこのルーブリックをつくって、いわゆるこれからの最低のルールをつくって、これによって『伸びゆく三田』はどう変わっていくのか。変わらないと思う。いや、変われないと思う。ホームページを充実していく、このルールをつくっていけば、どんどん充実していくと思う。また、まちづくり協働センターでは、様々な資料をつくり、配布されているが、そのことが表現されていないように思う。

副委員長

今、張さんが言われたように、まちづくり協働センターでは、様々な取り組みがなされている。そういうものは ここには見えない。

張

後で少しずつ努力ができる評価にすることが大事だと思う。

委員長

前回も申しあげたが、「三田市在住外国人教育基本方針」は「在住外国人」、「三田市人権施策基本方針」では、見出しは「外国人」となっていて、中身に「外国籍市民」という表現がある。「三田市多文化共生推進基本方針」では「外国人市民」という言葉で表現されている。今回、事務局はおおむね「外国籍市民」という表現に修正されたが、③と⑤のルーブリックの一番右の体制整備のところだけ「外国人市民」となっている。事務局と梁さんに伺いたいが、「外国籍市民」で統一したのはなぜか。それから、梁さんはこの三つの基本方針の策定にかかわっておられるが、「三田市多文化共生推進基本方針」のときに「外国人市民」という表現にしたのは、何か議論があってのことか。

副委員長

今後の方向③⑤のIV体制整備②「交流事業の充実」では「外国人市民」となっているが、これは「外国籍市民」でいいのではないか。

事務局

このルーブリックにおける評価・点検については三田市人権施策基本方針に基づいているので、原則この基本方針の表記「外国籍市民」ということに統一している。③⑤のIV体制整備②が「外国人市民」のままとなっているが、こちらも「外国籍市民」が妥当だ。

副委員長

③⑤のIV体制整備②、3ページ目の一番右側、「外国籍市民」で全部統一していく。梁さんに説明いただきたい。

「外国籍市民」ということでずっと話してきた。最初は住民ということで、教育方針のときは日本の先生が「在日」という表現を「在住」にし、地域の住民ということで「住民」ということにこだわった。それ以降「外国籍市民」ということになっていたが、三田市多文化共生推進基本方針のときは、そのルーツを含むとか、もう少し

大きな広い意味での外国人という話の中で「外国籍」ということではなくて「外国人市民」というような形になった。

副委員長

今後は「外国人市民」という表現になるのがいいのか、今のように基本方針に従って「外国籍市民」で今後もいっていくのがいいのか、どう思われるか。

鿄

日本国籍の中にも外国にルーツを持つ方がおられるので、三田市多文化共生推進基本方針の表現(外国人市民)の方が、より広い形での枠組みになると思う。

副委員長

現段階では、「外国籍市民」でいく。それでは、評価に入っていく。まず、①「日本人と同様な行政サービスが 受けられる仕組みづくり」について、挙手で数を数えていくので、挙手をお願いする。

<今後の方向それぞれについて、挙手によりそれぞれ集計>

委員

翻訳ソフトの利用を含めて、対象の、全ての言語もカバーできていないことも踏まえて、例えば他市がリンクを貼っているか貼っていないかを判断して評定をした。だから、T委員がおっしゃられたように、今後翻訳ソフトが発展するとかいう問題ももちろんあるが、三田市として責任を負うべきところではなくて、むしろ一般的に周知を図れるレベルで、二言、三言間違っていても意味がおおむね理解できるのであればいいのかなと。むしろ、命にかかわることであったり、緊急性を要するもの、病院であるとか、そういったものは個別対応すべき事案であって、その取り組みは三田市としてどうなのかっていうのが、本当の意味で私は知りたいところだ。生活に緊急性を帯びていないものについては、私的には、これが一番合理的なやり方かなとは考えてはみた。それを含めて、私の場合はGoogle翻訳であることを踏まえた上で評点をつけた。

委員長

読む人が読めるかというところで、あるいは、これは市政の反映だから、例えば市政に参加するそういう機会があるときに、それが正しく伝わっているのかというところで判定すればいいと考える。ただし、三田市のホームページである以上は「翻訳に責任を負いません」というのは、あまりよい表現ではない。明らかに三田市のページとして出しているのであれば三田市は責任を負うので、そこも含めてルーブリックの判定をしていただければと私は考える。

副委員長

評定にはかかわらないのかもしれないが、近い将来「責任」という表現については、どこかで考え直していただいたほうがいいかもしれない。学校では、学校要覧に日本語で出すのと英語で出すのとある。英語については学校長が責任を持ってやっておられる。英語版はALTに指導を仰ぎながら対応している。英語の先生も一緒になって翻訳にあたっている。

鿄

今後の方向③⑤のⅡ啓発「共生の心を育む教育の充実」というところで、「自分の」というところ、民族名を名乗り民族的同一性を確立するということで、やはり民族名を名乗れることが重要だと思う。なぜかというと、ある市の外国人登録では、韓国・朝鮮籍が7,006人いて、通称名が6,178人いる。90%以上が通称名を名乗っている。本名では生きにくい、民族名では生きにくい環境があるのだと思う。日本に住んでいく上で、民族名を名乗って生きることの難しさ、それが一つの差別のスタートラインであると思う。本名を名乗ることによって差別が具現化していく、あるいは、形になって出てくるというところがある。民族名を名乗るということをもう少し重要に考えていただきたい。

副委員長

その他、いかがか。

張

様々な歴史とバックグラウンドがあると思うので、私どものように新しく日本に来た人たちは、民族的同一性の確立という言葉を使わなくてもこの日本語の意味は理解できるので、その表現が適当だ。また、子どもたちにも認識していただくという意味で、いろんなバックグラウンドにもよるが、新しい人にとってはこの言い方(民族的同一性)でもある程度理解できるかと思う。あと、例えば民族名になると、中国の場合はいろんな民族がある。その場合は、何かいい表現があったほうがいいかもしれない。ほかの国もそうだが、違う国で同じ民族の場合もある。適切な表現があればいいと思うが。

副委員長

ブレッドさん、いかがか。

ブレッド

私の国でもそうだ。ほとんどの人がヨーロッパ等外国から移民して来た。もともと、先住民をさす「アボリジニ」とはオリジナルという意味のヨーロッパの言葉なので、アボリジニという名前でも間違っていると思う。母国にはいろんな民族がいる。言葉も違う。パプアニューギニアとオーストラリアの先住民の中でも、世界の言葉の半分ぐらいがそこで使われている。民族の定義となると詳細な部分まで誰もわからない。私の友達の中でもオーストラリアで、ベトナム出身の友達もいるし、フィリピン出身とか、いろんな国の人々がみんな今、オーストラリア人と言われている。

委員

今後の方向③⑤の「Ⅱ 啓発の共生の心を育む教育の充実」に記載されている「民族的同一性を確立する」について、日本人が在日の方々、韓国・朝鮮、中国の方々に対して日本人化を図ったがゆえ、民族性を失ってきたのではないかと理解している。だから、民族的同一性のアイデンティティの確立を図る教育と環境整備の必要性を説いていると解釈した。在日の方々は、日本人化してきた日本の歴史があるから、その中で埋没していった民族的アイデンティティを確立させるための取り組みでは三田市ではどうなのかという設定であると思う。

委員

深さんの話に関してだが、私も国際交流の活動をしており体験したことがある。小中学生で、在日、韓国、朝鮮でなくて、その他の外国から来られた方の話だ。日本名で生活していても、もとの国籍がわかったときに、日本人というのは基本的には均一性、同一性が普通の状態になっているので、一時的にはからかわれたりすることがある、というのを本人から聞いた。その子どもたちが強い気持ちで、逆に自分たちがいるからこの日本という国が変わっていけるんだという。同一性のままでは発展に限界があると思う。人が必要に応じて世界中を動く。結局、生活していくために動いている。そういう時代になってきていることを考えれば、この民族名、同一性というのは、いろんな国のことを対象に考えたほうがいいと思うし、こういうことはもう近い将来なくならざるを得ないと私は思う。これを、一つの言葉や民族に絞るのではなくて、複数のことを考えた言葉であると考えたほうが、私はいいと思う。民族名を名乗るということは、そういうことだと思う。

副委員長

民族の中に幅広く文化が入っているという捉え方か。

委員

今、I 委員のお話をお聞きして、同一性ということについていろいろな角度からご説明いただいたが、部落問題を取り上げたときに、彼らは人種が違うんだという考え方があった。これはとても怖い話だ。先ほど来、いろいろお話をお聞きしている中に、日本人というのは全て単一の同一民族という見方がされているが、実はそうじゃない。この民族的同一性というのは、これをいただいた段階で頭の中で気になっていた。それを今、I 委員がおっしゃっていただいたと思う。つい何日か前のニュースで、沖縄の言葉というのは日本語の方言ではないというのがあった。日本も必ずしも、いわゆる統一された同一民族ばかりでやっているわけじゃない。北海道には北海道の、沖縄には沖縄の、文化があっただろうし、それをも含めて三田市の中では、どういうふうにコミュニケーションをとっていきましょうかっていうのが、この本来のテーマであると思う。そこら辺を頭のどこかに入れておかないと、いわゆる部落問題の原点にかかわる問題へも発展する。「全部一緒なんですよ」という肯定の仕方をしてしまうと、差別の再生産になってしまうんじゃないかという危惧があった。

委員長

梁さんのおっしゃった民族名については、前回、T委員から民族的同一性というほうがより広い範囲になり、その中の一つとして民族名の使用ということがあるんではないかという、そういう意見もあったので、多分今回はこういう書き方になったのだと思う。人権施策基本方針に戻ったら、やっぱり民族名ということははっきり書いてあるので、これは三田市の人権施策を評価するポイントとして、民族名を残しておくかどうかという問題だと思う。先ほど事務局のほうから「外国籍市民」という言葉について、あくまで人権施策基本方針に戻ってやるという説明があったが、そうであれば、民族名という原案に戻してもいいと私は考える。ただ、民族的同一性がなぜ必要かというと、これは明らかに人権とか差別とかの文脈での話であって、いわゆるマイノリティ、少数派の人だからこそ、同一性が必要になってくる。これははっきりしている。マジョリティの人に同一性とかいうことはあまり必要ないし、言ったら逆に危険かもしれない。日本人は日本人だという、日本単一民族みたいな感じになってしまう。そうではなくて、差別されている、人権侵害があるという、それが向けられる人々にとって、よりどころとしての同一性だと私は考える。だから、たとえば解放学級について4期目で議論があったが、解放学級がなぜ必要なのかというと、やはり同一性を確保するためでもある。あるいは、次のテーマになるが、例えば

ろうの人たちが、手話は独自の言語であるということで同一性を主張する。手話が音声言語とは別の言語であるということは最近では言語学的に明らかだという話もあるが、やはり同一性を求める。あるいは、LGBTの人が、多様であるけども同一性を求める。このように、同一性がなぜ必要なのかというと、やはりマイノリティだからということだと考える。そういう意味で、あくまでもここは、外国籍の人たちが三田で暮らしやすくするために、心地よく暮らすために、幸せに暮らすために、同一性の教育をやらないといけないという現状分析がある。そのために、ここに同一性とか、あるいは民族名を名乗ることができる環境ということが入ってくると考えている。

副委員長

前回、このII 啓発の「共生の心を育む教育の充実」という観点の評価基準に「民族名を名乗る」「使用できる」というのがあったのを、「民族的同一性」という表現に修正するということにした。いろいろ話を聞いていくと、民族的ないし文化的アイデンティティ、文化の同一性、民族的同一性の中には、当然、民族名を使用できるという言葉も要るのではないかとなってくる。「民族的同一性」という一言で、国際化する中で文化や、それぞれの国においてもルーツを大事にしていく文化的なアイデンティティの問題、それから、当然民族名を名乗る、自分の本来の名前を名乗れる環境も当然保障できる社会、というと、ここの部分の再修正が必要になってくる。「外国籍の市民の子が、自分の民族的同一性を確立する教育」というのを、「文化的、民族的同一性を確立する」の後ろに括弧をつけて「(民族名を名乗るも含む)」とすると、評価基準が非常に長くなるが、この委員会でのご意見を伺っている中では、そういうのをたくさん含んだ民族的同一性の表現が適当かと思う。だから、民族的同一性は文化的同一性と並行的に表現されるし、民族的同一性の中には、当然民族名を名乗っていける教育が必要だと思う。特に、民族名の名乗りというのは、子どもたちには負担だったし、自分の持っている名前を名乗って、今はもう日本の学校で教師をやっている子もいるが、やっぱり名乗ったことはよかったと言える共生社会が望まれる。ということで、ここの部分の議論を終えたいと思うが、今後また議論を残していきたいと思う。本日は、大体以上のところで、予定していた評価項目は終わったと思う。

それでは、外国人施策のルーブリックの評価・検討が終わった。次回は、障がいがある人の施策の検討になる。 今日は長時間にわたり、深さん、張さん、ブレッドさん、ありがとうございました。では、第14回人権のまちづ くり推進委員会を終了する。

第 15 回委員会	開催日時	平成 28 年 11 月 28 日 (月)	18:00~20:00	
<障がい者>	開催場所	市役所南分館 6 F会議室		

事務局

人権のまちづくり推進委員会もいよいよ終盤にさしかかってきた。障がいのある人についてのルーブリックの作成及び評価点検を進める。

委員長

今日のテーマは障がい者施策に関するルーブリックの試案の検討となるので、評価基準の検討を中心に話していただきたい。前回の議事録の確認だが、今回については、お気づきの点があれば、ご自分の発言を中心に議事録案に直接書き込んでいただいて、それを事務局に届けていただきたい。では、ルーブリックの説明をお願いする。

事務局

<ルーブリック読み上げ>

委員長

個別の検討に入る前に、まず全体を通して意見があれば、ぜひ出していただきたい。

委員

①の「 \mathbf{III} 体制づくり①」で、評価基準に「態度」という言葉が2回出ている。「心」に入れ替えた方が良い。それから、「 \mathbf{IV} 体制づくり②」における評価基準の末尾に、評点5で「図っている」、評点4で「図れていない」、評点3で「図っている」とあり、表現の違いにより評点差を設定されているのだとは思うが、上下関係がわかりにくい。続いて、②⑤の「 \mathbf{II} 体制整備」における住宅改造について「計画的な整備」と書いてあるが、グループホーム等であれば「計画的な」という表現が当てはまるかと思うが、それを個人の住宅と解すれば、個人の住宅をどう計画的にやるのか、説明していただきたい。それから、④の「 \mathbf{II} 体制づくり」は緊急時の体制となっているが、これは障がい者自身が緊急時に助けて欲しいということを発信するという意味なのか、それとも災害における緊急時を想定しているのか。

委員長

ご指摘いただいた「態度」だが、「心」とか「精神」という言葉に入れ替えた方がいいという点に関して、意見

はないか。

事務局

生命尊重や思いやりの心。態度であれば心かと思う。その次の「図っている」のことだが、交流機会の充実に対して、評点3と評点4でいうと、評点4のほうは交流機会が多く、評点3はその交流機会が少ないが、その少ない回に対して出ていただけるように参加を促しているということだ。評点4は、回は多いが十分な告知ができていないという点で評点5よりも下。機会が多いという点では、評点4と評点5はともに評点3より上、という判断で配置してある。

委員長

「図れていない」と「図っている」だが、「図っている」ほうが何か上のほうに確かに見えなくもないところである。

委員

ここでいう「地域で暮らし続けられる」という、その「地域」というのは、三田市全体の地域なのか、それとも 小学校区をさしているのか。

委員

全体を通して、障がい者の方が享受するようなサービスの部分と、もう一つは障がい者自らが情報発信というところの、区分けというのがありそうな気がする。①の「II協働連携」は、単年度で考えるべきなのか、ここ数年ということか。障がい者の方が企画して講座を実施することが減少してきているような気がする。

障害福祉課

一つ目の、障がいのある方と地域住民の交流の機会が増えているかどうかについては、数値等統計はとれていない。ただ、精神の障がいの方を対象にした講座は、年に何回か実施している。また、ご質問のあった「地域」というのが、どこを限定するかによるが、基本は、障がいのある方が地域で暮らしていくということは、小学校区よりも、もっと小さな単位になってくると思う。障がいのある方が地域で暮らせる。また地域で健常者と同じような活動ができるという体制を考えている。

委員

それと関連して協働のことも教えて欲しい。

事務局

市民との協働による人権・福祉教育の推進、人権啓発講座についてのことを今ご質問されたかと思うが、本市では、市民による市民のための啓発講座ということで開催している。実際、障がいのある方ご自身が講師になられて開催している講座もある。また、三田市人権を考える会主催の三田幸せプロジェクトにおいても、分科会(障がいのある人)への参加者は、全分科会の中でも一番多かった。

委員長

障がい者運動の中で「地域」あるいは「地域で暮らす」となると、基本的に自立生活という、ひとり暮らしというのが一つの目標ではある。歴史的にいうと、家の中に閉じ込めていたというのがまずあって、家族から外へ出さない。今度は家族ではなくて、施設に移して、家族で面倒見切れない、あるいは家族の中に閉じ込めておくのではなくて、行政を中心としてその施設で面倒を見る。これでもまだ地域まではいかず、施設から外に出ない。そうでなくて「地域」という括りになる。だから、家でなく、なおかつ施設でもなく、地域で暮らすといった場合は、私の理解では、自立生活という文脈で、ひとり暮らしととらえている。それと、家に住んでいても、ひとり暮らしをしていても、施設に住んでいてもそうなのだが、周りの地域の理解ということがまずなければいけない。

障害福祉課

相談について説明すると、相談には、相談支援事業というのがある。大きく障がい者の生活の支援があったり、精神障がい者の支援があったり、就労支援、児童の発達云々の支援が大きくある。また、その支援の中でも基本、障がい者の方については、自立していくための総合支援法に基づく、そういうサービスを受けるためには、利用計画というのをつくらないといけない。そのために相談事業所というところがあって、そこで利用計画をつくって初めてどういうサービスを受けられるかを決定していくという流れがある。先ほど言われた相談で、生活にしろ仕事にしろ、その相談をした後、単に聞くだけではなくてその後に、フォローが必ずある。障がい者の特性もあるが、例えば、自分が就労したが、やっぱり就労した先でいろんなこと言われた、と悩む方もかなりおられる。その後、必ずそのフォローが入る。また、仕事がしにくい場面に、ジョブコーチというかたちで、仕事のコーチングに入る場合もある。だから、いろんな意味で、聞くだけではなくてやはりフォローしていく。その障がいのある方の特性に合わせたフォローをしていくというのがこの支援のあり方だ。それを市が直接やっているわけで

はないが、委託業務というかたちで各相談事業所に行っていただいているというのが現状だ。

委員長

障がいのある当事者の方でもいろいろな考え方があって、ひとり暮らしはそれなりに大変なので、家のほうがい いとか、施設のほうがいいとかいう場合もある。ひとり暮らしは、自己決定の範囲は広がるが、逆に自分でいろ いろ用意しなければいけないこともたくさんあるので、ひとり暮らしを目指せば目指すほど、そういう相談とい うのは非常に大事になってくる。実際のところ、『福祉のあらまし』に載っている各種の事業は、三田市のメニ ューとしてはこれだけありますよということだと思うが、メニューがたくさんあっても、どれを選んで、どれが 使えるのかというのは、即座にわかるわけではない。相談事業がしっかりしていないと、そのどれを使ったらい いのかすらわからないということもあり得る。だから、この相談事業は極めて大事だ。その点も含めて、③のル ーブリックのⅡを見ていただければと思う。再度確認するが、この「自立した」というのは、自分の意思で決め られるというふうに読んでよろしいか。「自立した日常生活又は社会生活」というのは。いろいろと解釈が難し い。手を借りなければ生活に支障をきたすので、もちろん介助者とか必要な方がおられれば、何が自立かという ことになっていくのだが、そういう場合に自立生活運動の場合は、自分で自分のことを決められるという意味で 受け取るので、三田市の方向としてもそういう方向で考えていると受け取ってよろしいか。確認だが、②⑤の「II 体制整備 | で評点5、4、3、2、1という中で、「住宅改造について計画的な整備や支援ができている」が評 点5と評点4のところに同様にあるが、評点5と評点4の違いは「十分に」があるかどうかになっている。評点 3以下には「計画的な」という文言がなく、5や4と差をつけている。この「計画的な」の中身について、行政 や事業所がやっているグループホーム等の施設を指しているのか、それとも個人の住宅等を指しているのか、と いうK委員の質問について、いかがか。

障害福祉課

「計画的な」というのは、グループホーム等だけでなく、個人の住宅の改造についてでもある。だが、個人の住宅については申請があって初めて行えることなので、なかなか計画的とはいかない。グループホームについては、計画的にしていこうというのは、障害福祉計画という支給量に関する計画が別にあり、そちらで賄っていることなので、議論していただいている部分とは計画が異なる。「計画的な」というのは、その二種類を考えている。

委員長

公的な施設を中心にという理解で、評定をつける際の参考にしていただければと思う。 次の内容に移る。意見はないか。

委員

②⑤の「Ⅲ体制整備②」のところだが、評点3と評点4は、本文はほとんど一緒で、評点4は評点3に括弧の部分が付け加わっただけになっている。ということは、この括弧を外してしまったほうがいいのではないか。

委員長

②⑤のルーブリック「Ⅲ体制整備②三田市障害児保育事業」における、評点4と評点5のところに括弧をつけて (利用者に広く情報提供がされ、活用されている)とあるが、この括弧は不要ではないかという意見だ。この点 について、事務局、意見はないか。

事務局

なくても良い。

委員長

では括弧はとることとする。確認だが、評点5のところは「十分整備され」とある。評点4のところは「十分」はないが、評点3との違いは、今の括弧の部分で「広く情報提供」となっている。つまり、評点4と評点5の違いは「十分」かどうかというところで、評点3と評点4の違いが(利用者に広く情報提供がなされていて、活用されている)というこの文言が加わっているということだ。この点に関して、あるいはこの辺のルーブリックに関して何か意見、質問等はないか。では、ここのところは括弧をとるというかたちで修正お願いする。次の内容に移る。意見はないか。

委員

②⑤の「IV体制整備③」。読書等の「他」が評点3ではなくなっているが、評点3の文言のように「読書等さまざまな」のほうが読みやすいと思う。

委員長

2ページの「IV体制整備③各種相談支援体制の整備と機能」というところで、評点 4 と評点 5 の 2 行目に「生活、教育、介護、就労、読書等の他さまざまな相談体制が」となっている、その「他」を削除するということで、確認をお願いする。次の内容に移るが、それぞれの I の表題が「周知」になっていたり「周知啓発」になっていた

りすることについて、意見はないか。

委員

④の「I 周知」では、評点 5 から評点 1 までの評価基準の中に「啓発が行われている」という言葉が全て入っているにもかかわらず、I の表題が「周知」だけになっている。

委員長

④の「I 周知」のところは当然「啓発」を入れたほうがいいと思う。この点に関しては、皆さんいかがか。ほかのルーブリック並べてみたときに、再度確認するが、③の「I 周知」のところは評価基準本文にも「啓発」がない。「障がい者特性に配慮した情報の提供」ということなので、ご本人への情報提供ということだから「周知」だけでよろしいか。

それから④のIのうち、評点4の対象者を「在勤在学者」だけにするか、評点3にある「関係者、関係団体」も加えるかという問題。それから、同じく④のIIのうち、緊急時というのは一人一人の個人の緊急時なのか、それとも災害時のようなことなのかということ。事務局、説明をお願いする。

副委員長

「通報」というのは、個人が行政に助けてくれという場合。緊急があって、障がいのある方やいろんな方に市から知らせる場合には「通報」とは言わないのではないか。そういう場合には「連絡」というと思う。恐らくここで「通報」が使われているのは、個人の方、つまり障がいのある方が、困ったときに確実に行政に連絡できるか体制が整っていることだと私は理解した。

委員長

よく見たら「日常生活の中で」と書いてあるが、これは「平常時の」という意味か。災害時ではないという含みも「日常生活」という表現の中に含まれているのか。

事務局

緊急通報システムというのがある。65歳以上の高齢者等で日常生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患を有する方、及び重度身体障がい者のみの世帯で、急病の際に押しボタンで通報すると、消防など緊急出動するというところにつながっている。緊急通報ファクスということで、聴覚、もしくは、音声言語障がい者に対して、緊急時にファクスで警察や消防署に通報するシステムもある。もちろん災害時のメールとかもあるが、ここでは病気等、ご自身の緊急についての対応をさしている。

委員

様々な障がいの種類の方がおられるのを、一括して障がい者ということで評価するのは、私にとっては、難しくて施策評価をしにくい。また、行政としてやっていることと地域でやっていることの両方を、行政の施策として評価するのが非常に難しい。資料として「障がい者(児)福祉」の資料をいただいているが、身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚障がいの方が、平成23年には212人となっている。それが平成27年には188人になっている。普通であれば、年々増えていくはずだ。それから、もう一つは、年々障がい等級が重くなっていくということになっていくデータがこれにはない。そういうことはないのかどうか説明いただきたい。

委員長

我々の任務としては市長からの諮問に答えることなので、まずは、市がどのくらい着実に施策を遂行しているか、どのくらい取り組めているかという評価をせざるを得ない。もちろん、当事者からすれば、市がやっているとか、県がやっているとか、事業者がやっているとかいうのは、あまり関係ない。全体として暮らしやすいということが一番大事なのだが、市の権限がないところ、管轄が違うところに関しては、少なくとも市がそういうところにどのくらい働きかけているか、というぐらいの評価になってしまうかと思う。次回の委員会にゲストとしてお呼びいただく施策関係者について、今、こういう方がいいのではないかというご提案がもしあれば出していただきたい。いかがか。

委員

身体障害者協議会の八十川さんはどうか。

委員長

今、八十川さんのお名前が挙がったので、これから、事務局のほうで検討をお願いする。次回の日程は、12月26日の月曜日の6時から、市役所の委員会室でということでお願いする。今日は、このあたりで委員会を閉めさせていただきたい。

事務局

第16回の人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。

委員長

施策の対象となる関係者ということで、三田市身体障害者福祉協議会から、八十川さんにお越しいただいている。 紹介させていただく。

事務局

八十川さんは、三田市身体障害者福祉協議会の代表として、三田市における身体障がい者の人権擁護と健康の増進、福祉の向上と福利厚生の充実や、会員の社会参加・交流・親睦に力を入れておられる。主な活動内容としては、機関紙の発行や障がい者フェスティバルの開催ほか、さまざまな事業展開を図られ、障がい者施策の推進に尽力をいただいている。

委員長

今回は前回に引き続き、障がい者施策の評価・点検に入っていく。議事録の確認を行うが、修正等があれば、書面にて、返答を事務局まで提出していただくようお願いする。

委員長

皆さんのお手元には、事務局の方から最新版のルーブリックの表が届けられているかと思う。担当委員の方から の意見を中心に評価基準を見直したということで作成されている。事務局から説明をお願いする。

事務局

<事務局ルーブリック読み上げ>

委員長

1ページ目①「理解と交流を深める」のIV。IVの体制づくり②のところで、「図れていない」で終わっている部分を「図っている」に直す。そうすると評点 2 では、「図れていない」となり、評点 3 以上は「図っている」で統一するということになる。

事務局

<事務局ルーブリック読み上げ>

委員長

①「理解と交流を深める」Ⅱ協働連携の評点1のところだが、「市民は全く、行政の企画した講座には関心を示さない」だったのが、「全く」という言葉を「関心を」の前に移すという点。次お願いする。

委員長

①「理解と交流を深める」観点 \blacksquare 「体制づくり」の①、「障がいの理解・気づきのための、ともに生きる教育の推進」というところの「態度」を、「姿勢」に変えた。「生命尊重や、思いやりの態度を育むとともに」の「態度」のところは、思いやりの「心」に変わっている。2ページ目。②「地域で共に生活する」と⑤「情報提供等、生活の質を高める」を一緒にしている部分だが、観点 \blacksquare について、左の網掛けのある縦列が修正前のもので、右側が修正後となっている。④「安全で住みよいまちをつくる」というルーブリックの \blacksquare 整備状況「ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備」というところだが、この列の評点 \blacksquare 4のところと評点 \blacksquare 3のところ。網かけをしてあるところで修正があった。従来は評点 \blacksquare 4が「満足できる」、評点 \blacksquare 3が「どちらともいえない」というところだったが、これを、評点 \blacksquare 4のところを「おおむね満足できる」と。評点 \blacksquare 3が「やや満足できる」と修正が加えられている。これについていかがか。

委員

法律等で規制することで、普及させる行政指導型のものが「バリアフリー」。「ユニバーサルデザイン」は「すべての人が対象となっており、よいものをほめたたえ奨励する、民間主導型のもの」と定義されているので、「バリアフリー」いう言葉で、統一してはどうか。

障害福祉課

バリアフリーという言葉は建築用語だ。今それが流れの中で、より広く、障壁を取り除くという意味合いになってきている。ユニバーサルデザインについては、障がいを除去するという意味ではなくて、対象を限定することなく、すべての人が使いやすい状況を想定している。

八十川

一般的には、ユニバーサルデザインという言葉がいいかと思うが、障がい者施策に限ると、バリアフリーの方が

わかりやすいのではないか。

委員長

人権施策基本方針の「分野別施策の推進」14ページではバリアフリーという言葉を使っているので、ここではバリアフリーに戻したほうが良いだろう。ルーブリックとしては、障がい者施策、それからここでは「安全で住みよいまち」ということであるので、これは当然、障がい者の方がまちに出ていくとき、バリアを感じることのないように、ということを強く言うのであれば、ユニバーサルデザインというよりは、バリアフリーのほうが良いと思う。

八十川

バリアフリーやユニバーサルデザインという言葉がどんどん出てきて、世の中の障壁は、なくなっていきつつあるが、その一方で心の障壁がものすごくできてきていると思う。ほんとに住みよいまち、障がいのある人もお年寄りもみんなが、三田に住みたいというようなまちづくりをする場合には、心の障壁を取り除かないといけない。

事務局

人権施策基本方針の「重点施策とその推進について」20ページと23ページでは「バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」と併記しているので、両方を使用することは可能だ。

委員長

人権施策基本方針の20ページの欄外に、ユニバーサルデザインの説明がついている。「バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢・性別・国籍・人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また気持ちよく使えるように、あらかじめ計画する考え方」とある。バリアフリーとは「バリアをなくしていく」という考え方だが、バリアを感じるのはだれかというと、結局、初めは障がいのある方だ。だから障がいのある方にとってのバリアをなくしていくのだが、結局それがみんなのためにもなるユニバーサルなデザインなんだよ、ということになる。障がいのある人だけではなくて、いろいろな人みんなにとっていいことなんだよ、というのが、ユニバーサルデザインだ。

委員長

挙手により評点をとる。

<評決部分略>

委員長

評点を伺ったが、ルーブリックの文言も含めて、気づいた点等があれば出していただきたい。

委員

特に障がい者施策に関する評定は難しかった。障がいのある方が多岐にわたる中で、評定するときに、障がいのある方ご自身がどう思われているかということを抜きに評定をしていいのかと思った。特に最後の4ページにある緊急時の体制は、私はこう評定したけれど、障がいのある方は本当にそういう手だてが実際に整備されているということを、あまりわかっていないと思う。それは、一緒に家族で住まわれている方であれば、例えば緊急時に通報、ボタン押すとか、電話をかけるとかできるが、障がいのある方ひとりでおられる時間帯に通報ができるような施策になっているか。私は評点3に手を挙げたが、ひょっとしたら評点は1ではないかとも思った。あとは、バリアフリーとかユニバーサルデザインの配慮をしたということだが、ほんとに配慮をしているのかなと思うとこがある。そのあたり、特に今回の障がい者施策の評点については、すべてに疑問をもちつつ、「まあ、このぐらいかな」と思いながら手を挙げた。

委員長

八十川さん、この評点づけという試みについていかがか。

八十川

一口に障がい者と言っても、簡単に語れるものではないと思う。情報提供の周知の方法としても、『伸びゆく三田』や市のホームページというのがよく出てきているが、それ以外に『社協だより』もある。『伸びゆく三田』は、目の見えない方に対して、音訳のボランティアの方が全部CD化して提供されている。ただし、それは全視覚障がい者を対象としているのではなく、200人ぐらいおられる視覚障がい者の中で、登録している60人しか対象としていない。全視覚障がい者の名簿は、個人情報保護法で、そういうボランティアグループにも教えてもらえていないので、せっかく音声化したCDも、その60人の方だけにしか配られていない。障がいが生まれながらの人、中途の人、それから、例えば障がい程度が重度の人の中には「あんたらはまだ障がいが軽いからええわ」という思いもあるかと思う。だから、障がい者の福祉とか、すべての障がい者が気持ちよく住めるようなまちというのは、非常に難しい。三田が福祉のまちになるためにはどうしたら良いかということは、全盲の人が白杖一本で、1人で歩けるようなまちになったら一番いいと思う。どういうまちかと言うと、三田駅を降りたったとた

んに、誰かれなしに「どこ行かれますか。お手伝いしましょうか」と、声がかかるようなまち。点字ブロックなんか何も要りません。音声ガイドも要りません。しかし、三田のまちに降りたら、もう白杖持った人に、そういうふうにすぐ声がかかってくるというようなまちにしようと思ったら、幼稚園、小学校から、ずっと教育していく必要がある。

委員長

後半はあまり十分な議論ができなくて評点づけに移ってしまったが、私のほうから3点ほど申しあげる。「心の バリアフリー」という問題は、もちろん障がい者の方の話だけではなくて、今までやってきた同和問題、女性、 高齢者、子ども、外国人の方に対しても、同じことだと思う。前からずっと思っているのは、簡単に言えば、い わゆるマイノリティーとか言われる方たちの友達を作ることが、一番いい方法だということ。心のバリアフリー をなくすには友達を作りましょうという意味で、①にある「交流」というのが非常に重要だ。今回評点をつける にあたっては、市の施策の評価なので、三田市として何に取り組んでいるかというところを見ていかざるを得な い。これは実際のところ、この障害者(児)の一覧表とか、あるいは手引きとか『福祉のあらまし』を見ながら、 例えば緊急時の体制で「あ、そうか、緊急通報システムがあるんだな」ということでそれを評価したりとかにな る。もちろん三田市に対する評価だから仕方がないのだが、市の管轄する事柄しか評価できていないということ もある。ほかの分野でもそうだが、我々が生活していくにあたって、市の管轄以外の部分がすごく多い。例えば、 公共交通機関のことでは、市が指導管理できることではなくて、国土交通省であるとか、あるいは陸運局である とかの管轄になっている。市のほうはそういうところに直接タッチできないという壁があったりする。それは、 ほかの施策でも同じことだ。そういう制約の上で評価せざるを得ないのだが、利用者の側から見ると、我々が今 行っているのはごく一部の評価にしか過ぎない。例えば、緊急時通報という事業を評価するとする。通報システ ムがあるから、私は評点4をつけたが、問題は通報した後だ。「通報して何をしてくれるのか」となると、体制 づくりとして、通報した後どうなっていくのかが本当は大事。民生児童委員の方とかに連絡が行くということな のか。あるいは、災害時に通報している余裕が実際あるのか。通報なんかするよりも、隣近所の方と普段から知 り合いになっていて、助けに来てもらうほうが早い。「あのうちには手足の不自由な方がおられるけれど、どう なっているか」と見に行ってもらうようなシステムを作ったほうが、本人にとっては本当に役に立つのだろう。 最後に、三田市特有の問題というのが多少ある。それは、とてもいいまちではあるが、やはり交通機関の問題。 例えば車の運転ができなくなると、非常に不便なまちではある。最後の④のⅢ整備状況の「バリアフリー・ユニ バーサルデザインな生活環境」というのに「外出時の移動」が入っていたので、これについては厳しくつけざる を得なかった。そういう点をどう整備していくのかと考えたときに、市だけでできるところはやはり多くはなく、 社会全体、地域全体として取り組んでもらわないといけない。三田市に特有の整備しないといけない部分は、ほ かの分野にももちろんあるが、障がい者施策でも結構ある。例えば、市役所に直接行けるバスが私の家からはな い。直接来られないので、バスと電車を乗り継いで大回りをして来ざるを得ないとか、考えていかないといけな いことはたくさんあると、個人的には感じている。今後の委員会の進め方についてだが、次回からは答申書素案 の内容について協議することになる。2月に1回と、3月には初旬と月末に1回ずつということで予定している が、主に答申案の検討にあてたいと考えている。最初に申しあげたが、我々の行っている評価・点検は、ただ評 点をつけることだけが目的ではない。第4期からの課題として、その施策の対象となる当事者の方、それから施 策を実行している市役所の部局の方々と、それから第三者ということで推進委員会の我々が入っているわけだが、 その三者の間でやりとりをした上で、施策を「励ましていく評価」が目的だ。一方、実際に評価・点検を行った 感想としては、かなり辛い点がつかざるを得ないと思っている。諮問の内容は「施策の進捗状況の評価・点検に ついて意見を求めます」だが、評価を出してみたけれども、実際のところこれはどうなんだろうかということを も含む答申案を書ければと思っている。今後、可能ならば、今期の委員会の成果に関するルーブリック、我々自 身の評価についての評価をつくっていけたらと考えている。これは本委員会の最初の数回で「そもそもまちづく り推進委員会って何なのか」という理解、あるいは「ルーブリックとは何なのか」という理解を共有するために、 推進委員会のあり方についてのルーブリックを作ろうとしたが、その続きでもある。締めくくりとして、そうい った内容も盛り込んだ答申・提言が書ければと考えている。あと一月ぐらいの間で素案をつくるので、それを皆 さんに次回から3回ほど検討いただいて、最終的な答申書を市長に提出したい。今後の進め方に関して、皆様か ら何か、提案とか意見はないか。あるいは今私が述べたことについての質問でも構わない。本当であれば、八十 川さんのように実際の施策の対象となる方から、もっともっと意見をいただければ良かったとも思っている。異 論等ないようなので、第16回三田市人権のまちづくり推進委員会を終わらせていただく。

第 17 回委員会 <答申案> 開催日時 開催場所 平成 29 年 2 月 6 日 (月) 18:00~20:00 市役所本庁舎 6 F 委員会室委員会室

事務局

本日は、年が改まりまして最初の委員会となる。委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の折、ご参集いただき、お礼申しあげる。

それでは、人権のまちづくり推進委員会、第17回の委員会を始めさせていただく。委員長、よろしくお願いする。

委員長

議事録の確認を行う。第15回、第16回について、修正が必要な箇所があれば、事務局に書面にて連絡願う。本日の協議内容はレジュメのとおりとなる。人権のまち実現に向けての進捗状況の評価点検にかかる答申案について協議する。

事務局

<資料説明>

委員長

ルーブリックに関して、改めて見直していって、評定をつけていない観点を中心に確認いただいた。まず答申全 体からのルーブリックの位置づけというところからご提案をいただきたいと思う。6分野の施策に関してルーブ リックづくりをやって評点をつけるという作業をやってきたので、今回の答申としては何をやったのかというこ ととして、時間と労力を費やしてルーブリックに関してこういうものを作り、なおかつ評価の試みを行ったとい うことを、報告をせざるを得ないと考えている。6分野のルーブリックはすべて答申書に載せてはどうかという ふうに考えた。評点の扱いだが、これは第4期の時から継続して議論してきているが、評点が一人歩きしないよ うにしなければいけない。つまり、評点のみが注目されて「一体それはどういうことなのか」「このように出て きたのだ」ということがわからないということになってしまうと、まるで意味がないと考える。我々は、子ども からの習慣で、通知表を見て、5がついている、4がついている、などというところだけつい見てしまいがちな のだが、それでは結局なぜそうなっているのかということがわからなくなり、何となくの印象しか残らない。だ が、評点というのはあくまでも評価基準があってのことである、ということは第4期の時から継続して述べてい るし、今回についてもこれだけ労力を使ってルーブリックづくりをやったうえで評点をつけている意味というの は、評点というのは評価基準と切り離せないという考え方にあると思っているからだ。そして、評点を答申書の 中でどういう形で表現するか考えた場合に、ルーブリックに組み込んだレイアウトにして、今回一番下に加重平 均をつけていくという形で書き込んだ。たとえば一番最初の同和問題を見ると、「①あらゆる機会を通して、人 権意識を高め、豊かな人権感覚を育むための啓発活動を推進します」という、三田市の人権施策基本方針の「今 後の方向」としてうたわれた施策の内容を分析してIからVまでの観点を作り、「I周知、啓発」について評価 基準を作った。それで評点をつけてみて加重平均3.8という数字がついた、というふうに表現したということだ。 ルーブリックの扱いについて何か意見等はないか。

副委員長

観点がローマ数字のIからV、基準が5、4、3、2、1と見て、数字の意味がわかるように、どこかに解説がいると思う。このような仕事に携わっている人からすればある程度、観点があってこういう基準があるということはわかる。でも、中学生以上の市民から見て、いきなり観点とか基準とか言われても、なかなか分かりにくいのではないか。

委員長

一つの考え方として、長い文を書いてしまうと第4期答申書とほとんど重なってしまうが、ルーブリックとは何かについて、比較的簡潔な、基本的な考え方の解説は入れておいた方がよいかもしれない。答申書は、答申と答申詳細の2本立てになる。今までの答申書は、要約にあたるのが答申で、細かい説明が答申(提言)詳細、という構成になっているので、これを踏襲する。だから、ルーブリックの取り扱いとしては、答申(詳細)の方にルーブリックを入れていく。具体的な答申の中身の検討に入っていく前に、ルーブリックそのものを完成した形にしておかなければいけない。先ほど事務局から説明があったが、今回は、評定が残されている女性施策に関して、評点付けを行っていく。

事務局

<資料説明>

委員長

確認だが、女性施策の方向性③、3ページ「③自主自立と相互信頼に基づく市民社会づくり」の「IV理解度」の

ところ、参加した人数はわかるが行政職員かどうかは統計がとれていないということだが、将来にわたっても統計がとれないという意味なのか。アンケート未実施という、他のたとえば同和問題の①、1ページの「V達成度」は未実施だが、これから実施をすれば数値として出てきて評決がとれる可能性はあると思う。だが、今の女性問題の3ページの「V理解度」は、この評価基準を設けたことに最初から無理があったということなのか。

事務局

その側面も否めない点があろうかと思うが、項目を残しておくのであれば、関係する講座に関係する所属名を記入する欄を設けたら、将来的には可能である。将来的に、項目に所属名記入欄を設けておけば書いていただける。 それを数値として把握できるのではないかと考える。

委員長

今のところデータが得られないから評点をつけられないけれども、将来的に記入欄を設けることによって調べることは可能だということだ。例えば、同和問題の①、1ページのVとか、いくつか他にもあるが、「アンケート未実施により評決不可」という観点と同じような扱いでよいか。また、アンケート未実施により今回評点がつけられなかった部分の取扱いについて意見はないか。一つの方向としては、ルーブリックにはこういう形で残しておき、将来アンケートが実施された時にできるようにしておくという方向か、現時点で評点がつけられなかった部分については削除して出した方がよいのか、どちらの扱いがよいか。あるいは、他にどんな方法があるか。ご提案願いたい。

委員

将来の努力目標としておいておけばどうか。せっかく評価項目として作成した観点なので、削除するのではなく、 将来行政に取り組んでいただくということで良いかと思う。

委員

先ほど事務局が説明した中で、仕事の中での人権研修は全員が参加なので、それは入れない方がよいと思うが、行政がおこなっている人権研修ではないところで研修に行ったかどうかは興味があるので、行政がらみの男女共同参画のグループとか民生児童委員が主催するような講座とかの中に「あなたは行政の職員ですか」と項目を入れれば、アンケートがとれるのではないかと思う。この前、民生児童委員主催の公開講座を1月14日に郷の音ホール小ホールでさせてもらった。子どもの成長についての医師の話であったが、かなりの数の行政職員が参加していた。本当に自分の意志で学習しようと思っている人がたくさんおられたので、これを削ってしまわないで、この分の数字が見えるようなアンケートを、あわてず急がず実施していけば、行政職員の前向きな姿勢が見えるのではないかと思う。

委員長

削った方がよいという委員はおられるか。では、今回アンケート等で調べられなかった部分については、今の部分も含めて欄としては残しておくが、今回はアンケート未実施ないしは算出不可能ということで評点がつけられなかったという取扱いにしておく。女性施策 3ページ③のIVについては、人権研修の時に「行政職員ですか」という欄をぜひ設けていただいて、どれくらい市役所の方たちが自主的に参加されているかという実態を把握していくような方向でお願いできればと思う。それでは、評点づけができるところは進めておきたい。女性施策のルーブリックの 2ページ今後の方向②「男女の新しいライフスタイルの創造とそのための環境づくり」の「IV数字で見る推進状況」の「事業者へ向けたワーク・ライフ・バランス講座、男性への家事・育児講座、女性への就業・起業講座等の開催」ということについて事務局から説明があった。この観点が実際どのような評価基準になっているか確認すると、講座数と参加者のべ人数が昨年度と比べ、1年間にどれくらい変わったかということでよいか。先ほどの説明では、講座数・のべ人数を基準に前年度比較をした場合、講座数は、減少しているものの、のべ人数は増加しているものがあった。別の年度比較では、その逆もある。また、評点3の評価基準には「同程度」という表現があるが、このあたりの変動をどう見るか。

委員

単純にのべ人数でカウントして、前年と比べてどうだというのもシンプルで測り易いのではないか。「同程度」や「比例して増えた」というよりは、10%超えたとか20%超えたとかという数値で表現した方が、わかりやすいルーブリックになるのではないかと思う。

委員長

10%程度のところでの変動をどうみるかということで、例えば、30人くらいの変動というのは、同程度におさまるかどうかというあたりかと思う。あと、もう一つ気がついたのは、講座の内容が変わっている。「女性のための〜」と銘打っているのはだんだん減ってきて、今年度に関しては、これだけ見ると無い。昨年までであれば、「働くママの」とか、「女性リーダー」とか「女性のための」というのが前面に出ていたが、近年はむしろ男性

をテーマとした講座の実施の方が目立つ。人の動きについては、のべ人数と実人数とを照らし合わせれば、1人2回くらいになるだろうか。しかし、どういう人が参加しているかは年によって変動していると考えられる。そういう意味からいうと、基準があまりよくなかったということになるのか。

委員

他の観点と同様に、それぞれの主観に基づいて挙手し採決すればよいのではないか。 <評決>

委員長

これまでも評定の際に、つけられないという方がおられて、保留を含む数を上げたことはあった。無理やりどこかにつけなくてはいけないというわけでもない。中身を見たうえで保留と判断されることもあるかと思う。そのあたりも主観の中に含まれてくる部分である。

次に進む。女性施策 3ページをご覧いただきたい。「③自主・自立と相互信頼に基づく市民社会づくり」の「 $\mathbb M$ 数字で見る推進状況」で「市役所の女性管理監督職の割合」ということだが、先ほどの事務局の説明では今年度は11.9%となっている。評点 5 の基準は「国の目標値を超えている」。国の目標値は20%となっているので、評点 5 のところは「20%(国の目標値)を超えている」という解釈でよいか。そのほか、評価基準について何か意見はあるか。

委員

確認させていただくが、内閣府の統計と女性活躍推進法による統計とでは、数値の取り方が違うのか。

事務局

男女共同参画施策の推進状況調査の数え方では11.6%となっている。

事務局

資料の表にあるように、男女共同参画推進計画に基づいて算出した数値は、過去数年間の統計が作成されているので、こちらを基本に評決していただければと思う。評点3の評価基準に記載されている11.9%を11.6%に置き換えていただきたい。

事務局

特定事業主行動計画を策定しているので、それに基づいて、平成28年度に公表している数値は11.9%となっている。だから今後はこの数値で議論がされていく。

委員長

今後は特定事業主行動計画により算出されている数値をベースにして評価していくが、今回は前年の数値がないので、男女共同参画施策推進状況調査の数値で見るしかないということだ。では、評決に移る。

委員

いろんな意見が出てくると、結局のところどれを基準に考えたら良いのかがわからなくなる。自分なりの判断をしていたのだけれど、皆さんの意見を聴くことで、自分の考えが揺れてしまっていた。もっと時間をかけないとわからないことがたくさんあった。一つ一つ資料を揃えた上で議論をしていかないといけないことがたくさんあると思った。

委員長

今いただいた意見はこの後議論する答申案の方に盛り込んでいきたいと思う。

ルーブリックの検討に戻る。子ども施策の「④子どもの自尊感情を高め、生きる力を育む教育の推進」の「I体制づくり①」で、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉えつつ」という文言は必要か。「人権に関わるあらゆる今日的課題」の例示として挙げられているので、「同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえつつ」という文言は、ここでは必要ないように思う。つまり、6つの分野の一つとして「女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等」と併記されるのではないか。「人権問題として重要な柱として捉えつつ」と入れておく必要があるのか。

事務局

人権施策基本方針の4ページを見ていただきたいが、上から5行目に「全市あげての粘り強い取組の結果、市民一人一人の人権意識は高揚し、『部落差別はいけない』『部落差別はまちがっている』という一定の共通認識が広く定着するとともに、さらに同和教育の取組は、社会に存在する様々な人権問題への気づきを促し、女性、外国人、障害のある人等に対する人権課題を明らかにしてきました」とあるので、これがやはり根本にある。

委員長

私もその主旨は理解している。問題は、この「I体制づくり①」の観点としてこの文言が要るのかということだ。

この観点は「~等人権に関わるあらゆる今日的課題の解決に向け、命と人権を大切にする教育の推進」というのが一番のポイントなわけだ。その「人権に関わるあらゆる今日的課題」の例示として同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、という6分野があがっているので、あえてここに「同和問題を人権問題の重要な柱として捉えつつ」とつける必要があるのかということを確認していただきたい。

副委員長

今、委員長がおっしゃったことで、「I体制づくり①」の文章は「三田市人権施策基本方針に基づいて、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人」とすると良いのではないか。同和問題を最初に挙げたから気になるのなら、「基本方針にもとづいて、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人」ということで解決するのではないか。基本方針は同和問題を重要な柱としているわけだから、「基本方針をもとに同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人」と我々が取り上げてきた6つの分野を並べたら良いのではないか。

委員長

歴史的には同和問題が人権問題の重要な柱であり、今でも重要な柱であると私も思っている。基本方針にも歴史的経緯として記述されていることは重々理解をしている。疑問なのは、「I体制づくり①」という観点の記述として、あえてここに書き込む必要があるのかということだ。歴史的経緯を書いておく必要があれば入れてもいいと思うが、観点の記述が長くなっているので、残しておいた方が良いという意義がわからなければ、削った方がいい。

事務局

学校における教育の分野で、特に道徳の授業をどう組み立てるかというのが中心問題になってきている中で、これをつくった時は、教育振興基本計画の中の文言を拾った。

委員長

書き込んだ経緯については理解した。

委員

同和問題は人権課題の重要な柱であるわけだから、あえて子ども施策のところで表記しなくても良いのではないか。

副委員長

まず最初に解決しなくてはいけないのは同和問題であるし、「同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人」と表記すればいいのではないか。

委員長

他に意見はないか。異論はないか。

同和問題への取組が他の人権課題に広がっていったという歴史的経緯はあるし、もちろん配置を変えるわけではないが、「を人権問題の重要な柱として捉えつつ」の部分は削除するかたちでお願いする。

委員長

次回は答申案をもう少し成文化したかたちで皆さんにみていただきたいと思う。

委員

今年度は、4月には障害者差別解消法が施行され、12月には部落差別解消推進法が施行された。法施行による影響についての文言をこれからルーブリックに入れるのは無理だと思うが、人権施策に関する法案が成立していっている現状があるので、今回の答申の中で、それらへの対応等を記載することは可能か。

委員長

たとえば、導入の、委員会のおかれている社会的意義や、今年度の社会状況を記述するところで、ご指摘の説明 を入れることはできると思う。

副委員長

今日的なことといえば、女性活躍推進法も今年度だし、LGBTにおけるハラスメントの禁止、マタハラの禁止 もそうだ。入れていかなくてはいけない。大事な部分であると思う。

委員

高齢者施策を議論していた時に、現行下の制度との整合は三田市人権施策基本方針の改訂版ができた段階で考えるという話であったと思う。

委員長

諮問は「三田市人権施策基本方針を踏まえ」とあるので基本方針に沿った答申になっていると説明する。今言っていたのはその前のことで、諮問が出てくる背景か、あるいは、何ができて何ができなかったか、というところ

になると思われる。今日的なことへの対応ができていないということなので、取り組みとして「できなかったこと」としてまとめる。

委員

あくまでも平成15年度に策定された三田市人権施策基本方針に基づいて評価・点検を行うということであるが、 取り組んでみると、いろいろとそぐわないところもでてきている。高齢者についても基本方針ができた時から基 準が見直しになっているところがある。先ほど委員長が言われたように「できなかった」というところに入れる のも一つかと思う。委員会としての提言として、基本方針をベースに置かざるを得ないのはわかるが、そもそも ベースが古くなっているため、行政側が職権で見直すというのも一案かとも思う。

委員長

基本方針の見直しは、次期の推進委員会の課題として、指摘しておく必要はあるかと思う。

委員

今期の委員会活動に関するルーブリックの評価基準が「中学生が理解できる」となっている。中学生以上を対象 にしているということを特筆しなくていいのか。

委員

「中学生以上」というのは、公文書は義務教育を卒業した程度の人が読んでもわかる文書にしなくてはいけない、ということを意見として言ったと思う。それが、今の評価基準案では「中学生が」読んでもわかるということになってしまっている。中学1年生や中学2年生が読んでも分かるような文章にしようということではないのではないか。

副委員長

確かに公文書については義務教育を終えた人が読めるようにしておかなければならない。ここの委員会は公の公文書をつくるところだと思うが、三田市同和教育研究協議会から「三田市人権を考える会」へ名称を変更した時に我々が考えたのは、「中学生にもわかる」という、小学校を卒業した中学1年生というふうに考えた。しかし、附属機関が取り扱う部分については「中学生以上」という表現が良いのではないかと思う。

委員

何が困難をもたらしていたかというところに関して、今期の推進委員会の活動の中心は、基準となるものさしをつくる作業だったと思うが、先ほどの市役所における女性管理職の割合についてもそうだが、指標となる数値があとから出てきた。どんなものがあるかという全体像が見渡せない情報の中で、見方によって意見が変わってしまったということにもなった。全体像が見渡せる情報の中で議論がなされなかったので、結果として困難になったという印象を受けた。

委昌

評点を見たときに、思っていたよりも結果が悪かった。私たちの側だけからみた評点なので、これができた時に、 事業担当者にわかっていただけるような作業ができたのかどうか。「励ます評価」といいながら、議論・確認に 追われてしまったときもあった。ただ、そういうことをしなければ、その中から課題も見えてこなかったと思う。 今後は、出てきた課題をどう改善につなげていくかということだと思う。

委員

文章の書きぶりというのはいろいろとかわってくると思うが、ここ数年、市の活動を見ていたら、よくやってきていると思う。ただ、先ほどあった女性管理職の問題は、常識的に考えたら、10人に一人くらいしか女性の管理者が在籍していないという事実はおかしいのではないか。半数は女性がおられるわけだから少なすぎる。でも、少なすぎるとは思いながら評点3をつけた。そのあたりが矛盾している。現実はもっといいものにならないといけないと思いながら、妥協して評価してしまっているというのが残念な部分だ。他の項目についてもそういうことがいえるのではないか。

委員

自分が知っている以外のことが多すぎたので、評価にあたり困難を感じた。

委員長

次回までに、文章にした答申案を書いてみようと思う。次回、文章案をみていただきたいのと、委員会そのものの自己評価もしていただきたいと思う。できなかったところはできなかったといわざると得ないので、委員会のあり方を含めての提言にしていけたらと思っている。

では、今日はこれで閉会する。

第 18 回委員会 <答申案> 開催日時開催場所

平成 29 年 3 月 6 日 (月) 18:00~20:00 2 号庁舎 3 階会議室

事務局

第18回三田市人権のまちづくり推進委員会をはじめる。委員長よろしくお願いする。

委員長

第 17 回委員会の議事録の確認だが、議事録の概要版がお手元に届いているかと思う。市ホームページに掲載するので、修正すべき点があれば、3月9日(木)までに事務局まで報告をお願いする。今日は、答申書の詳細について皆さんから意見をいただき、それを確認して、次回最終確認をする。また、事務局から既に送付済の、委員会そのものに対する自己評価のルーブリックに関しては、答申には間に合うように追って協議を進め、評決もとっていきたい。まず構成について 1ページにあり、 2ページ以降は詳細の案ということで文章にしている。本日はこれに関して意見をいただく。構成としては、本文、本文詳細、6分野のルーブリック、資料の順となる。構成について意見はないか。

副委員長

第5期推進委員会で行った成果として、6分野のルーブリックに取り組んだというのは、とてもわかりやすい表現だが、この後に6分野のルーブリックをつけて、次の章で「第5期推進委員会でできなかったこと」となっていると、相当表現がきつくなるのではないか。第5期推進委員会でやったことはルーブリックそのものが成果となる。ルーブリックをつくり評価の検証結果として「課題となったこと」とか「問題があったこと」とした方がよいのではないか。章の表題を、「できなかったこと」という、評価が入る文言にしてしまうと、ルーブリックを見たあと重苦しくなる。

委員長

4章の表題が「第5期推進委員会でできなかったこと」になっている点については、指摘いただいたような印象を与えることは了解した。今の点に関して、他に意見はないか。

委員

答申(案)については、わかりやすい文章でよく理解することができた。6つのルーブリックを拝見して、それぞれの評価でそれぞれの観点があるというのはよくわかるが、6つの間の関係性までは検討しなかったと思う。市民が目にした場合、どの観点でどう評価されたというのかがわかりにくい。三田市人権施策基本方針には、推進体制の整備、人権教育・啓発の推進、人権相談・救済体制の整備、市民活動の推進、共生社会の実現と4つの重点施策が書かれてあるが、6施策における個々の観点の統一性が必要ではなかったかなと思っている。

委員長

そういう意味ではそれぞれの分野ごとに、それぞれの施策ごとに作っていたため、関係性を担保することはしなかった。現状のままでいきたいが、意見については書き加える。他にいかがか。

委員

同和問題の①・I の観点では、「周知・啓発の媒体と対象」ということになっているが、他の施策もある程度統一的に、「周知・啓発」ということで、統一感を持たせて揃えておいた方が良い。同じ「周知・啓発」でも「媒体と対象」まで書いてあるところもあれば、女性施策ではただ、「周知・啓発」とだけになっていたりしている。それと「第 5 期推進委員会でできなかったこと」は書き方としていかがかという意見があったが、整理ができなかったことが来期に持ち越すということになれば、「できる」ということに関して一定のラインが必要かと思う。点検としては不十分であったということは、私個人は事実であったという反面、できる可能性はどうやったらできるのか考えたときに、一つには当事者の方ともっと話しあえる時間がなかったから、結果として不十分だったと感じている。当事者の方がこの評点を見られて、すごいって思われたら、私はあまりできなかったと思っていても結果として、見られる方の主観の問題になってくると思うので、そういう意味では時間がなかったということを付け加えた方が、今後につながるのではないか。

委員

この第5期の委員会の当初から委員長から「励ます評価」というキーワードを言われてきた。いい言葉だと思う。「もっと頑張りなさい」という声かけは、ともすれば、低い評価に聞こえがちだが、これは「励ます評価」となり、今回の委員会の特色を表している。評価点数だけを見た場合、辛い点をつけて平均点を下げる人もいるので、そういうコメントも加味して欲しい。低いけれども、「一生懸命やっていた。」というニュアンスが添えられるのであれば、今回の第5期の委員会の大きな役目を果たせたと思う。

副委員長

構成についてだが、「第5期の推進委員会で行ったこと」、そして「ルーブリックを6分野」割りつけて、次に「第5期推進委員会での課題」として書いているときに、6分野を通じて我々が気になったのは、最後に書かれている諮問に沿った活動に関する問題点の平成15年度に定められた基本方針に沿って観点を決めて、評価基準を作成して決めてきた部分が気になった。読む市民は最後の最後に述べられてわかることになるが、読む側からすれば、平成15年度に策定した基本方針に基づいて動いていたということをまず最初に説明して、そしてルーブリックが出てきて、こうだったとなる方がいいかもしれないと思った。

委員長

6分野が人権施策基本方針に掲げられているが、それぞれの分野の今日の状況に照らし合わせて評価をしてももちろん良かったし、実際にそうなっている。基本方針だけみて施策を行ったり今後の方向を考えたりしているわけではなくて、実際に三田市が今どうなっていて、新しい法律やいろいろな条例ができているという状況の中、施策を行っている。しかし、枠組みとしては、三田市人権施策基本方針にのっとらなくてはならなかった。中身の評価は今日的な評価をしている。

委員

三田市人権施策基本方針を見直す必要があるということであったが、第5期委員会では、基本方針を基本として、 ルーブリックを作ったので、そういう言葉を付け加えた上で、最終的にそれは見直すべきだという提言がレイア ウトとしてきれいかと思う。

委員長

先ほど問題提起があった観点の順番が入れ替わっているのは、観点の順番をそろえるということか。事務的に縦列がまったく独立しているので、入れ替えることは可能だと思うが、そうすると議事録と整合性が取れなくなる。

事務局

ルーブリックの観点の順番を決めていく際には、施策の方向性の観点で優先順位として重要なものから並べてい くとした上で観点を設定した。

委員長

その説明も入れる。不統一は、それぞれの分野において、施策における優先順位があったのでそういう理由があるのだと書いておく。

委員

答申詳細の部分に、「三田市人権施策基本方針そのものを見直す必要があります」とある。三田市人権施策基本 方針そのものを見直す必要があるとまで、委員会が述べて良いものなのか。

委員長

皆さんの意見を伺おうと思っていた箇所だが、すでに第4次総合計画が進められているので、本来ならば総合計画の見直し時に合わせて、人権施策基本方針も見直されるべきところだった。そして、人権推進課は単なる一部局ではなくて、人権のまちづくり推進本部の事務局でもあるので、部署間の調整を行う位置づけも必要になる。そういう思いがあったので、案としてあえて記載し、委員の皆さんの思いを確認したい。

事務局

平成 15 年の基本方針策定から社会情勢も変わっているうえ、文言表現の中でも齟齬のある部分も見受けられるので、第6期の推進委員会の中で考えていただくような方法を検討したいと思う。

委員長

人権施策基本方針の見直しはやるのだが、問題はやり方だろう。つまり、人権推進課が単なる一部局でしかなく、総合計画のたくさんの事項の中の一つの隅っこで、見開き1ページくらいの人権に関する事項として見直しをやるのか。それとも、人権のまちづくり推進本部を実質化し、その事務局としての位置づけを与えられ、全体を見渡しながら、ある意味で総合計画全体も見渡しながら、基本方針の見直しをやるのか、ということだ。

事務局

人権施策基本方針の見直しについては、総合計画を踏まえ、人権のまちづくり推進本部の中でも協議をしていきたい。

委員

行えなかったこととか問題点という項目がいくつかある。これらは、今までに委員で話し合ってきた努力の結果 だと思う。答申では、活動報告と、課題とか方向性の、どちらに重点を置くのか。

委員長

両方だ。だから、提言として、基本方針の見直しをしてほしいと書ける。あともう一つ提言として、評価点検を やってみて、評価点検についての課題があぶり出されてきている。4ページにも引用したが、前の第4期答申書 に、作業班でやって時間をかけてやるべきと書かれていたので、本委員会でやると決めた時点で、時間がなくて コミュニケーションが取れないということも、ある程度予測はできていた。やはり、コミュニケーションは十分 取れないところがあったが、しかし、あえて本委員会だけでやった意味もある。作業班に分かれれば、各委員が 全体を見渡すことはできなくなっていただろうし、正副委員長だけで全体を取りまとめることにならざるを得な かったかもしれない。だが、推進委員会は作業のための委員会ではないにもかかわらず作業的な事をやってしま ったということは確かなので、それも書き込もうと思う。

委員

自己評価のルーブリックは「あいまいさのない評価」とある。詳細な聞き取りがない状態でルーブリックについて協議してきたのだから、実際どこまでやっているのか評価のしようがなかった。やはりルーブリックは三者で話し合って作るべきだったと思う。

委員長

三者というのは、担当部署と、施策対象者の市民と、我々評価する者にことだが、この手順をふり返って整理して、3章の「第5期推進委員会で行ったこと」でまとめた。委員の中の分担はその分野に深く関わっている方を中心に担当を決めたが、施策対象となる市民の方の関わりというのは、推進委員会にお呼びしただけで終わったので、十分なコミュニケーションが取れていない部分もあったと思う。

委員

「あいまいさ」はどう理解したらよいのか。

委員長

「明確な」というほう方がよいか。つまり、施策に直接携わっていないとか、その分野の対象ではない方から見て、その評価の意味が即座に分かるという意味で。

副委員長

「明確な」「明確さを欠く」「明確さを欠かない」とかいう表現にするのか、あるいは「迷いのない」評価といった表現がよいか。「あいまい」というのは気になる表現なので、「明確さを欠く」とか「迷うことが少なくありませんでした」という表現が本文にあるので、「迷いのない評価」とかいう方がよいかと思う。

委員

他市と比較して、三田市の人権に関する成熟度は、決して悪くはないと思う。

委員長

そのことは、ルーブリックに観点として入れた方が良かったのだろう。他市では、人権のまちづくり推進委員会がある所自体が少ないかもしれないので、自己評価のルーブリックは、人権のまちづくりに取り組んでいるという枠組みの中で、どこまでできたかという自己評価にならざるを得ない。その枠組みがあるかないかというのは、どちらかというと三田市の取組みそのものの評価になる。その取組みの中で行われた推進委員会として、我々としてはどうだったかということで最後のルーブリックを表現したいので、三田市の中でどれだけがんばれたかという評価にならざるを得ない。

委員

三田市の人権施策というのは他市から比べても前向きに取組んでいるし、私が関係している外国人の分野においては随分進んでいる。

委員長

実際には、他市に比べてよくやっているかという項目は入れにくい。本当だったら、我々の方が情報を得た上で、非常に良くやっているという評点を入れるべきだった。そういう意味では「励ます評価」にならなかった。しかし、「人権施策を励ます評価としましたか」というのは、是非入れよう。構成を再度整理すると、ルーブリックは最後に置かず、第4章の冒頭にもってくる。我々はできなかったけれど、またこういう試みをやるとしたら、是非この点はこうして欲しい、というかたちでバトンを渡せればと思っている。それが提言としてできることと思っている。次回の予定だが、委員会でたくさんご意見をいただいたので、それを事務局とも相談しながら最終案を作成する。そして、それをご確認いただいて、自己評価をその時には実施したいと思う。最終案を確認して、それでもなお直すところがあれば、再度調整してまた皆さんに確認いただく。次回には完成版に近いものをお送りしようと思う。事前のご確認とご提案をお願いしたい。では、これで閉会する。

第 19 回委員会	開催日時	平成 29 年 3 月 27 日 (月)	17:30~19:30	
<答申案>	開催場所	2号庁舎3階会議室		

事務局

第19回人権のまちづくり推進委員会を始めさせていただく。委員長、よろしくお願いする。

委員長

本日が最終回の委員会となる。まず、第 18 回の議事録を確認する。修正などがあればこの場で指摘いただきたい。また、本日の会議の議事録に関しても皆さんに確認していただく時間がないので、私の方で確認をして概要を作ろうと思う。一任いただきたい。それでは、答申書案について、最初のページから、構成、表現などについても最終的にご意見をいただきたい。

委員

ルーブリックの評価の中の「誰でも理解できる表現になっているか」という中で、「誰でも」という表現が気になる。表現としてどうか。

委員長

ご指摘の点については、削除する。

委員

目次のルーブリックの部分に分野ごとのページも入れてはどうか。

委員長

意見のとおり対応する。

委員

40ページの「一般市民が理解できる表現になっているか」の観点の評点3の「22歳」もカッコ書きで大卒程度と書いたほうが良いのではないか。

委員長

大卒と高卒がそれほど違うとも思えない。私が大学で勤めているからそう思うのかもしれないが、高校生と大学 生は読解能力でそれほど大きく違うのかという気持ちがある。何か意見はあるか。

委員

高校、大学と書くと学歴を考えてしまう。選挙権は 18歳に下りているが、成人は 20歳なので、「成人」という表現にして、評点 3部分をもうひと工夫すればどうか。

委員長

逆の考え方で「成人」を削除するという考え方もある。例えば「15 歳」というのは義務教育修了者であればということだが、高等学校卒業程度と大きく違うのか。ここの論点は、むしろ関心があるかどうかで大きく違うのではないかということもあった。評点2のところにあるように、関心があれば理解できるし、関心がなければ優しい文章で書いても理解できない。だが、この観点は表現の問題だ。

委員

評点3が「22歳程度の成人」、評点2が「関心のある成人」なので、22歳程度を削除したらどうか。

委員長

評点3については「22歳程度」を削除してはどうかと思う。そうすると評点4と評点5のところが課題となる。これは技術的な問題でどちらでも良いような気もするが、評点5のところは「義務教育が終わっていれば誰でも」というニュアンス。それと「成人ならば」というところの間で、どこを取るか。

委員

国語的に理解できるかどうかが問題だと思う。評点 5 は「中学生」、評点 4 は「義務教育終了」、評点 3 は「成人」、評点 2 は「関心のある成人」ではどうか。

委員

評点2の「関心のある成人が理解できる」というのは、あまりにも低い評点ではないか。年齢もある意味では大切かもしれないが、関心のある成人が理解できたとしても、評点2というのは少ないような気がする。

委員長

このルーブリックの作り方について言っておくと、実質的には評点3をプラスマイナスゼロの原点にしている。皆さんと練って作ってきた39ページまでのルーブリックの作り方とは違い、評点3のところが真ん中となっている。評点2が「良くない」、評点1が「すごく良くない」、評点4は「良い」、評点5は「すごく良い」という感じで、アンケート等の尺度のような付け方になっていて、評点3が標準という考え方だ。

あと、この観点は言葉遣いについてなので、例えば「関心のある成人」というのは、施策や人権問題に関心がある人しか理解できない特殊な言葉を使っていないかということ。観点の表題では「一般市民が理解できる表現」という書き方が曖昧なので、「言葉づかい」とかのほうがいいのかもしれない。どれだけ言葉を尽くして中身を

わかりやすく説明しているかということとは少し違う。たとえば「同対審」とか「LGBT」というような専門用語は使っていなかったはず。言葉づかい、国語の問題であって、難しい言葉を使っていないかということだけの問題だ。「難しい言葉」の一つに専門用語があり、評点 1 とか評点 2 のところは、専門用語の話だが、評点 4 、評点 5 はそうではない。専門用語ではなく一般の言葉を使ってはいるのだが、漢字言葉で表現したり、カタカナ言葉で表現していたりとかいうことだ。読み書き、国語の問題として取り上げているところなので、読んだ人がどれくらいわかるか、わかる能力を測るのではなくて、こちらがどういう言葉づかいで書いているかということだ。

委員

各分野別のルーブリックの表の観点「周知・啓発」の部分で5を評点としてつけているのは「中学生以上」という言葉が多い。評点5の部分が「中学生程度」、評点4が「高校生程度」、評点3を「成人」というような形も一つの考え方かと思う。

委員

「22 才程度」というのが大学を卒業していないとわからない文言なのかと理解されると、人権問題としてかえって違う意味が出てくるのではないか。22 才ははずして 20 才という形で「成人」、評点3はそれと同じで評点2も「関心のある成人」、評点5と評点4は今言われたように年齢を入れるか、「中学生」「高校生」という形にするか問題なのだが、私は年齢を入れないでいくほうが良いのではないかと思う。

委員長

8ページ、同和問題①のローマ数字 I で一番左の行「周知・啓発の媒体と対象」では、評点 5 が「ほぼ中学生以上が理解できるように説明されている」。評点 4 のところが「成人の一般市民が理解できるように説明されている」。評点 3 が「人権に関心のある市民が理解できるように説明されている」。評点 2 のところが「行政用語が使われており読みづらい」。評点 1 のところは「行政・専門用語が使われて読みづらいのに説明がない」。他の分野に関しても、同じようなかたちになっているところが多い。例えば 13 ページ女性の「周知・啓発」のところも今読み上げたような表現が使われている。高齢者施策だと「生活設計づくりの推進」では対象者は限られているので表現も異なるが、「人権権利擁護の推進」では対象者が一般になってくる。するとやはり、「中学生以上」「市民」「人権に関心のある市民」「行政用語が使われており読みづらい」「行政・専門用語が使われて読みづらいのに補足説明がない」という形になっている。子どもの場合は、30 ページの「子どもの権利擁護の確立」という一般紙向けの周知・啓発では「中学生以上」「成人の一般市民」「人権に関心のある市民」「行政用語が使われており読みづらい」「行政・専門用語が使われて読みづらいのに補足説明がない」という形になっている。

そこで、40 ページの3つ目、観点の表題については少し考えるが、基本的に評価基準は上から、評点5が「中学生以上」、評点4が「成人の一般市民」、評点3が「人権に関心のある市民」、評点2が「行政用語が使われており読みづらい」、評点1が「行政用語で使われて読みづらいのに補足説明がない」、とする。後で評点をつけるが、この基準でいく。

委員

自己評価ルーブリックの観点「評価基準の意味が明確か」というところだが、評点3が「どちらともいえない」とある。これが私もわからないのだが、上は「良い」で下は「悪い」、真ん中は「どちらともいえない」としても、ここでは「どちらともいえない」が中途半端だ。評点3の基準を「わかりにくいところが残っている」としたほうがよい。「どちらでもない」では判断のしようがない。

委員長

40 ページのルーブリックの2番目の観点「評価基準の意味が明確か」のところで、評点3を「意味が分かりに くいところが残っている」に変えて、評点4を「おおむね明確である」と修正する意見である。評点5と評点2 と評点1は変更なし。

委員

41 ページ 7 番目、下から 5 行目に「最新の情報を反映することができませんでした」とあるが、高齢者問題で、結果的には最新の文言を入れてしまった。18 ページの「第 2 次健康さんだ 21 計画」が入ってしまっている。これは平成 34 年までが計画年度となっている。

委員長

今の点に関して説明をつけ加えると、人権施策基本方針の範囲を結局越えられなくてできなかったことがあるにもかかわらず、例えば男女共同参画の女性管理職の割合など、最新の指標を入れている。また、差別解消法、女性の活躍推進法、ヘイトスピーチの解消法なども施行され「可能な限りこうした今日の状況をふまえて評価、点検を行いました」という文言を入れた。一方、諮問では「三田市人権施策基本方針を踏まえてその掲げる分野に

関する施策についての評価、点検を」というふうに書かれていたので「基本方針の範囲を越える事項については評価、点検を行うことができなかった」というような書き方になっている。評価した項目は平成 15 年の指針に「今後の方向」として示されたものに準拠したが、評価の中身については最新状況をふまえて行った部分もある、という説明になっている。

だから問題の箇所は、最新の状況を「十分反映させることができませんでした」とかいう書き方にした方がよいかもしれない。最新状況を全く反映できていないわけではなく、高齢者施策以外にも、たとえば子どもについても反映させている。「最新の状況を反映させることができませんでした」というところは「十分反映させることができませんでした」と変える。

委員

一番気になったのは、関心のある成人が理解できるというのは他の施策における評点からいうと3になっている。その中で自己評価のルーブリックだけ2になっていることが気になる。

委員長

了解した。ここは評点3に格上げする。

それでは、40ページの自己評価の評点付けに移る。確認するが、40ページのところで観点が4つでており、左から順番にいくと、まず「励ます評点になっていたか」ということで、変更なしで評点5が「大いになっている」、評点4が「多少はなっている」、評点3は「どちらともいえない」、評点2は「あまりなっていない」、評点1は「まったくなっていない、あるいは逆効果である」。「逆効果である」ということは励まされない、逆に凹まされるという意味だ。

2番目の観点は「評価基準の意味が明確か」で、ここは先ほどのご意見を伺って評価基準が少し変わった。5は変更なしで「すべての評価基準に関して誰が見ても明確である」。4は後半を削って「おおむね明確である」。3は「どちらともいえない」を削除し「わかりにくいところが残っている」に差し替える。2が「意味がわかりにくいところがかなりある」、1が「意味がわかりにくいところばかりで大部分が不明確である」となる。

3つ目の観点だが、これは観点の表題を書き換え「わかりやすい言葉使いで書いているか」というような表現にする。5が「中学生以上なら理解できる」、4が「成人なら理解できる」、3が「人権に関心のある市民なら理解できる」、2が「行政用語・専門用語が使われており読みづらい」、1が「行政用語が使われており読みづらいのに補足説明もない」となる。

4番目の観点「施策の改善に活かせる評価・点検か」には変更はない。5 が「大いに活かせる」、4 が「多少は活かせる」、3 が「どちらともいえない」、2 が「あまり活かせない」、1 が「まったく活かせない」となっている。

-評決略-

委員長

数字自体にそれほど大きな意味があるわけではないが、全体として評点3以上の評価ということになる。評点と してはこういう形で報告書には載せる。

以上で報告書の点検も一応終わり、評点付けも終わった。今後の予定だが、4月中旬に市長に答申書の手交を行うことになっているので、できるだけ多くの委員のみなさんの列席をお願いする。

最後になるが、人権施策を評価することはやはり大変なことだ。三田市では、三田市人権のまちづくり推進委員会の1期から「励ますための評価」をキーワードとして取り組みが始まり、それを踏襲して第4期と第5期の2期にわたり取り組んできた。今後は我々の取り組んだ成果の意味を活かしていくということになってくる。今後ともよろしくお願いする。では、これにて閉会する。